

令和 6 年（2024年）12月 6 日（金曜日）

第 3 号

令和6年第4回
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

第3号

令和6年（2024年）12月6日（金曜日）

出席委員	交代委員
委員長	
内田 尊之 君	
副委員長	
川 澄 宗之介 君	
清水 敬弘 君	
板谷 よしひさ 君	
伊東 尚悟 君	
戸田 安彦 君	
藤井 辰吉 君	
海野 真樹 君	
滝口 直人 君	
中川 浩利 君	
畠山 みのり 君	
赤根 広介 君	
檜垣 尚子 君	村田 憲俊 君

出席説明員

環境生活部長	加納 孝之 君
環境生活部 アイヌ政策監	薬袋 浩之 君
環境生活部次長	阿部 正幸 君
環境保全局長	阿部 和之 君
くらし安全局長	佐藤 圭子 君
文化局長	黒須 成弘 君
スポーツ局長	岡本 拓司 君
野生動物対策 担当局長	新井田 順也 君

総務課長	三ツ木 寛史 君
環境政策課長	久保 貴司 君
水道担当課長	岡田 朋子 君
野生動物対策課長	小島 宏 君
ヒグマ対策室長	井戸井 毅 君
交通安全担当課長	二瓶 友和 君
消費者安全課長	鏡 法裕 君
文化振興課長兼 歴史文化担当課長	越田 習司 君
縄文世界遺産 推進室長	栗原 肇 君
障がい者スポーツ・ 競技力向上担当課長	清水 直子 君

総合政策部長 兼地域振興監	北村 英則 君
総合政策部 グローバル戦略推進監	工藤 公仁 君
総合政策部 次世代社会戦略監	大矢 邦博 君
総合政策部 交通企画監	宇野 稔弘 君
総合政策部次長	清水 茂男 君
国際局長 兼ロシア担当局長	小林 靖幸 君
地域創生局長	馬場 俊哉 君
交通政策局長	斎藤 由彦 君
航空港湾局長	前川 晃輝 君
国際企画担当局長	堀内 一宏 君
外国人材担当局長	津久井 直子 君
科学技術振興 担当局長	蓮見 光志 君
鉄道担当局長	佐々木 敏 君

新幹線担当局長 川村秀明君
総務課長 内藤敏徳君
国際課長
兼ロシア担当課長 木下博史君
国際企画担当課長 齊藤祐紀君
国際経済担当課長 今田美幸君
外国人材担当課長 池田和明君
科学技術振興課長
兼産学官連携室長 西海健君
地域戦略課長 水井啓介君
地域創生担当課長 榎波潤記君
交通企画課長 早川由世君
地域交通担当課長 齋藤冬樹君
鉄道企画担当課長 佐藤康大君

並行在来線担当課長 小林達也君
空港戦略担当課長 村田高志君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 三上健治君
議事課主査 水口まち子君
同 相田恵君
同 齊藤晃俊君
同 福士元啓君
同 中川典彦君
同 大西健君
同 井端卓君

午前 10 時 開議

○内田尊之委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔水口主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

中川浩利 委員
海野真樹 委員

であります。

○内田尊之委員長 それでは、議案第1号、第21号、第32号、第33号、第36号及び報告第1号を一括議題といたします。

1. 環境生活部所管審査

○内田尊之委員長 これより環境生活部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

戸田安彦君。

○戸田安彦委員 おはようございます。

大きく3項目質問いたします。

初めに、野生鳥獣対策に関し、アライグマ対策についてであります。

アライグマは、現在、道内のほぼ全域で目撃され、農業被害が高止まりとなっており、市町村長などから、アライグマを何とかしてほしいといった、効果的な対策を望む声をよくお聞きして

いるところであります。

本年の第1回定例会予算特別委員会においても、我が会派の同僚議員が、広域的な対策などに関する質問を行っていますが、その後の取組状況等について伺います。

まず、最近のアライグマの生息状況、農業被害額や捕獲数の推移はどのようなになっているのか、伺います。

○内田尊之委員長 野生動物対策課長小島宏君。

○小島野生動物対策課長 アライグマの生息状況等についてであります。アライグマの目撃や痕跡が確認された市町村は、平成4年度で13市町村でしたが、平成15年度には103市町村、令和5年度には166市町村となり、道南や道東の一部を除き、ほぼ全道に生息域が拡大しております。

農業被害額については、平成30年度以降は1億円を超えており、令和3年度には過去最高の1億4900万円、直近の令和4年度は1億4400万円となっており、高止まりの状況が続いております。

また、捕獲数についても増加傾向にあり、平成27年度には1万頭を超え、令和2年度には2万5000頭、直近の令和4年度には過去最多の2万6425頭を捕獲しております。

○戸田安彦委員 ほぼ全道にわたって甚大な農業被害などの影響を及ぼしている現状を踏まえ、しっかりとした対策を取る必要があると考えますが、これまで、道としてどのような取組を進めてきたのか、その成果と課題を含め、伺います。

○小島野生動物対策課長 これまでの取組についてであります。道では、これまで、振興局ごとに、実際に捕獲に当たる市町村職員や農業者の方を対象に、現場での実践的な捕獲方法などの研修会を実施してきたほか、個体数の削減効果が高い3月から6月にかけて、市町村や農業団体と連携した一斉捕獲を推進するとともに、地域での効果的、効率的な捕獲対策を支援するため、昨年3月に策定したアライグマ捕獲プログラムの普及に向けて、空知、後志、日高、上川、留萌及び十勝の6振興局において、プログラムの具体的な活用方法を習得していただく講習会を開催するなど、捕獲プログラムの周知を図ってきたところです。

また、広範囲を移動するアライグマに対応するため、昨年度、広域連携モデル事業として、空知、日高、十勝の3振興局を対象に、隣接する市町による協議会を設置し、地域ごとの推定生息数や捕獲目標数を設定し、それに基づき、専門家派遣による捕獲技術の現地指導などに取り組んだところです。

こうした取組を通じて、捕獲効率の向上が図られたほか、これまで捕獲が進んでいなかった市町村協会などでの実施により、市町村における捕獲数の増加につながったものと考えます。

一方で、隣接する市町村であっても、地域によって被害の程度が異なり、捕獲従事者数や予算額などの捕獲体制や、アライグマ対策への意識にも差がありますことから、今後、こうした地域差を解消し、効果的な連携体制を構築していくことが必要と考えております。

○戸田安彦委員 生息域はほぼ全道に拡大し、また、農業被害額も依然として高止まりが続いて

おり、道としても抜本的な対策を進める必要があると考えます。

道では、アライグマ対策として、本年度は昨年度の2倍を超える約2000万円の予算を計上し、モデル事業の拡大などに取り組むとのことでしたが、具体的にどのような事業を実施しているのか、伺います。

○小島野生動物対策課長 今年度の事業についてであります。空知管内において、わなの設置環境や餌の誘引効果のほか、新型わなの有効性など、新たな効果的、効率的な捕獲技術を検証する事業や、石狩、胆振、宗谷及び十勝の4振興局において捕獲技術研修会を開催するほか、新たに、捕獲圧が低い市町村境界や森林地帯といった捕獲空白地帯において、道自らによる試験捕獲を行い、捕獲による出没抑制の効果や今後の対策に向けた検証を実施しているところです。

また、昨年度開始したモデル事業の成果を各地に波及させるため、被害の顕著な上川や胆振など6振興局においても、広域連携の推進のための協議会を設置し、地域ごとの生息数の推定や具体的な連携捕獲の手法の検討などを行い、効果的な捕獲の実践に取り組んでいるところでございます。

○戸田安彦委員 今後のアライグマ対策として、広域自治体である道がリーダーシップを発揮し、根絶に向けた取組を進めていく必要があると考えますが、道として、今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

○内田尊之委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、道では、これまで、外来種であるアライグマの根絶を目指し、市町村などと連携しながら、春期の集中捕獲の推進のほか、新たな捕獲技術の検証や試験捕獲などに鋭意取り組んでまいりましたが、繁殖力が強いアライグマの生息域は拡大し、農業被害額も高止まりするなど、より実効性の高い対策が必要と認識しております。

アライグマ対策におきましては、複数市町村が広域的に連携し、効果的、効率的な捕獲を行うことが重要であるということから、道といたしましては、今後も、様々な機会を捉え、市町村に対し、プログラムの活用による広域連携の取組を一層推進いたしますほか、これまでのモデル事業の成果を踏まえまして、より効果的な事業展開を検討するとともに、国に対し、捕獲に必要な交付金が十分に確保されるよう要望するなど、地域が一体となったアライグマ対策の充実強化に取り組んでまいります。

○戸田安彦委員 次に、ヒグマ対策についてであります。

ヒグマ対策については、これまで、議会においても多くの議論が行われ、人とのあつれきの低減を図るため、このたび、道が示したヒグマ管理計画の改定案には、ゾーニング管理の推進、個体数管理の実施、モニタリングの充実、ヒグマ管理に係る専門人材の育成確保と、大切な取組が盛り込まれ、年内に改定することとされています。

近年の人里周辺での出没により、多くの道民は不安を抱いており、来年度、あつれきの低減に向けて掲げた新たな方策に道がしっかりと取り組んでいくことを期待しているものと思います。

そのためには、必要な予算の確保や現場で市町村を支援する振興局を含めた体制強化はもとより、市町村や捕獲に従事されるハンターの方々と共に、一体となって取り組んでいくことが重要と考えますので、以下、伺います。

道は、今年度、人とヒグマの共存に関する意識について、2016年度以来となる道民意識調査を実施していますが、その概要について伺います。

○内田尊之委員長 ヒグマ対策室長井戸井毅君。

○井戸井ヒグマ対策室長 道民意識調査についてであります。道では、今年の9月から10月にかけて、平成28年度に続き2回目となる「人とヒグマの共存に関する意識調査」を実施し、道内に居住する満18歳以上の個人766名の方から回答があったところです。

設問は、過去10年の間に、ヒグマに対して感じる不安に変化はあったか、ヒグマの生息域と人の生活圏との距離についてどう感じているか、近年のヒグマの出没に対する行動の変化のほか、平成28年度調査時と同じ設問として、自ら行っているヒグマ対策について、ヒグマを減らすべきか、捕殺せずに対応すべきか、道や関係機関が力を入れていくべき取組を設定し、計6項目について調査を行ったところでございます。

以上でございます。

○戸田安彦委員 道民意識調査の結果を踏まえ、道民の意識をどのように捉えているのか、前回調査の結果も踏まえ、認識について伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 ヒグマに対する道民の方々の意識についてであります。この10年間で、ヒグマに対して大きく不安が増えた、不安が増えたとする回答は、合わせて70%を超えたほか、ヒグマの生息域が人の生活圏に明らかに近づいている、既に入ってきているとの回答が、合わせて80%近くを占めるなど、ヒグマに対する不安の増加や、人とヒグマとの距離が近づいていると感じている道民が増えている状況でございました。

また、平成28年度の調査実施時との比較では、道民自らが行っているヒグマ対策について、出没情報に気をつけるとする回答が最も多く、前回は33.6%であったところ、今回は61.6%に増加し、出没に対する関心が高い様子がうかがえるなど、道民の意識に変化が見られたほか、ヒグマを減らすべきか、捕殺せずに対応すべきかとの設問には、数を減らすべきとした回答が、前回は22.9%であったところ、今回は59%に増加するなど、あつれきの高まりを受け、生息数を減らす必要性を感じている意見が増えております。

さらに、道や関係機関が力を入れていくべき取組としましては、複数選択を可能とした設問で、ヒグマ捕獲の技術者育成が最も多く56%、次いで、被害を防ぐ地域の体制構築が52.6%となり、前回最も多かった、ヒグマの生息地の環境保全を図るべきの64.1%は、今回、31.9%と減少するなど、捕獲や防除の体制強化の必要性を感じている道民が多くなっております。

以上でございます。

○戸田安彦委員 ヒグマに係る情報については、日々、様々な報道がされているなど、多くの道民が高い関心を持っておられると考えますが、ヒグマの現状や道の施策などについて、道民への

周知をどのように行ってきたのか、伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 道民への情報提供についてであります。道では、これまで、ヒグマによる人身事故防止のため、春と秋のヒグマ注意特別期間を設定し、ホームページやSNSで周知するほか、夏休み期間に航空会社に御協力をいただき、機内アナウンスや機内誌での注意喚起を行うとともに、クイズ形式で学べるヒグマ検定を活用した子ども向けイベントの開催などを通じて、ヒグマに関する正しい知識や事故を防ぐための対処方法などの啓発を図ってきたところでございます。

また、広報紙「ほっかいどう」の令和6年8月号では、ヒグマを特集し、推定生息数の変化や人身事故の発生状況、農業被害額、ヒグマに出会わないためのルールや出会ったときにすべき行動、さらに、春期管理捕獲の実施や熊類が指定管理鳥獣に指定されたことも含め、人とヒグマとの共存のための取組を掲載するなど、広く情報発信を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○戸田安彦委員 道は、9月から10月にかけて、第2期ヒグマ管理計画の改定素案についてパブリックコメントの募集を行っていますが、どのような意見が提出され、提出された意見を受けてどのように変更を行ったのか、伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 パブリックコメントについてであります。本年9月11日から10月11日にかけて、計画改定素案についてパブリックコメントを実施し、6個人、1団体から71件の御意見をいただいております。その内容としては、ヒグマの生息実態を把握するために実施しているヘアトラップ調査の有効性に疑問があるといった御意見や、捕獲よりも防除を強化すべき、毎年、環境状況が変わる中で曖昧な捕獲目標を立てるべきではないなどの御意見があったほか、現状に鑑みれば当然の改定である、共存水準という概念が示されたことは大きな進展、個体数調整を行い母数を減らさないとあつれきは軽減しないなどの御意見があったところです。

これらの御意見のほか、ヒグマ保護管理検討会や環境審議会自然環境部会からの御意見なども踏まえまして、再生可能エネルギー施設の建設によるヒグマへの生息環境への影響や、エゾシカを捕食したり、餌となる食物の奪い合いといった、エゾシカの増加に伴うヒグマへの影響について素案から追記したほか、学校教育などと連携し、人身被害防止や正しい知識の普及啓発を行うことなどについても追記するとともに、ゾーニング管理について、道と市町村の役割などを分かりやすい表現に修正を行い、今定例会前日委員会で計画案を報告したところでございます。

以上でございます。

○戸田安彦委員 今週、昨年度のヒグマの捕獲数が公表されましたが、過去最多であった令和3年度の捕獲数1056頭を大幅に超え、その1.7倍となる1804頭となったとのこと。

道は、大幅に捕獲数が増えた要因をどのように考えているのか、また、捕獲数の増加が現在検討しているヒグマ管理計画の改定に与える影響をどのように考えているのか、伺います。

○内田尊之委員長 野生動物対策担当局長新井田順也君。

○新井田野生動物対策担当局長 ヒグマ捕獲数についてであります。昨年度の捕獲数は前年度

の1.9倍となる1804頭で、統計を始めた昭和37年度以降、最多となったところであり、捕獲数が増えた要因といたしましては、昨年度は、秋の主要食物であるドングリやヤマブドウが全道的に実なりの悪い傾向が見られ、道警察に寄せられた通報件数も前年度の1.8倍と例年より多く、人里への出没が多発したことで捕獲数も増えたものと推察しております。

また、ヒグマ管理計画の改定案では、捕獲目標数を設定し、できるだけ早期に十分な捕獲圧をかけ、あつれきを減らすことを目指しており、道としては、10年間で1万3290頭とした捕獲目標の早期達成に向けて、引き続き、市町村など関係団体と連携し、新たな計画を推進していく考えでございます。

○戸田安彦委員 新たな計画に盛り込もうとしているゾーニング管理や個体数管理などの方策を推進していくためには、市町村をはじめ、捕獲に携わるハンター、また、市街地等に出没した際には警察との連携も必要になってくるなど、ヒグマに対応していく人材の育成をはじめ、関係者間の信頼関係を構築していくことが肝要と考えます。

代表格質問でも伺いましたが、平成30年8月に、砂川市の要請を受けたヒグマ捕獲に従事したハンターの方がライフル銃の所持許可を取り消される事案が発生し、これに伴う司法判断に端を発し、ハンターの方々に不安が広がっており、協力をためらうといった話を聞いております。こうした状況を踏まえ、ハンターの方々が不安なくヒグマの駆除に協力できるよう、関係者が認識を共有し、信頼関係を構築することが必要であります。

道としては、今後、どのようにヒグマ対策を推進していくのか、この項目の最後に部長に伺います。

○加納環境生活部長 今後のヒグマ対策についてでございますが、地域の安全な暮らしを守り、ヒグマ対策を進めるためには、ヒグマに対応できる専門人材の確保のほか、市町村や捕獲従事者、道警察との連携が重要と考えており、道では、これまで、従事者の育成などを目的とする春期管理捕獲を推進してきたほか、市街地出没対応訓練などにより関係者間の連携を図ってまいりました。

道としては、今後とも、捕獲経験の浅い方を対象とした講習会や春期管理捕獲の実践の場などを通じた従事者の育成を図りますほか、年内に、道警察の協力の下、市町村や猟友会など関係者による意見交換を各振興局で行い、地域課題の把握や対応方針について検討を行うなど、ヒグマ対策に関わる方々が、顔の見える関係の中で、共通認識を持ち、信頼関係をより深め、従事者の方々に安心して捕獲活動に取り組んでいただける環境づくりに取り組みますとともに、捕獲従事者の負担が軽減されますよう活動経費の引上げなどについて国に要望するなど、関係者と一体となってヒグマ対策の一層の推進に取り組んでまいります。

○戸田安彦委員 北海道消費生活基本計画についてであります。

本定例会の前日委員会に第4次北海道消費生活基本計画の素案が報告されたところであります。2020年初頭の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う社会の急速なデジタル化などにより、消費者を取り巻く現状にも著しい変化が生じており、インターネットによる詐欺的

な定期購入商法などの新たな消費者トラブルも発生しています。

道では、こうした社会情勢の変化も踏まえて第4次計画の検討作業を進めていると考えますが、以下、計画素案について数点伺います。

道では、計画の改定に向けてどのように検討を進めてきたのか、これまでの対応について伺います。

○内田尊之委員長 消費者安全課長鏡法裕君。

○鏡消費者安全課長 計画改定に向けたこれまでの対応についてでございますが、道では、北海道消費生活条例に基づき、道民の皆様の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年度から5年ごとに消費生活基本計画を策定しており、現行の第3次計画の期間が本年度末で終了することから、本年2月、北海道消費生活審議会に新たな計画の策定について諮問し、検討のための部会が設置されたところでございます。

この部会では、本年5月下旬から10月上旬にかけまして、計画策定の基本的な考え方や道が講ずべき施策などについて御議論をいただき、その後、審議会から10月末に答申を受けまして、今般、その内容等を踏まえて計画素案を取りまとめたところでございます。

道といたしましては、現在、道民の皆様から幅広く御意見を伺うため、11月26日から12月25日までの1か月間、パブリックコメントを実施しているところでございます。

以上でございます。

○戸田安彦委員 これまでの取組の課題や社会情勢の変化などを踏まえて見直しを進めていく必要があると考えますが、現計画と比較し、具体的にどのような点が見直されているのか、計画見直しのポイントについて伺います。

○鏡消費者安全課長 次期計画の考え方などについてでございますが、施策の見直しの1点目は、デジタル化の進展に伴う対応であり、急速なデジタル化による消費者の利便性の向上とともに、インターネットを介した取引などによる消費者被害の増加が懸念されており、消費者自らがトラブルを回避するための知識や必要な情報を収集し、発信することができるよう、消費者教育を推進していく考えでございます。

2点目は、消費者の多様化に伴う対応であり、年齢や国籍など、様々な状況に置かれている消費者への情報発信をはじめ、被害を受けた方からの状況把握の方法などについて、SNSやブログなどインターネットを介する手法、また、電話や講習会など従来から使用している直接対話や対面でやり取りする方法、さらに、外国の方々には相談対応をされている民間団体と連携した対応など、今後は、事案に応じたより適切な手法についても検討し、活用していく考えでございます。

3点目は、多様な主体の協働による取組であり、より実効性のある消費者行政の展開に向けては、消費者に身近な地域において関係者が連携協力することに加えまして、自治体や消費者団体、町内会や福祉団体、関係事業者との意思疎通も重要であり、事業者との連携協働の取組についても理解促進を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○戸田安彦委員 少子・高齢化や社会のデジタル化が進む中で、商品、サービスや取引方法が複雑化、多様化し、高齢者などを狙った悪質商法による被害は依然として後を絶たない状況にあります。

これらの消費者被害を未然に防止し、また、救済するためには、消費生活相談体制をより一層充実強化していくことが重要であると考えますが、消費生活相談体制の整備に向けてどのように取り組むのか、伺います。

○内田尊之委員長 くらし安全局長佐藤圭子君。

○佐藤くらし安全局長 今後の消費生活相談体制についてでございますが、道内では、市町村で対応する消費生活相談が7割以上、道で対応する相談が3割未満でございます。消費者問題に係る被害の未然防止に向けては、住民の方々に最も身近な市町村の役割が大変重要でございます。

このため、道では、道立消費生活センターに、地域担当者としてより豊富な知識や経験を有する指定消費生活相談員を配置いたしまして、市町村の問合せに迅速かつきめ細かな対応に努めるとともに、地域の方々を対象に、消費生活相談員としての国家資格の取得を後押しする研修会を開催し、相談員の資質向上の支援に向けて取り組んでいることに加えまして、道民の方々から相談業務への従事を希望するお問合せがありました場合には、相談員人材バンクに登録しまして、市町村の相談員の交代や欠員などに応じて必要な情報を提供しております。

道といたしましては、地域における相談体制の充実強化を図るため、今後も、引き続き、相談員の資質向上に向けた取組や人材バンクによる情報提供など、地域を支える施策を推進し、消費生活相談体制の充実に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○戸田安彦委員 高齢化の進行により、判断力などの認知機能が低下するとともに、単独世帯も増加し、今後ますます周囲に気づかれないまま高齢者の方々の消費者被害が潜在化、深刻化することが懸念されます。

消費者被害を防止するためには、地域における多様な関係者による連携がこれまで以上に必要と考えますが、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○佐藤くらし安全局長 地域における消費者被害の防止についてでございますが、高齢者や障がい者などの被害の未然防止と早期発見のため、市町村や消費者団体、地域包括支援センターなどの福祉団体、町内会、老人クラブといった地域における多様な主体が情報を共有し、地域全体で高齢者などを見守ることができるよう、見守りネットワークによる取組が全国で推進されております。

道では、平成10年度から、この取組を道内各地で推進するため、道立消費生活センターにネットワーク促進員を配置しまして、設立に向けて市町村への働きかけを行っており、本年11月末現在で90市町村において71のネットワークが設立されている状況でございます。

道といたしましては、約半数の市町村において設立が進んでいない状況にありますことから、引き続き、新規設立を促進していくほか、活動の状況や課題の把握に努め、他地域の優良事例を紹介するなどし、ネットワークの活性化に向けた取組を一層進め、地域の消費者被害の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○戸田安彦委員 道民が安全で安心して暮らすことのできる社会づくりに向けては、複雑化、多様化する消費者被害やデジタル化の進展など、消費者を取り巻く現状など社会情勢の変化を踏まえて着実に取組を進めていく必要があります。

道は、新たな第4次計画の策定によって、今後どのように消費者行政の取組を進めていくのか、伺います。

○加納環境生活部長 今後の消費者行政の取組についてであります。急速なデジタル化の進展や高齢化、孤立化の進行など、社会情勢の変化に伴い、複雑・多様化する消費者被害への迅速な対応や体制づくりが重要でございます。

このため、道では、特定商取引法等の厳正な執行等による公正な消費者取引の確保や食品表示に関する通報への対応など、消費者被害の未然防止や迅速な救済に取り組みますとともに、消費者の自立を支援するための消費者教育の推進や、地域における関係者相互の連携強化を図るための体制づくりに取り組んでいるところであります。

今後は、第4次計画に基づき、デジタル化の進展に配慮した消費者教育や啓発活動を推進いたしますとともに、地域における相談体制の整備や高齢者等の見守りネットワークの設立支援などにより、被害防止に向けた連携体制の構築を図るなど、条例に定める消費者の権利の尊重と自立の支援を基本理念に、道民の消費生活の安定と向上の実現に向け、取り組んでまいります。

○戸田安彦委員 それでは、環境教育の推進についてであります。

近年、気候変動や生物多様性の減少などといった地球規模の環境問題が本道においても顕在化し始めています。この解決に向けては、道民一人一人が環境問題を正しく理解した上で環境保全活動に取り組んでいくことが必要であり、未来を担う子どもたちはもとより、全ての世代の道民、事業者などに対して環境教育を推進していくことはますます重要となっております。

道では、平成26年度に北海道環境教育等行動計画を策定し、取組を進めてきていますが、10年が経過し、環境問題を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、昨年の第4回定例会において、我が会派の同僚議員から、環境教育が推進されるよう行動計画見直しの必要について質問したところであります。道では、今年度中の計画改定を目指し、さきの環境生活委員会に計画素案の報告をされていますので、以下、伺っていきます。

まず初めに、今年5月に、環境教育などに関する施策の方向性を示す国の基本方針が改定されていますが、どのような改定がなされたのか、伺います。

○内田尊之委員長 環境政策課長久保貴司君。

○久保環境政策課長 国の基本方針についてであります。基本方針は、環境教育等促進法に基

づき、環境教育や協働取組などを推進する際の基本的な方針を示すものであり、改定された方針では、まず、環境教育を取り巻く現状としまして、気候変動等の環境問題の解決に向けて変革を進めることが急務であることや、ICTの利活用の急速な進展により、学びの可能性が拡大していること、また、社会変革における若者の参画の必要性などを掲げております。

こうした現状を踏まえまして、持続可能な社会への変革に向け、取組の基本的な方向で定める三つの取組について、今回、新たな方向性が示されたところです。まず、環境保全活動については、気候変動問題に対応するため、あらゆる主体や世代による自発的な取組を広げることで社会全体の変革につなげること、次に、環境教育については、体験活動を通じた学びに加え、ICTの活用で学びの機会拡大や主体的な学びを推進すること、最後の協働取組では、社会の変革にはあらゆる主体や世代による協働取組が必要不可欠であるため、地域の主体をつなぐ中間支援の機能を充実しながら、持続可能な社会への変革につなげることが重要としておりまして、これらの取組を進めることで、持続可能な社会への変革を実現し、人々の高い生活の質、いわゆるウェルビーイングにつなげていくことを目指すとしております。

以上でございます。

○戸田安彦委員 次に、計画の見直しでは、現行計画による取組状況を確認し、その結果をしつかりと反映させていくことが重要になると考えます。

この行動計画に基づき、道は、これまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○久保環境政策課長 これまでの取組についてであります。道の行動計画では、取組の推進を図るため、人材の育成と効果的な活用や機会の提供と環境配慮行動の意識づけ、情報の提供などの六つの施策を総合的に推進することとしております。

主な取組内容としまして、人材の育成と効果的な活用の施策では、環境教育の指導者育成を目的としてセミナーまたはワークショップを行う「環境の村」事業や、教職員、市町村職員などを対象とした参加体験型のプログラム実践講座の開催などを行ってきたほか、機会の提供と環境配慮行動の意識づけの施策では、地域で開催される環境学習会などに専門家を派遣する地域環境学習講座「eco-アカデミア」や、道内外の企業から寄附を受け、小学生を対象にSDGsを活用した環境教育を行うフロンティアキッズ育成事業などを実施してきたところです。

また、情報の提供の施策では、環境関連の展示会へ環境教育の実際的な取組状況などの出展や地域におけるパネル展の開催などを行ったほか、道や北海道環境財団のホームページとSNS等を活用して、環境イベント等の開催案内や環境教育指導者と環境関連団体の登録リスト、道や市町村の環境白書など、幅広い情報の発信を行ってきたところでもあります。

以上でございます。

○戸田安彦委員 今回の計画の見直しにおいては、北海道環境教育等推進懇談会から意見も伺いながら進めていると承知していますが、これまでの懇談会の開催の状況など、どのように進めているのか、伺います。

○久保環境政策課長 計画の見直しの進め方についてであります。道では、計画の見直しの検

討を進めるに当たり、現行計画の推進状況に関する点検や課題の抽出、見直しの方向性などに関して意見聴取を行うため、学識経験者や環境教育の関係者などから構成される北海道環境教育等推進懇談会を設置しました。

懇談会は、これまで3回開催しておりまして、道からは、新たな国の基本方針を踏まえた道計画の骨子案や現行計画の取組状況の点検評価結果、課題と今後の対応方向、計画の事務局案などの資料をお示しした上で意見交換を行うとともに、委員から意見聴取を実施しているところでございます。

以上です。

○戸田安彦委員 今回示された計画素案では、現在の取組における課題や取組の進捗状況を把握するため、道民、事業者、学校ごとの指標が示されていますが、懇談会の委員から、課題や目標の設定などの考え方についてどのような意見があったのか、伺います。

○久保環境政策課長 意見の内容についてであります。懇談会の委員からは、本道の取組の現状と課題としてお示ししました、人材のさらなる活用や中間支援機能の強化が必要との課題につきまして、指導者や教育者、コーディネーターなどの人材の育成は進んでいるが、有効活用できる場が少ない状況にあるということや、各主体の協働による取組は十分に進んでいない状況にあることなどの意見があったところです。

また、計画の進行管理としてお示ししました、取組の進捗状況を把握するための指標とその目標値の案につきましては、主体ごとに状況を明らかにする指標の設定は困難であり、定性的な評価を併せて行う必要があることに加えまして、個人の指標として設定した、環境配慮活動の実践者の割合につきましては、既に高いレベルであり、この現状を維持するのが重要であるということや、事業者に関する指標につきましては、中小企業が取り組みやすい環境に配慮した活動内容とするべきなどの意見が出されているところでございます。

以上です。

○戸田安彦委員 北海道の豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、将来にわたり環境負荷の少ない持続可能な社会を構築していくためには、一人一人の行動変容を促す環境教育の取組が重要であり、その推進に向けて道の担うべき役割は大きいと考えます。

道では、このたびの行動計画の改定を踏まえ、今後、環境教育の推進にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、本道の環境がもたらす恵みを将来世代に引き継いでいくためには、環境保全意識を持ち、主体的に行動できる人づくりの推進に向けて環境教育の取組を充実させていくことが重要でございます。

道では、これまで、指導者の育成や実践者の能力向上に向けた取組を進めてきましたほか、道内各地で環境教育の機会の提供を図ることなどにより、道民一人一人が環境問題の本質を理解し、日常生活で積極的に環境に配慮した行動ができるよう、地域との連携を図りながら環境教育に取り組んできたところであります。

道といたしましては、今後、こうした取組に加えまして、人材の効果的な活用に向けて、環境教育人材の活用の機会の創出についての検討を進めますとともに、環境関連の財団法人や環境NPO法人等の中間支援組織による主体間のネットワークづくりやコーディネート機能の充実を促すなどして、地域が活動しやすい環境の整備を図り、直面する地球規模の環境問題の解決に向けた環境負荷の少ない持続可能な社会づくりを進めてまいります。

○戸田安彦委員 次に、水道水のPFASについてであります。

道におけるPFAS対策については、第3回定例会においても我が会派の同僚議員から種々確認しているところですが、私からは、主として水道水におけるその後の状況について数点伺います。

まず初めに、先月29日に国が水道水のPFASに関する全国調査の結果を公表しましたが、その内容について伺います。

○内田尊之委員長 水道担当課長岡田朋子君。

○岡田水道担当課長 全国調査の結果についてでございますが、この調査は、全国の水道事業及び水道用水供給事業が令和2年度から令和6年度までに実施した水質検査結果等を取りまとめたもので、令和6年度に暫定目標値を超過した水道事業者等はなく、令和5年度までに超過した実績のある道外の14事業につきましても、最新の検査結果では、全て暫定目標値を下回っております。

また、令和6年度に検査を実施した1745事業のうち、約2割に相当する332事業でPFASが検出されており、このうち、5ナノグラム・パー・リットル以下が115事業、5ナノグラム・パー・リットルを超えて25ナノグラム・パー・リットル以下が187事業、25ナノグラム・パー・リットルを超えて50ナノグラム・パー・リットル以下が30事業でありました。

さらに、調査時点としている令和6年9月末までに検査を実施していないのは1368事業で、回答があった3595事業の約4割となっております。

○戸田安彦委員 次に、報道によると、道内でも、国の暫定目標値以内ではありますが、水道水からPFASが検出された地域があったとのことですが、その詳しい状況とともに、まだ検査を実施していない市町村の状況についても伺います。

○岡田水道担当課長 道内の検出状況等についてでございますが、国の調査対象となる178市町村のうち、5ナノグラム・パー・リットル以上のPFASを検出したのは7市町村であり、検査結果が高い順に、むかわ町が47ナノグラム・パー・リットル、富良野市が28ナノグラム・パー・リットル、日高町が25ナノグラム・パー・リットル、余市町が13ナノグラム・パー・リットル、当麻町が10ナノグラム・パー・リットル、新冠町が9ナノグラム・パー・リットル、平取町が6ナノグラム・パー・リットルの結果でありました。

また、国への報告時に41ありました検査未実施の市町村のうち、11月末までに20市町村から、検査を行った結果、いずれも5ナノグラム・パー・リットル未満となった旨の報告を受けており、残る21市町村につきましても、今年度内に水質検査を行うとの回答をいただいているところ

でございます。

○戸田安彦委員　むかわ町では47ナノグラム・パー・リットルと、暫定目標値に近い濃度が検出されたとのことですが、町と道の対応状況について伺います。

○岡田水道担当課長　市町村の対応状況についてでございますが、むかわ町の穂別簡易水道事業が本年7月に実施しました水質検査で、暫定目標値に近い47ナノグラム・パー・リットルという結果が判明しましたことから、町では、その検査結果をホームページに公表し、8月と10月に、再度、水質検査を実施して、いずれも暫定目標値を超えていないことを確認したほか、今後の対応について検討するため、濃度の経年的な推移を把握することを目的とした水質検査について継続して実施するとしております。

また、道では、暫定目標値を超過した場合の対応を町に対して助言してきたほか、活性炭処理などの施設整備を行う場合に必要となる認可手続に関する助言や、施設整備に係る国の補助金の情報提供も行ってきたところでございます。

○戸田安彦委員　今回の調査結果では、道内では暫定目標値を超過した市町村はなかったとのことですが、今後、検査を実施する市町村もあるとのことでした。

水道水に対する道民の皆様の安全、安心に向けて、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○加納環境生活部長　今後の道の取組についてでございますが、道外の水道事業におきまして、水道水中のP F A Sが国の暫定目標値を超える事例が判明する中、道としては、水道水の安全性を確保し、道民の皆様に安心して御使用いただくことが重要と考えてございます。

これまで、道では、市町村などにおけるP F A Sの水質検査の実施状況に関する情報発信を行ってきましたほか、国におきましては、現時点における科学的知見を踏まえた健康への影響を評価するとともに、現在、暫定となっているP F A Sの目標値の取扱いについて専門家による検討を進めており、道としても、水道水に係る評価指標の取扱いの早急な検討などにつきまして国へ要望を行い、その検討状況を注視しているところでございます。

道といたしましては、今後、道内の市町村などが実施したP F A Sの水質検査の結果を、より一層分かりやすく正確な情報発信を行いますほか、年度内に水質検査を予定している市町村の実施状況を確認していくなど、引き続き、道内の水道水の安全、安心の確保に取り組んでまいります。

○戸田安彦委員　最後の質問ですが、環境政策の推進についてであります。

本定例会では、我が会派において、人とのあつれきが大きな問題となっているヒグマなど野生鳥獣対策のほか、社会インフラである水道施設や災害発生時の廃棄物処理対策、また、国が規制の検討を進めているP F A S対策や環境配慮意識を醸成するための環境教育について議論してまいりました。

環境政策は、このほかにも、自然や生活環境の保全に配慮する環境影響評価や、アスベストやP C Bといった化学物質対策、また、自然公園の保全と利用、動物愛護のみならず、経済部所管

の地球温暖化対策など多岐にわたるとともに、これらの施策の検討や推進に当たっては、工学や生物学など技術的な知識や専門的な知識のほか、先進事例の収集や地域課題にも対応していくことが必要であり、今後、環境政策をより一層進めていくためには、有識者や専門家などの知見を一層活用することが重要と考えますが、所見を伺います。

○内田尊之委員長 環境生活部次長阿部正幸君。

○阿部環境生活部次長 有識者などの活用についてでございますが、環境行政は、持続可能な循環型社会の形成や生物多様性の保全、さらには、地球規模の環境問題への対応など多岐にわたるとともに、政策展開に当たりましては、衛生工学や化学物質対策、野生動物の生態などの幅広い専門性が求められることから、有資格者などの外部の知見の活用が必要でございます。

このため、道では、環境問題に知見が深い有識者で構成する環境審議会やヒグマの生態に詳しい専門家などで構成するヒグマ保護管理検討会などを設置し、その見識に基づく御意見や御助言をいただきながら施策を推進するとともに、他自治体や民間の先進事例や優良事例を参考に施策の検討を行うなど、専門家や関係機関などのスキル、ノウハウなども活用しながら、環境政策に係る各般の取組を推進しているところでございます。

道としては、今後とも、有識者や専門家などの知見をお伺いし、貴重な政策資源として道の施策に積極的に取り入れながら、実効性のある環境政策の一層の推進に努めてまいります。

○戸田安彦委員 ただいま有識者等の知見を活用していくとの答弁がありましたが、環境政策は大変重要な道政課題であり、知事の考えを改めて伺いたいと思います。委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○内田尊之委員長 戸田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

清水敬弘君。

○清水敬弘委員 それでは、私からも、戸田委員と重複する部分がありますが、会派横断的に必要な事業でございます相互理解に基づくヒグマ対策の在り方などについて、順次伺ってまいります。

先月、道が公表しました道民意識調査の結果の中で、ヒグマ対策室長も御案内のとおり、ヒグマは捕獲して積極的に数を減らすべきと答えた方の割合が、平成28年度の22.9%に対し、今回の調査で59%と2.5倍になったとの報告でありました。さらに、ヒグマに対する不安が過去10年間の間で大きく増えた、あるいは、増えたと答えた割合が72.6%となるほど、広範な道民の方々がヒグマ対策などをしっかり行ってほしいと望んでいることが改めて明らかとなる調査結果となりました。

そのような状況下で、猟友会のハンターがヒグマを駆除した際の発砲が危険だったとし、道公安委員会が鳥獣保護管理法違反としてヒグマ捕獲に協力したハンターの銃所持許可を取り消した処分、札幌高裁が法的に妥当と判断したことについて、その後も、ハンターや業界関係者の間では強い懸念や不安の声などが相次いでおります。

その渦中で、道は、ゾーニング管理の推進、個体数管理の導入、捕獲従事者等の育成確保の各施策など、ヒグマ対策のより一層の充実強化を図ることなどを目的に、これまでのヒグマ管理計画を改定する予定であると認識しております。道民並びにハンターのニーズを的確に捉え、今後の不安を払拭できるものであるか、確認などの意味合いも含め、順次伺ってまいります。

御案内のとおり、ヒグマと人との間には、過去最多となる推定生息数及び目撃情報の影響などにより、かつてないほどのあつれきが高まっている状況であるものと認識しております。

そのため、現況におけるヒグマによる人身事故や、人里での目撃件数などの推移について伺うとともに、これら一連の状況に対する道としての受け止めなどを併せて伺います。

○内田尊之委員長 ヒグマ対策室長井戸井毅君。

○井戸井ヒグマ対策室長 ヒグマによる人身事故などについてであります。人身事故は、直近では、平成28年から連続して発生し、令和3年度は9件と過去最多となっており、令和4年度は3件、令和5年度は6件、今年度はこれまで3件となっております。

また、道警に寄せられた通報件数は、令和3年度は2197件、令和4年度は2240件、令和5年度は4055件であり、今年度は10月末現在で2483件となっております。

近年、ヒグマの推定生息数が増加傾向にあり、生息域も広がっている中で、ほぼ毎年、人身事故が発生しており、人とヒグマとのあつれきはますます高まっているものと考えております。

以上でございます。

○清水敬弘委員 続けて伺います。

道では、ヒグマの春期管理捕獲を始めるなど、様々な角度や切り口で捕獲数を増やすための取組を進めているものと認識しておりますが、これまで捕獲したヒグマの頭数の年次推移について伺うとともに、それらの状況に対する本道としての受け止めなども併せて伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 捕獲頭数についてであります。捕獲数は、昭和40年代は500から600頭、昭和50年代、60年代は400から500頭で推移し、平成初期には200から300頭と段階的に減少しましたが、それ以降は増加の傾向が続き、直近の捕獲数は、令和3年度は1056頭と初めて1000頭を超え、令和4年度は940頭、昨年度は過去最多となる1804頭となっております。

道としましては、生息数が増加する中、人里周辺へ出没する個体も増えていることが捕獲数増加の要因の一つと考えており、人とヒグマのあつれきの表れと考えております。

以上でございます。

○清水敬弘委員 今ほど室長からも御案内のとおり、12月3日にヒグマ対策室から発出されました直近の令和5年度のヒグマ捕獲数は、昭和37年の統計開始以来、最多捕獲頭数である1804頭という報告であります。

うち、有害捕獲数でも過去最多の1684頭、道警に寄せられた出没通報件数も正比例となる過去最多、例年比1.8倍にもなる4055件の通報件数となり、近年のヒグマとのあつれきを象徴する数値報告である一方、ドングリやヤマブドウなど全道的な不作なども起因しているとのことであります。

しかし、どのような年次推移や状況下であったとしても、ヒグマ対策とは、本来、地元猟友会や自治体、道警などの関係者と広域自治体である道が、これまで以上に緊密に連携して取り組むべき課題であることは論をまちません。

そのために、これまでどのような連携体制を構築してきたのか、また、今般の様々な事象などを踏まえ、より一層の情報共有や連携強化が極めて必要であると考えますが、今後は道としてどのように具体の対策をしていく考えなのか、伺います。

○内田尊之委員長 野生動物対策担当局長新井田順也君。

○新井田野生動物対策担当局長 関係機関との連携についてであります。道では、これまで、振興局ごとに、市町村や猟友会、道警察などで構成する鳥獣対策連絡協議会の開催をはじめ、緊急時の連絡体制の構築や市街地出没対応訓練の実施などにより、関係者間の連携強化を図ってきたところでございます。

道といたしましては、捕獲従事者の方々が安心して捕獲活動に取り組んでいただけるよう、年内に、道警察の協力の下、市町村や猟友会など関係者による意見交換を行うこととしており、その中で、地域の実情や課題を把握し、関係者が共通認識を持ち、円滑な連携の下、現場対応を行うことができるよう、あらかじめ役割分担や具体的な対応方針などを共有する方策を検討してまいります。

○清水敬弘委員 内外関係者との意見交換、そしてまた、課題を把握した共通認識と対応策の共有との答弁であります。

続けて伺います。

広範な道民に対して、ヒグマへの不安を解消してもらう一つ的手段として、ヒグマの出没状況などにおける正確な情報を複数の媒体で迅速に伝えることに加え、ヒグマの正しい知識を道民の方々に繰り返し理解してもらうことなどがあると考えます。

そのため、道として、これまで、地域住民の方々が感じているヒグマへの強い不安を払拭するため、どのように具体の取組を進めてきたのか、伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 道民への情報提供についてであります。道では、ヒグマの人里周辺への出没情報について、道公式Xやヤフー防災により迅速に情報を発信するほか、頻繁に出没が見られるなど人身事故が懸念される場合は、ヒグマ注意報を発出して、道民の皆様をはじめ、来道者に注意を呼びかけているところでございます。

また、これまで、春と秋のヒグマ注意特別期間を設定し、ホームページなどでの周知や、夏休み期間に、航空会社に御協力をいただき、機内アナウンスや機内誌での注意喚起を行うほか、クイズ形式で学べるヒグマ検定を活用した子ども向けイベントの開催などを通じて、ヒグマに関する正しい知識や事故を防ぐための対処法などの啓発を図るとともに、広報紙「ほっかいどう」の令和6年8月号において、ヒグマを特集し、人とヒグマとの共存のための取組を掲載するなど、広く情報発信を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○清水敬弘委員 今ほど御案内のとおり、正しい情報の注意喚起や周知啓発は大変に重要なことであります。一方、ヒグマと遭遇した場合の身を守る対策はどのように考えているのか、続けて伺います。

猟銃を所持しない一般の方がヒグマと遭遇した場合に、万が一の備えとして、いわゆる熊スプレーの使用法をレクチャーされているものと認識しております。

熊スプレーは、一般的に米国製の輸入物が多く、円安の影響などもあり、現在は1本当たり1万6000円ほどで高額であります。ヒグマに遭遇した際に身を守るほぼ唯一の手段であると認識しております。

しかし、ヒグマへの実質的なスプレーの有効射程距離は、無風状態でおおむね5メートル以下であり、基本的には、ゆっくりヒグマから目を離さずにスプレーを構えながら後ずさるようにして引き金を引かなくてはならないことも含め、ヒグマに臨場した場面でいかに冷静な対応が難しいかを実感するとの体験者の声があるものと認識しております。

このため、熊スプレーにおける使用法講習会などの対策など、道民に対してヒグマ対策の正しい情報提供の在り方など、道としてどのように行っていく考えなのか、重ねて伺います。

○井戸井ヒグマ対策室長 熊スプレーについてであります。道では、人身被害を防ぐための行動をリーフレットやSNSなどにより広く道民に周知しているほか、普及啓発イベントにおいて、熊スプレーの使用法を実演し、その動画をホームページで公開するなど、啓発を行ってきたところです。

また、振興局のヒグマ対策担当職員を対象とした研修の中で、実際に熊スプレーを使用することで、担当職員が各地域においてその使用法を啓発できるよう取り組んでいるところであり、道としましては、今後とも、ヒグマに係る正しい知識の普及とともに、熊スプレーの使用法について啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○清水敬弘委員 道では、ヒグマ対策の強化の目的として、本庁と各振興局の担当職員を拡充してきたものの、残念ながら、現況は、振興局の増員体制は三つの振興局にとどまったものと認識しております。

このため、ヒグマ管理計画をより実効性のあるものとするためには、地元猟友会はもとより、各市町村や現場に臨場する警察官などとの連携を強化することが不可欠であります。

これまでも、市町村ゾーニング計画の策定など、地域それぞれ独自の状況に即した対応が求められており、振興局の担当職員が果たす役割は日増しに大きくなっていくことは明らかであります。

そのため、道におけるヒグマ対策を確実に推進していくためには、組織体制のさらなる強化が必要と考えますが、今後はどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

○新井田野生動物対策担当局長 道の組織体制についてであります。道では、今年度、野生鳥獣対策を担当する職員を本庁と振興局でそれぞれ増員したほか、ヒグマ対策に関する様々な知見

や技術を有する公益財団法人知床財団に職員を派遣するなど、専門的な人材の育成に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、このたび、案をお示ししたヒグマ管理計画を推進していくためには、地域の取組についての的確に助言し、後押しできる職員の存在が重要と考えており、今後も、引き続き、職員の専門性の向上を図るため、各種研修に参画させるなどしてヒグマ対策に係る体制の強化に取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 知床で生まれ育った私でございます。

局長からも今御案内のとおり、道民の安全、安心な暮らしをこの先も守り抜くため、新たなヒグマ管理計画の下で、何度でも申し上げますが、関係者が一丸となってこれまで以上にヒグマ対策に取り組まなくてはなりません。

これまで、ヒグマの総合的な対策について、道、とりわけ所管部であります環境生活部が辛苦に耐えながら頑張っていることは深く理解しております。

また、例年ですと、この時期には、本道の来年度の組織編成、並びに、先ほど御案内の体制強化を含めた総額予算の検討などが始まっていく頃ではないかと推察いたしますが、改めて、本年1年のヒグマ対策における振り返り、さらには、来年以降に向けた部長の決意と認識を最後に伺います。

○内田尊之委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 今後の対応などについてでございますが、道では、人とヒグマとのあつれきの高まりを踏まえ、本年2月から5月にかけて、春期管理捕獲に取り組む市町村を支援し、人里出没抑制と捕獲従事者育成に取り組んだほか、4月には、国が熊類を指定管理鳥獣に追加し、新たな交付金も創設されましたことから、この交付金を活用して、ゾーニング管理を推進するモデル事業などについて、第3回定例会で補正予算を計上し、ヒグマ対策を加速してきたところでございます。

また、国では、熊の市街地出没に対応する鳥獣保護管理法の改正を準備していることや、銃所持許可の取消処分札幌高裁判決に端を発した捕獲従事者の方々の不安の広がりを受け、11月には、道猟友会会長と共に環境副大臣に対し、新たな法規定を着実に運用できるよう市町村や猟友会などへ十分な説明を行いますとともに、市街地出没時のマニュアルの策定などにつきまして要請しましたほか、地域の捕獲体制の強化について要望を行ってきたところでございます。

道といたしましては、今後、ヒグマ管理計画の改定案でお示ししました個体数管理やゾーニング管理などの新たな方策につきまして、市町村や捕獲従事者、道警察などの関係者と一層の連携を図り、ヒグマ対策の充実強化に取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 今ほど、部長から、この先のヒグマ対策における万感の決意と認識などを伺いました。

冒頭でも御案内のとおり、11月14日、北海道猟友会が、さきの札幌高裁の判決を受け、ヒグマ駆除拒否と大きく報道された際には、私も大変驚きました。その後、すぐに、道猟友会の会長

が、従来どおり各市町村からの駆除要請には対応すると発出したコメントで安堵はしましたが、皆様も御存じのとおり、ヒグマ対策において、地元猟友会との緊密な協力体制を欠かすことなどできないわけであります。

一たび対応を誤ると命を落とす危険があり、強い緊張感と技術、難易度の高い取組を歴年にわたり積み重ねてきたハンターの方々が、引き続き、安心して協力できるよう、地元猟友会の皆様方の心情に寄り添った対応を継続的に協議する平素からの人間関係の構築が極めて重要であることは言うまでもありません。

現在、国においては、住宅地での銃猟を可能とする鳥獣保護管理法の改正が検討されておりますが、ハンターの皆さんや各自治体関係者の方々が安心して対応できるよう、引き続き、相互理解に基づくヒグマ対策に道として主体的に尽力することなどを求めて質問を終えたいと思っていたのですが、本件は、道猟友会の会長と共に環境省に緊急要請された知事の見解についても直接伺いたく存じます。委員長のお取り計らいをお願いし、私の質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○内田尊之委員長 清水(敬)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

海野真樹君。

○海野真樹委員 通告に従いまして、以下、伺います。

初めに、縄文世界遺産の活用についてであります。

北海道・北東北の縄文遺跡群については、世界遺産登録から3年が経過しました。道においては、縄文世界遺産の保全と活用を図るために必要な受入れ体制の充実や情報発信などに取り組むための拠点形成について検討が進められ、今般、拠点形成方針案が取りまとめられたと承知しております。この方針案を踏まえ、世界の宝である縄文遺産の保存、価値の発揮にどのように取り組んでいくのか、以下、伺ってまいります。

まず、縄文世界遺産の価値の認識についてであります。

世界文化遺産となっている道内の縄文遺跡群の現状と縄文遺産の活用に関わる団体の活動状況について伺います。また、遺跡群の保存に向けて、道内ではどのような取組をしているのか、伺います。

○内田尊之委員長 縄文世界遺産推進室長栗原肇君。

○栗原縄文世界遺産推進室長 市や町等の取組についてであります。北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産に登録されて以降、構成資産等が所在する市町におきましては、ガイダンス施設の展示物の更新やデジタルサイネージを活用した多言語対応による現地での学習環境の整備、複数の資産で構成されるストーリーについてのガイド研修など、世界遺産としての価値や魅力を広く効果的に発信するための取組が行われているものと承知しております。

また、地域で縄文文化を支える団体が、教育委員会などと連携し、ガイド活動や来訪者向けのイベントを実施しておりますほか、土偶や土器などの縄文の造形をモチーフといたしましたクラ

フト作品や太鼓を通じて、縄文ファンの裾野の拡大に取り組んでいる団体や経済界、学識経験者や関係団体などで構成し、保全や活用を推進するための道民運動を展開する北の縄文道民会議などが取組を進めており、いずれも世界遺産登録を機に活発化している状況にあるところでございます。

○海野真樹委員 縄文遺跡群の保存活用には、行政機関はもとより、研究機関、地域にお住まいの方、さらには、ネット情報や来訪を通じた縄文ファンの方々の活動が重要と考えます。

縄文遺産に関わる様々な活動を持続可能なものとするためには、こうした幅広い方々を巻き込むための取組が重要と考えますが、所見を伺います。

○内田尊之委員長 文化局長黒須成弘君。

○黒須文化局長 多様な主体と連携した取組についてであります。遺跡の所在地に関わってきた地域の方々をはじめ、行政や民間事業者、さらには、遺産に興味、関心をお持ちである方々などの多様な主体により、縄文世界遺産の価値が共有され、保存や活用に関する各種の取組が進められることは重要と認識しております。

このため、道では、次の世代を担う子どもたちや子どものいる御家庭への普及を図るため、縄文をテーマとする絵本を発行したほか、今年7月に開催しました周年イベントにおいて、関係市町や北の縄文道民会議等の協力を得て、縄文の造形をモチーフとした作品やグッズ、関連書籍を紹介する団体の方々にも出展いただくなど、官民協働による取組を展開してきているところでございます。

道といたしましては、今後とも、関係市町はもとより、地域住民や地域の活動との連携を図りながら、資産の価値や魅力の効果的な発信を進めるなど、道内資産に関心を持ち、その価値を引き継ぐ意義を共有する方々を増やす取組について検討してまいりたいと考えております。

○海野真樹委員 ぜひ、縄文世界遺産の価値を幅広く共有していただく取組をお願いいたします。

次に、拠点形成方針策定の趣旨についてであります。拠点形成方針はどのような目的で策定をすることとしているのか、改めて伺います。

○栗原縄文世界遺産推進室長 拠点形成方針の策定趣旨についてであります。道では、世界遺産登録の効果を地域のにぎわいの創出につなげていくため、取組の方向性を示した「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」を踏まえまして、令和5年3月には、本道に必要な機能を整理した「北海道における縄文世界遺産の拠点機能のあり方」を策定し、これに基づき、構成資産が所在する市町などと協議を重ね、情報発信や誘客など、各市町と道による一体的な取組の必要性などについて御意見をいただいたところでございます。

こうした検討を踏まえまして、拠点機能の発揮に向け、拠点形成や拠点における取組の方向性などを内容といたします形成方針を策定することとしたものであり、このたび、縄文関連の施策全体を統括する機能のほか、周遊の促進や人材の育成といった地域支援機能を担う拠点を形成することとして方針案を取りまとめたものでございます。

○**海野真樹委員** 次に、素案取りまとめ後の検討についてですが、今年6月に素案を示して以降、今回の案を取りまとめるまで、どのような検討を行ってきたのか、伺います。

○**栗原縄文世界遺産推進室長** 方針案の取りまとめに係る検討についてであります。道では、効果的かつ持続可能な拠点機能の発揮に向け、6月にお示しした方針の素案を基に、外部の知見を活用するため、考古学、世界遺産の分野に加えまして、まちづくり、地域再生、文化資源開発、観光振興の専門家の方々と構成いたします有識者懇談会を設置し、7月から11月まで4回にわたって御議論をいただきました。

有識者の方々からは、素案で示した方向性を確認していただいた上で、縄文世界遺産の現代的な意義につきまして、遺跡と周辺の地域資源等を連携させながら発信することや、次の社会を担う高校生などの若者に伝えることといった取組のほか、ガイドなどの人材育成や地域の方々の協力の確保の重要性など、普及や研究、誘客、受入れ体制などについて幅広く御意見をいただいたところであり、こうした御意見を踏まえながら方針案を取りまとめたものでございます。

○**海野真樹委員** 方針案では、中心的な拠点として1か所にまとめるのではなく、総合調整機能や地域支援機能に応じて拠点を形成することとしておりますが、どのような考え方でこのような方針としているのか、伺います。

○**栗原縄文世界遺産推進室長** 拠点形成に向けた基本的な考え方についてであります。道では、道内資産が広域に分布しているという縄文遺跡群の特性を踏まえ、各地に所在する道の専門機関や関係市町のガイダンス施設等との適切な役割分担の下、その特性や専門性を生かしていくことにより拠点機能が発揮できると考えております。

また、施策全体を効果的、効率的に推進するためには、それらの施設同士の連携を図り、事業の取りまとめや調整などを担う総合調整機能を備えることが有効としているところです。

このため、全体を統括する拠点機能を札幌圏を中心に強化するとともに、道内資産を中心とした周遊の促進や地域活動等を支援する機能の発揮、強化に向けて、道央エリアと道南エリアを設定し、道央エリアは、縄文世界遺産推進室を中心に拠点機能を強化、道南エリアは、函館市南茅部地域を候補地として新たな拠点を設置することとしたものでございます。

○**海野真樹委員** 次に、道南における拠点形成についてであります。

道南エリアにおける拠点について、方針素案では函館市に設置するとしていたところ、方針案では、函館市南茅部地域を候補地として拠点形成を進めるとしております。

このように候補地域を絞り込むに至った経緯及び理由、地元との協議の状況などについて伺います。

○**黒須文化局長** 道南エリアにおける拠点形成についてであります。この間、開催してまいりました懇談会において、有識者からは、構成資産が所在している地域であることや、遺跡の保全やガイドといった活動を従来から地元の団体が担っていること、地域の方々に遺跡を支える機運があることなどから、道南の拠点の設置については南茅部地域が有力との御意見があったところ です。

また、函館市等からは、知事との面談の場において、拠点の形成により遺跡を訪れる方が増え、南茅部地域の自然環境の豊かさなどの魅力にも触れていただくことにより、地域全体の活性化につながっていくことを期待し、地元としても、拠点の設置や活用に協力していく旨の意向が示されました。

道といたしましては、こうした経緯を踏まえまして、拠点における取組の方向性や考え方を整理するとともに、道南エリアに新たに設置する拠点の候補地を函館市南茅部地域とする方針案を取りまとめたものであります。

○海野真樹委員 今後、道においては、この方針に基づき、縄文世界遺産の活用に向けて積極的かつ着実に取組を進めていくことが必要だと考えますが、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○内田尊之委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、縄文世界遺産の保全と活用を進めていくためには、道内資産が広域に分布しているという縄文遺跡群の特性を踏まえながら、地域活動支援機能や関連施策全体の統括機能を担う拠点の形成に取り組むことが重要であると認識しております。

このため、全体を統括する総合調整機能を担う拠点といたしまして、縄文世界遺産推進室を中心に機能を強化し、関連事業を計画的に推進するよう調整しながら、全体のブランディングやマーケティング等を展開していきますほか、道央エリア、道南エリアそれぞれに拠点を形成し、地域と一体となった遺産の価値、魅力の発信や周遊の促進、関係人材の育成などの地域活動を支援していくなど、取組の方向性を拠点形成方針案として取りまとめたところでございます。

今後、年内にも方針を決定し、関係する市町や団体とさらに協議を行うなど、拠点機能の具体化に向けて検討を進め、世界の宝として認められた縄文世界遺産の保全と活用の好循環を図り、縄文遺跡群に多くの方々が訪れ、地域のにぎわいの創出につながるよう取り組んでまいります。

○海野真樹委員 先月、垣ノ島遺跡に行つてまいりましたが、個人のインバウンドが増加していると伺いました。縄文世界遺産をより多くの人に広めていくためには、早期に取り組んでいく必要があると考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○内田尊之委員長 海野委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

川澄宗之介君。

○川澄宗之介委員 私からは、自転車のヘルメットについて、まずお伺いをしたいと思います。

北海道で自転車条例が制定されて既に6年近くが経過をしています。条例では、安全を考慮して、ヘルメットの着用を推進されております。また、昨年4月には道交法の改正ということもありまして、皆さん、自転車のヘルメットの着用の義務化ということで、市内を走っている方を見ても、ヘルメットの着用が多くなってきたかなと思っています。さきの一般質問においても、自転車利用に関する事故だとか、いろんな部分で御質問があったところじゃないかなと思っています。

す。

それと、ポストコロナになってから旅行需要が回復して、道内におけるサイクルツーリズムを皆さんも進められているかと思いますが、それと併せて、インバウンドの増加で、観光において自転車を活用する場面というのが多くなっていると思います。私の坂のまち・小樽でさえ、レンタル自転車の方が電動自転車をレンタルするようになってきたわけなのです。

そこで、課題というのがちょっと見えてきましたので、今回、その点について伺いたいと思います。

まず、自転車乗車用のヘルメットの着用促進に向けた取組というのが、条例制定後、道内においてどのように行われてきたのか、伺います。

○内田尊之委員長 交通安全担当課長二瓶友和君。

○二瓶交通安全担当課長 ヘルメットの着用促進の取組についてであります。道では、これまで、自転車の安全利用を交通安全運動の推進方針の重点項目に位置づけ、毎年4月から10月まで実施する「サイクルセーフティキャンペーン」や、第1・第3金曜日の「自転車安全日」、各種イベントの機会におきまして、道警察、市町村、関係団体、民間事業者の皆様と連携し、ヘルメットを展示し、試着していただく街頭啓発を展開してきたほか、ヘルメット着用の努力義務化や着用の重要性をお伝えする啓発動画を制作し、ホームページやSNSを活用して幅広い周知に努めているところでございます。

また、今年は、さらに、自転車販売事業者や関係団体の皆様と共に、自転車乗車中の事故による死傷者が最も多い高校生を対象に、札幌市内の複数の高校におきまして、ヘルメット着用や自転車乗車時の交通ルールを学ぶ出前型の講習会を開催し、自転車の安全利用を呼びかけてきたところでございます。

以上です。

○川澄宗之介委員 様々取り組まれてきたと思います。

昨年度、道交法が改正になって、ヘルメットの着用率が向上してきたと冒頭申し上げました。条例制定後のヘルメットの着用率については、なかなか着用率の数字を探すのは難しいかなと思うのですが、そういった中で、自転車が絡んだ事故等があったと思いますが、そういったものも含めて、着用率等の推移について分かるものがあればお示しをいただきたいと思います。

○二瓶交通安全担当課長 自転車乗車用ヘルメットの着用率の推移についてでございますが、道警察によりますと、道内において、自転車乗車中の事故で死傷した方のうち、ヘルメットを着用していた方の割合は、条例制定の翌年の令和元年には4.4%でありましたが、令和2年が7.4%、令和3年が8.6%、令和4年が7.8%、令和5年が8.3%と推移しており、増加傾向にあります。

以上でございます。

○川澄宗之介委員 残念ながら実際に事故に遭われた方、その中でも着用率が増加しているということは、仮に事故に遭ったとしても生存率はもちろん高くなる、それでもまだ、見ていても着用をしていない状況があるのかなと思っています。

それで、今後の取組について伺いたいのですが、一般の方が利用される分にはヘルメットの着用というのはよく見られるのですが、例えば、札幌で言えばポロクルですが、私も利用したことがあるのですが、ポロクルを利用する方は、ヘルメットを着用している方というのはまず見たことがない。特に、北1条の通りには自転車専用レーンもあるのですが、そこを結構なスピードでノーヘルメットで走っていらっしゃる方が見受けられます。

また、先ほども申し上げましたけれども、道内には自転車のレンタル事業者がかなりあるかなと思っています。数については今後調査していただければと思っていますけれども、私のまちでも、電動自転車なので、坂道をすいすい上る一方、下るときは物すごい勢いで降りてくるのですよね。小樽は一方通行が結構ありますから、そういったところで、道に不案内の方が事故等を起こしそうな場面というのをたまに見かけるのですよね。

そういったときに、やっぱり、これからの観光振興という部分で見たときに、現状のこういったレンタル事業者等に対して、そこで利用する皆さんへの着用推進といった取組が必要だと考えていますけれども、その点について伺います。

○内田尊之委員長　　くらし安全局長佐藤圭子君。

○佐藤くらし安全局長　ヘルメットの着用促進に向けた今後の取組についてでございますが、道警察によりますと、道内において令和元年から令和5年までの5年間に自転車乗車中の事故で死亡された方の約47%は頭部に致命傷を負っており、道民の皆様はもとより、観光で本道を訪れ、自転車に乗られる方々に、ヘルメット着用の安全性や必要性を正しく理解していただくことが重要でございます。

このため、道といたしましては、引き続き、道警察や市町村、民間事業者の皆様と緊密に連携しながら、道内外の多くの自転車利用者の方々が訪れる各地の集客施設やサイクリングロードなどにおきまして、自転車を利用される方々にヘルメット着用の効果について分かりやすいリーフレットを配付しながら声かけするとともに、ホームページやSNSを活用して呼びかけを行うなど効果的な取組を展開しながら、道民の皆様や来道される方々に対する着用促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○川澄宗之介委員　啓発も含めて、今回、リーフレットを配付されるということでありまして、また、事業者の方にぜひ声をかけていただいて、安全に道内観光を楽しんでいただくためにはヘルメットを着用していただきたいということを、道としても取り組んでいただくことを指摘しておきたいと思います。

次に、しょうがい者スポーツについて伺っていきます。

質問の前に、しょうがいという言葉については、議事録に平仮名で記載するようお願いを申し上げておきたいと思います。

まず、北海道スポーツ推進条例について伺っていききたいと思います。

この間、皆さんが中心になってしょうがい者スポーツの推進に取り組まれてきたことについて

は、本当に敬意を表するところでもあります。特に、第11条の部分の、スポーツでつくる優しい共生社会に向けてということでは、いろいろ進んできているなというふうに思っているところでもあります。

小樽でも、秋に済生会病院と連携した形で、ウイングベイ小樽を活用して共生フェスというのが開かれていました。そこで、「パラ・デフアスリートトークショー」というのがありまして、今日、私はデフのバッジもつけさせていただいていますけれども、私の教え子がデフアスリートの代表として、そのトークショーに参加したのを見てきました。担当課の皆さんも来られていたということもありまして、こういった事業が進められていくというのは本当に重要だなと思っていますところでもあります。

そういった点で、特に第10条のしょうがい者のスポーツの推進という点でいったときに、しょうがい者の方々、当事者が主体となった部分がまだまだ少し弱いのではないかなと思っています。

第10条では、しょうがい者の方が主体的かつ積極的にスポーツに参加、しょうがいの種別、程度に応じたスポーツへの参加機会の提供、しょうがい者スポーツを推進する人材、団体等の育成を図るために必要な施策を講じるとしているわけであります。

この間の具体的な取組について、まず伺いたいと思います。

○内田尊之委員長 障がい者スポーツ・競技力向上担当課長清水直子君。

○清水障がい者スポーツ・競技力向上担当課長 障がい者スポーツの取組についてでございますが、道では、障がい者スポーツの理解促進と支援の輪の拡大を図ることを目的に、北海道みらい運動会や北海道インクルーシブパーク、ボッチャフェスといった、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽にパラスポーツを体験できるイベントの開催のほか、障がいの種別、程度に応じたスポーツへの参加機会の拡大等を目的としたパラアスリート発掘のための測定会、相談会や、パラスポーツ体験会、さらには、北海道障がい者スポーツ協会等と共に、障がい者が主体的に参加する北海道障がい者スポーツ大会やはまなす車いすマラソンを実施しております。

また、障がい者スポーツに関わる人材、団体の育成に向け、パラスポーツ指導員の養成講座への支援のほか、全道各地のパラスポーツ競技団体同士の情報交換や交流促進により、各団体の活性化を図っているところでございます。

以上です。

○川澄宗之介委員 各種取組等に取り組んでいただいているというふうに、今、御報告もいただきました。

そういった中で、次に、第3期北海道スポーツ推進計画の中身について、何点か伺っていきたいと思います。

一つ目として、しょうがいのある子どものウインタースポーツの参加についてです。

以前、私は、ウインタースポーツの振興ということで、スキーとアイスホッケーのことをちょっとお聞きしたのですが、スキー場料金もまた上がりましたね。困りましたね。どうしま

しょう。改めて御指摘させていただきたいと思います。

今回、ウィンタースポーツの関係で、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策のうち、子どもの心身の健康な発達と体力向上のためのスポーツ機会の充実に関わり、本道の地域性を生かした雪遊びやスキー、スケートなどのウィンタースポーツを推奨するというふうにあります。

こういった中で、しょうがいを持った子どもたちというのも、当然、そういったウィンタースポーツに親しむ機会を、学校であったり、また、日常的にそういうのが体験できる機会というのを整えていく必要があると思っています。しょうがいを持った子どもたちがウィンタースポーツを実施しやすい環境をどのようにつくっていかうとお考えなのか、伺います。

○内田尊之委員長 スポーツ局長岡本拓司君。

○岡本スポーツ局長 子どものウィンタースポーツについてでございますが、道では、北海道障がい者スポーツ協会と共に開催いたします冬季スポーツ大会をはじめ、競技団体による体験会や障害者スキー協会によるスキー学習への支援を行うほか、障がい者スポーツ協会が行うシットスキーなどの用具貸出しに係る周知など、障がい者の方がウィンタースポーツに親しむ機会の提供に取り組んでいるところです。

また、障がいのある方とない方が交流できる冬季のイベントとして開催しております北海道インクルーシブパークについて、今年度は、福祉団体とも協力をいたしまして、雪上に移動可能な車椅子やアイスピックつえを活用するなど、さらに参加しやすさの工夫に努め、開催することとされているところでございます。

道といたしましては、引き続き、道のホームページや特別支援学校などを通じまして、各種イベントや用具貸出しの情報の積極的な発信に努めるとともに、競技団体や民間企業などと連携した事業の実施など、障がいを持つ子どもたちがウィンタースポーツに親しむことのできる環境づくりを一層進めてまいります。

○川澄宗之介委員 そういった取組をやっていただくということで、特別支援学校もそうですが、市町村立の学校でもしょうがいを持ったお子さんはもちろんいますから、そういった子どもが、例えば、スキー学習に行ったときに、参加できないという思いをする場面というのはどうしてもあつたりするのですよね。

なので、情報提供はもちろんですけれども、できる限り、そういった市町村立の小中学校だとか道立学校でも活用できるような体制を取って、実際にやっていただいてどうだったか、そういった活動実績についてノウハウをどんどん集めていただいて、さらに、しょうがいを持ったお子さんたちが、もっとこんなことをしてみたい、こういう取組をしてみたいというふうになるように、ウィンタースポーツを身近でアクセスしやすいものとなるような取組を引き続きお願いしておきたいと思います。

次に、人材育成について伺います。

しょうがい者スポーツに関わる部分でいけば、やはり、そこに関わる指導者やボランティアの人材拡大というのが重要であって、その拡大を図るということでもありますけれども、地域におい

て十分な活用がまだまだできていない状況ではないかなというふうに認識をしています。

現状のパラスポーツの指導員の推移について伺うとともに、指導員やボランティアといった人材の育成確保についてどのように取り組んでいるのか、伺います。

○清水障がい者スポーツ・競技力向上担当課長 障がい者スポーツ指導者についてでございますが、日本パラスポーツ協会が認定する公認パラスポーツ指導員の道内の登録者数につきましては、令和4年度には、初級842名、中級127名、上級21名、合わせて990名、令和5年度には、初級814名、中級134名、上級22名、合わせて970名、令和6年10月現在では、初級825名、中級155名、上級23名、合わせて1003名となっております。

道では、北海道障がい者スポーツ協会が実施する初級指導員の養成講座や障がい者スポーツの競技審判研修会に対し補助を行い、指導員の育成支援に取り組むほか、道が行うイベントの際には、ボランティアの確保に向けてパラスポーツに関連する学校を通じて募集を行うなど、より多くのボランティアに参加いただけるよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○川澄宗之介委員 今、数字もお示しいただいて、取組をしているということでありますけれども、やはり、まずは多くの方にボランティアで関わっていただく、その中で、関心を持ったら、ぜひ指導員という形を取っていただける体制というのが今後重要で、そういった意味では、市町村との連携というのも重要なかなというふうに思っています。

市町村などでも、ボランティアに参加していただく体制づくりや養成講座の開催がさらにできるように、道のほうから促していくなど、引き続き、人材の育成確保に積極的に取り組んでいただくことを指摘しておきます。

私も言っているだけでは駄目なので、初級をちょっと勉強してみようかなというふうに思っておりますので、そのときは御協力いただければというふうに思っております。

次に、しょうがい者が参画する事業の実施について伺います。

ここ数年、みらい運動会やボッチャ大会、それから、昨年でいえば、札幌、旭川でのインクルーシブパーク、私も、赤れんが前庭で開かれたものについては見させていただきました。ああいった取組が広がっていくというのは本当にいいなと思って見ています。こういったものが、やっぱり、しょうがい者の皆さんのスポーツに関心を持ってもらうまずは入り口かなというふうに思っています。

実際に、シットスキーなんて難しくてしょうがないのですが、ああいった部分を広げるのは本当に評価できる場所なのですが、その一方で、参加者の多くというのは健常者の方が中心になっているかなと。まず知っていただくという意味では、健常者の方に来ていただくのが前提ではあるのですが、そこに、やっぱり、共生社会の実現という意味でいけば、もう少し当事者の思いや願いというものが、もちろん、ハードの部分もそうですけれども、一緒に参画をしていく中で、交わりながら、お互いの思いや願いを感じたりだとかしていく機会になっていくのが一番重要じゃないかなと思っています。

そういった取組も並行して行うべきだと私は考えておりまして、しょうがい者自身がこういったものに参画をし、そういった意見を踏まえたような取組となっているのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

○岡本スポーツ局長 障がい者自身が参画する取組についてでございますが、道では、パラスポーツの体験会やインクルーシブパークなどの障がいのある方々が参加する事業の実施に当たりまして、パラスポーツの競技団体や北海道障がい者スポーツ協会、パラアスリートなど、障がい者当事者の方から、障がい者への周知方法の工夫や会場への移動のサポートといった、障がい者の参加しやすい環境づくりなどについて御意見を伺いながら取組を進めているところでございます。

道といたしましては、障がいのある方々が参加しやすい事業とするため、今後とも、事業の実施に当たりましては、各競技団体や障がい当事者の方に参画いただき、課題やニーズを踏まえた対応となるよう努め、障がい者スポーツを通じた共生社会の実現に取り組んでまいります。

○川澄宗之介委員 しょうがい者スポーツを通じた共生社会の実現というのが、やっぱり、これは目指す社会の姿じゃないかなと思います。そういった意味では、ボッチャだとかは、本当に入り口としては入りやすいし、一緒にチームを組んでもやれるスポーツでありますから、そういったところで、ふだん、当事者の方がどんな思いを持って生活をされていて、日常の生活の中にどんなバリアがあるのかというのを話すこともできると思うのですよね。そういったことで、主体となって参加していただくと同時に、一緒に参加者として関われるような、そういった取組が今後広がることをぜひ続けていただくことをお願い申し上げます。

それでは、最後に、デフ・パラスポーツの国際競技力の維持向上の推進についてということで伺います。

先ほども申しましたように、デフ大会のバッジも頂いて、日常的につけるようにしています。私の教え子がデフの卓球の日本代表を目指していて、あと一歩というところで行けなかったら僕もちょっと困るなと思っているので、ぜひ、皆さんの後押しをいただきたいというふうに思っているのですけれども、初めて日本の東京でデフリンピックが行われます。

日本代表を目指す選手がたくさんいらっしゃる中で、そういった支援というのが民間中心になっていて、まだまだ道のサポートという部分が十分ではないと思っています。道としても、競技力向上に向けて、推進計画等の中で、例えば、トレーニングセンターを誘致しようだとか、いろんな話が出てきています。

こういった中で、活動していく上で場所を確保するだとか、それから、科学的なトレーニングの方法だとかの提供というのはまだまだないような状態が続いています。こういった中で、十分なサポートが得られているとは言い難いというふうに私は考えております。

今後、こういった国際競争力を高めるための支援をどのように行っていくのか、伺いたいと思います。

○内田尊之委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 国際競技力の維持向上についてでございますが、パラリンピックやデフリンピックなどの国際大会で活躍する選手の姿は、パラスポーツ選手や関係者の大きな目標や励みになりますとともに、障がいのある方々への理解促進につながるものと認識してございます。

このため、道では、世界の舞台を目指す選手が集う全国大会への選手派遣や各種大会の開催補助をはじめ、障がい者スポーツ団体を通じ、強化合宿や遠征費用などの助成に取り組みますとともに、各施設に対するパラスポーツの利用促進に向けた取組の周知を行いますほか、将来有望なパラアスリートを発掘するため、競技団体や大学等と連携し、パラスポーツ測定会、相談会の開催を行っているところであります。

道といたしましては、今後とも、障がい者スポーツ協会やろうあ連盟、競技団体のほか、民間企業等がメンバーとなっている北海道スポーツみらい会議などとも連携しながら、競技力の維持向上をはじめ、競技人口の裾野の拡大や活動しやすい環境整備に努め、世界で活躍できるパラアスリートの育成に向けて取り組んでまいります。

○川澄宗之介委員 今、部長からも、活動しやすい環境整備ということで御答弁をいただいたところであります。

なかなか直接的な助成だとかというのが難しいというのは十分理解しています。ただ、活動する環境を整えてあげることだとか、各種大学、これまでも国際大学と連携して測定会だとか、そういったところに一般の方が来ていただいてパラスポーツを体験するというような機会も皆さんのほうでつくっていただいたことは、本当に感謝をするところであります。そういった意味で、ぜひ、活動しやすい環境という部分をお願いしたいと思います。

今朝、私がこっちに来る前に、NHKのニュースで、東京都の江戸川区でプールの整備というのはちょうどやられていたのですよね。しょうがい者の方がプールで運動できるようにということで、スロープを中につけて、関係者の方が、手足にしょうがいのある若い方に実際に体験していただいて、今回のプールの改修というのはどうだったかだとか、こういった条件が整えば引き続き使っていきたいかということを聞きながら進められたそうなのです。それをスポーツ財団のほうと連携をして、パラスポーツ等の競技の裾野拡大に向けて取り組みたいというような報道がなされていたのです。このように、やれるところは進んでいるのだなと思っています。

なかなか厳しい部分はあるかと思いますが、ぜひとも、こういったパラアスリートの競技力向上も含め、共生社会の実現に向けて、しょうがい者スポーツに全力で取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○内田尊之委員長 川澄委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

畠山みのり君。

○畠山みのり委員 北海道立オホーツク流水科学センターについて伺います。

紋別市にありますこのセンターは、北海道大学低温科学研究所の附属研究施設が設置され、ま

た、昭和61年に第1回北方圏国際シンポジウムが開催されたことを背景に設置されたものと承知をしています。

公式サイトには、世界唯一の流水科学館と記載されていますが、改めて、設立当時からの目的を伺うとともに、途中、大学施設の撤退がありまして大きな影響を受けたと思いますが、これまでどのように対応されてきたのか、現在の課題も含めて伺います。

○内田尊之委員長 文化振興課長越田習司君。

○越田文化振興課長 流水科学センターの設置目的などについてでございますが、オホーツク流水科学センターは、流水及び海洋に関する科学的知識の普及や流水に象徴されるオホーツク圏の自然と生活文化に対する理解を深めることを目的に、平成3年2月に紋別市内に設置したものでございます。

設立当初の展示につきましては、北大低温科学研究所などの研究機関の知見等を活用させていただくとともに、公表される観測データを用いてきたところでありますが、平成16年の同研究所における観測体制の見直しに伴い収集ができなくなった流水の動きに関するデータについては、気象庁や海上保安庁が公表する海洋気象情報などを用いて対応してきているところでございます。

当該施設につきましては、年数の経過により、施設や設備に老朽化が見られることのほか、開館当初7万人を数えた入館者が3万人程度となっていることが課題と考えております。

○畠山みのり委員 現在、流水科学センターは、指定管理者であります公益財団法人オホーツク生活文化振興財団によりまして管理運営されているものと承知をしています。

その使命として、道が示す要求水準書によりますと、「流水域であるオホーツク海沿岸地域には、ユニークな歴史や文化、産業等の独自の文化圏が形成されており、この圏域の今後の振興と発展に役立てて、この文化の蓄積を道民の財産として保存し活用するため、より多くの住民に、流水及び海洋に関する科学的知識の普及を図るとともに、流水に象徴されるオホーツク圏の自然と生活文化に対する理解を深めることを目指し、流水及び海洋並びに生活文化に関する資料の収集、保管、展示、調査研究、普及啓発を行う。」とされておりまして、かなり広範な内容が求められています。

もちろん、流水に関わる生活、文化に関しても大変重要な切り口と思いますが、インバウンドのお客様なども想定しますと、より質の高い展示が求められると思います。道として果たすべき役割、指定管理者に求めるべき役割について精査をして、必要であれば指定管理制度の在り方も含めて抜本的な検討も必要ではないかと思えます。

現在、オホーツク流水科学センターの展示施設の活用などについて、紋別市や庁内の関係者によりますプロジェクトチームによる検討がなされていると承知をしています。これからの流水科学センターに求められる使命、それから、果たすべき役割につきまして、道としてどのように考えているのか、現在の検討方向について伺います。

○越田文化振興課長 流水科学センターの運営管理などについてでございますが、当該センター

については、地元・紋別市などと共に、設立当時に道も関わったオホーツク生活文化振興財団が運営管理を行っており、流水や海洋に関する講演会等の開催や多目的ホールを活用した地域住民の文化活動支援などに取り組み、来館者へのアンケート調査でも、9割を超える方々が、満足、または、おおむね満足と回答するなど、道が指定管理者に求めている要求水準を達成し、流水及び海洋に関する科学的知識の普及やオホーツク圏の自然と生活文化に対する理解を深めるという設置目的は果たしているものと考えております。

こうした中、展示施設の老朽化等を踏まえ、昨年度、紋別市や庁内関係課などによる検討の場を設置し、展示物の老朽化、陳腐化や多言語化への対応、地球温暖化への対応などについて、展示方法や活用方策など様々な観点から検討を行っているところでございます。

○畠山みのり委員 施設が老朽化しているといっても、来館者の9割を超える方々が、満足、おおむね満足と感じていらっしゃるということはとてもすばらしいことだと思います。流水という珍しい題材を扱っているということもさることながら、来館した方々により関心を持ってもらうとか、知識欲が満たされるような、いろいろな工夫があるのだと思います。

しかし、現在、故障中という貼り紙のある常設展示ゾーンの展示物が一つや二つではないと聞いております。せっかく高評価をもらっているにもかかわらず、故障した展示物をそのまま放置しておくということは、道立施設として非常に残念な状況だと思います。早急に対応すべきと考えますが、見解を伺います。

○内田尊之委員長 文化局長黒須成弘君。

○黒須文化局長 流水科学センターの展示などについてであります。当該センターにつきましては、設置から30年以上が経過し、施設等の老朽化が見られることから、平成29年度には、全天周映像を放映するドームシアターの大規模改修を行いましたほか、給排水設備や空調機器の修繕、障がいがある方への対応に必要な機器の設置など、指定管理者の御意見なども伺いながら、緊急性の高い改修を優先して実施してまいりました。

こうした中、常設展示につきましても同様の状況が見られることなどから、昨年度、地元と共に設置した検討の場において様々な観点から検討を行っているところであり、今後も、指定管理者への聞き取りなどを通じ、優先すべきものや緊急性の高い事項の確認を行いながら、さらなる検討を進めてまいります。

○畠山みのり委員 流水を通して、地球温暖化など地球環境を学ぶことができる展示もあるというふうに聞いておまして、今後、道外の学校の教材になることなども含めて、よりたくさんの方々にオホーツク圏の文化に触れていただけるように進めていただきたいと思います。以上でございます。

ありがとうございました。

○内田尊之委員長 畠山委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、

環境生活部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1 時 開議

○川澄宗之介副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔水口主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、檜垣尚子議員の委員辞任を許可し、村田憲俊議員を委員に補充選任し、第1分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 総合政策部所管審査

○川澄宗之介副委員長 これより総合政策部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

伊東尚悟さん。

○伊東尚悟委員 お疲れさまです。

それでは、通告に従いまして、順次、大きく3点伺います。

まず、人口減少問題について伺います。

道は、先日の委員会で、次期創生総合戦略や人口ビジョン改訂版及び次期連携地域別政策展開方針の素案、地域振興条例の点検結果について報告をされましたが、以下、その内容等について、数点伺います。

初めに、人口減少に関する認識についてであります。

道では、現行の第2期総合戦略と人口ビジョンを令和元年度に策定し、人口減少対策を進めてきましたが、本道における合計特殊出生率が全国を大幅に下回る水準で推移し、直近では、全国で東京都に次いで下から2番目となっており、地域からの人口流出にも歯止めがかかっていません。道は、こうした現状をどのように認識しているのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 地域創生担当課長榎波潤記さん。

○榎波地域創生担当課長 人口減少に関する現状認識についてであります。道では、2期にわたる北海道創生総合戦略の下、国の交付金なども活用し、市町村戦略への支援を行いながら、北海道の創生に向けて様々な取組を進めてきたところでございます。

こうした中、人口の増加や減少の緩和が見られる市町村が一定数見受けられ、また、本道全体では、これまで、道外への転出超過による社会減が抑制傾向となり、令和4年からは、外国人を含めた社会増減が増加に転じたところでありますが、一方で、合計特殊出生率は全国平均を下回ったまま低下が続き、死亡数が出生数を上回る自然減が年々拡大するなど、全国を上回るスピー

ドで人口減少が続いており、女性や若年層の転出超過や人口の地域偏在といった課題を抱え、依然として大変厳しい状況にあるものと認識しております。

○伊東尚悟委員 本道における人口減少について受け止め等を御答弁いただきましたが、道では、これまで、人口動態の実態調査や要因分析、道民意識調査などを実施した上で、有識者によるワーキンググループを設置し、現行の創生総合戦略と人口ビジョンの検証を行い、今般、それぞれの素案が示されました。

まず、人口ビジョンについてであります。このたび取りまとめた人口ビジョン改訂版の素案は、検証結果や国勢調査等を踏まえ改訂しているものと考えますが、具体的にどのような見直しがされたのか、伺います。

○榎波地域創生担当課長 人口ビジョンについてであります。このたびの人口ビジョンの改訂に当たっては、本道の人口動向等に関する統計データについて、最新の数値に更新するとともに、昨年度実施した現行ビジョン等の検証ワーキンググループにおける意見を踏まえ、未婚化の進行の状況、道内の六つの連携地域別の人口動態、外国人を含めた社会増減などのデータを新たに加え、内容の充実を図ったところでございます。

また、人口の将来見通しについては、現状の傾向のまま、人口が推移するとした場合の見通しとして、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計の算出方法に準拠した推計と、その内訳として、年齢3区分別の人口をお示したところでございます。

○伊東尚悟委員 次に、総合戦略について伺います。

次期戦略の素案について、現行戦略の検証結果や社会経済情勢の変化などをどのように踏まえ、見直しがされたのか、伺います。

○榎波地域創生担当課長 次期創生総合戦略についてであります。次期戦略の検討に当たっては、北海道総合計画等の関連計画との整合を図るとともに、現行戦略の検証結果や、デジタル化、脱炭素化の加速といった本道を取り巻く社会経済情勢の変化、さらには、国の政策動向などを踏まえ、必要な見直しを進めてきたところです。

こうした考え方にに基づき、このたびお示した素案においては、北海道総合計画における目指す姿との整合を図り、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域をつくることを次期戦略の目指す姿として設定したところです。

また、現行戦略の検証の中で抽出された、少子化や、女性、若者の転出超過、潜在力発揮による成長、人材確保などといった課題を踏まえ、自然減対策、社会減対策の両面から粘り強く継続的に取り組み、人口減少のスピードを緩和する観点と、現在より少ない人口においても活力ある社会を構築する人口減少社会への適応の二つの観点を新たに設定したところです。

こうした中、国においては、新たに、新しい地方経済・生活環境創生本部を設置し、年末に基本的な考え方を取りまとめる旨の方針を示しており、このたびお示した素案は、こうした国の動向なども踏まえた上で、これら二つの観点の下、基本戦略、重点戦略プロジェクトを取りまとめたところでございます。

○伊東尚悟委員 人口減少対策の効果を高めていく上では、取組の重点化を図る必要があると考えますが、今回、次期戦略素案の中で示された四つの柱から成る重点戦略プロジェクトをどのような考え方で設定したのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 地域創生局長馬場俊哉さん。

○馬場地域創生局長 重点戦略プロジェクトについてであります。このたびお示しした次期戦略の素案におきましては、北海道総合計画等の関連計画との整合や社会経済情勢の変化を踏まえ、本道の創生に向けた取組の方向性を取りまとめたところであり、この中の重点戦略プロジェクトは、基本戦略に掲げる施策のうち、本道の人口減少対策に当たり、戦略の推進期間を通じて、政策資源を集中して投入し、重点的に展開する施策群として設定するものでございます。

このプロジェクトは、地域創生の根幹をなす、まち、ひと、しごとの三つの柱に、第2期総合戦略策定以降の社会経済情勢の変化を踏まえて、これらの柱の横串となるデジタルを加えた四つの視点の下、国が年末に示すこととされている基本的な考え方の柱である、安心して働き暮らせる地方の生活環境の創生、東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、付加価値創出型の新しい地方経済の創生、デジタル・新技術の徹底活用といった方向性も踏まえまして設定をしたところでございます。

○伊東尚悟委員 こうした次期戦略の見直しを踏まえ、地域での具体的な戦略を示すものとして、道内の連携地域ごとに、今般、次期連携地域別政策展開方針の素案を取りまとめ、先日の委員会に次期創生総合戦略素案などとともに報告されていますが、どのような見直しがされたのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 地域戦略課長水井啓介さん。

○水井地域戦略課長 次期連携地域別政策展開方針についてであります。各振興局では、次期方針の策定に当たりまして、新たな総合計画や次期創生総合戦略の内容と整合を図るとともに、急速に進行する人口減少をはじめ、地域が直面する諸課題に的確に対応するため、市町村等が参画する地域づくり連携会議などを通じまして御意見をいただきながら、地域で重点的に取り組むプロジェクトの再構築や関連する取組等の充実を図り、今般、次期方針の素案として取りまとめたところでございます。

本素案におきましては、各連携地域の目指す姿の実現に向けまして、連携地域、振興局所管地域ごとの人口動態や、経済、産業などの現状を分析し、課題を整理しているほか、日本遺産「炭鉄港」やジオパークなどを活用した交流人口の拡大、離島交流の推進、再生可能エネルギー関連産業の誘致促進、宇宙関連産業の展開といった地域の特性、資源を生かしたプロジェクトが盛り込まれているところでございます。

○伊東尚悟委員 道では、有識者による懇話会を設置し、地方創生総合戦略の推進とも関係の深い地域振興条例の点検を行ったものと承知していますが、道内各地域で人口減少が進行している現状を踏まえ、点検の結果、どのように条例の見直しを検討することとしたのか、伺います。

○馬場地域創生局長 地域振興条例の点検についてであります。本条例につきましては、附則

規定において、平成21年の施行から5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、今年度、地域振興分野に幅広い知見を持つ有識者から成る地域振興条例検討懇話会を設置し、4回にわたり意見交換を重ねてきたところでございます。

懇話会では、社会経済情勢の変化等を踏まえ、地域おこし協力隊員や、女性、若者、高齢者、課題を抱えた方など様々な人材の活躍、活用が重要、行政課題が高度化する中、民間人材の力を借りることが重要、地方創生の実現には脱炭素やデジタルの視点が必要などの御意見をいただいたところであり、こうした御意見なども踏まえ、先般取りまとめた点検結果におきましては、多様な人材が活躍できる地域づくりや民間と行政との協働、再生可能エネルギーやデジタル技術の活用の必要性などの明確化といった条例の見直しを検討することとしたところでございます。

○伊東尚悟委員 人口ビジョンで示されているとおり、今後も長期的に人口減少が避けられない中、こうした厳しい現状を直視し、強い危機感の下、人口減少対策を進めていかなければなりません。

地域振興条例の改定や次期創生総合戦略の策定を踏まえ、今後、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 総合政策部長兼地域振興監北村英則さん。

○北村総合政策部長兼地域振興監 人口減少問題への今後の対応などについてでございますが、本道におきましては、全国を上回るスピードで人口減少が進行し、地域社会の縮小が見込まれる中、道民の皆様一人一人が可能性を発揮し、それぞれの地域が有するポテンシャルを最大限に生かして、将来にわたり道内各地域の持続的な発展を確かなものにしていくため、地域の多様な主体が一体となり、連携協働しながら実効性ある取組を着実に進めていくことが重要でございます。

こうした中、道では、産官学金労言の代表者の方々と構成いたします北海道創生協議会の下に設置いたしました検証ワーキンググループにおける現行戦略の検証結果等を基に、人口減少のスピードの緩和と人口減少社会への適応の二つの観点を新たに設定いたしまして、今般、次期戦略の素案を取りまとめますとともに、地域振興条例検討懇話会での御議論を踏まえ、多様な人材が活躍できる地域づくりなど、地域振興条例の見直しの視点をお示ししたところでございます。

道といたしましては、こうした検討経過を踏まえますとともに、市町村や創生協議会など、様々な方々からの御意見をいただきながら、次期戦略の策定や条例の見直しについてさらに検討を進め、庁内各部の連携を一層強化しながら、より実効性のある人口減少対策を展開することにより、人口が減少する中におきましても、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域の実現に向けて取り組んでまいります。

○伊東尚悟委員 それでは、続きまして、地域交通の維持確保について伺います。

道内におけるバスをはじめとする公共交通は、道民の暮らしや産業を支える重要な役割を担っていますが、人口減少や高齢化の進行などにより、運転手不足や利用者減を要因とした路線バス

の縮小、減便の動きが相次ぐなど、地域を取り巻く交通環境が大きく変化してきています。

一方で、そうした現状等を踏まえ、地域では地域公共交通計画の策定を契機としたバス路線再編などへの取組や複数市町村にまたがる長大路線を市町村自らが運行するといった地域交通の維持確保に向けた新たな動きも見られるところです。

地域交通の維持確保を図るためには、行政や事業者など地域の関係者が、様々な観点からそれぞれの地域に応じた対策の検討を進める必要があると考えます。そこで、この件に関し、以下、数点伺います。

まず、利便増進実施計画の策定意義について伺います。

全道の14地域では、広域的な地域公共交通計画を策定し、公共交通の維持確保に向けた取組を実施していますが、上川地域では、さらに議論を深め、本年7月に利便増進実施計画を策定し、計画に基づき、バス路線の再編等が行われています。

全道で策定を進めてきた地域公共交通計画と利便増進実施計画ではどのような点が異なるのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 地域交通担当課長齋藤冬樹さん。

○齋藤地域交通担当課長 両計画の策定趣旨についてでございますが、地域公共交通計画につきましては、国において地域交通法を改正し、地方公共団体が自ら地域交通をデザインする地域公共交通計画の策定を努力義務化したことを背景とし、道では、利用者の減少などにより地域交通を取り巻く環境が厳しさを増している中、複数の自治体間を運行している幹線的なバス運行の維持確保に向けて、広域的な観点から計画の策定が必要との考えの下、全道14地域におきまして、道や市町村、交通事業者などで構成します法定協議会を設置し、地域の移動ニーズなどを丁寧に把握しながら、広域的な計画を策定したところです。

こうした取組を進める中、上川地域におきましては、令和5年6月に策定した地域公共交通計画に掲げた公共交通の競合解消と運行頻度の適正化といった広域交通の最適化や経路変更によるJR駅での結節化によるサービスの向上を目指すことに意欲的な自治体と事業者等が熱心に議論を重ねまして、国などの公的支援の増額が見込まれる支援制度の活用を念頭に、本年7月に利便増進実施計画を策定したところでございます。

○伊東尚悟委員 利便増進実施計画を策定した意義は理解しましたが、道は、計画の策定に当たり、どのように協議を進め、道としてどのような役割を果たしてきたのか、道として今後どのように他地域に展開していくのか、伺います。

○齋藤地域交通担当課長 道の役割などについてでございますが、上川地域では、バス路線の重複などの課題や、地域に必要なサービス水準、活用すべき支援制度などについて議論を深めていくため、法定協議会の下に分科会や担当者会議を設置し、それらに本庁職員が参画しながら地域を一体的に捉えた運行形態の検討に向けて積極的に助言を行いますとともに、必要な事業者間の調整等を担うなど、様々な協力をしてきたところです。

今後におきましては、上川地域における広域交通の最適化に向けた取組を好事例としつつ、地

域公共交通計画策定後においても、地域交通に関する最適化の方向性などについて、固有の課題を有する地域をはじめ、他地域への横展開が図られるよう、振興局と連携しながら地域の実情を丁寧にお伺いし、本庁職員が地域に赴くなど、各地域において住民の方々のニーズを捉えた利便性の向上や利用促進などの取組を着実に進められるよう、引き続き、持続可能な地域交通の確保に向けた様々な対応を図ってまいります。

○伊東尚悟委員 地域における交通の確保方策についてですが、利用者減等によるバス路線の廃止により、道内の一部の地域では、複数自治体がバス路線を運行している事例があると伺っています。

道は、そういった地域の現状について、どのように認識し、対応していくのか、伺います。

○齋藤地域交通担当課長 地域における交通の維持確保についてでございますが、人口減少等を背景とした公共交通の利用者減などが進む中、道内の多くの市町村においては、安定的な輸送サービスの確保に関し、様々な課題を抱えているものと認識しており、とりわけ、過疎地域などでは、輸送資源が限られている中、複数自治体にまたがる長大路線を自治体自らが運行するケースも生じているものと承知しております。

こうした中、路線バスの廃止を受け入れざるを得ない地域において、複数の自治体が主体となって運行している具体的な事例としまして、宗谷管内の天北地域では、複数町村がデマンドバスを運行しておりますほか、後志管内の岩宇地域では、地域の協議会が定時定路線のバスを運行しているところです。

両地域では、関係町村が一体となって地域公共交通計画を策定した上で、地域交通の最適化に向けた取組を推進しているところであり、道といたしましては、こうした特定地域の実情に応じた長大路線の維持に向けた方向性や既存制度の見直しを含めた国への要望など、安定的な地域交通の確保方策等について、関係町村と連携を図りながら検討を進めてまいります。

○伊東尚悟委員 ただいま答弁のあった事例の背景となっている人口減少や高齢化の進展は、道内の多くの地域が抱えている共通の課題でもあり、地域の移動手段の確保や路線の最適化などを通じて誰もが安心して住み続けるために必要な交通サービスを確保することが重要と考えます。

道は、今後、地域固有の課題に対応しつつ、路線バスをはじめとする地域交通の維持確保に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 交通政策局長齋藤由彦さん。

○齋藤交通政策局長 今後の取組についてでございますが、広域分散型の地域構造にあります本道において、バスをはじめとする地域交通を安定的に確保していくためには、交通事業者や市町村が抱える課題の解決に向けまして、地域の関係者がより一層連携しながら、公共交通のサービス水準の維持に向けた様々な方策の検討を深め、持続性の確保に取り組んでいくことが重要でございます。

道では、こうした考え方の下に、これまで、地域交通の維持確保に向けまして、交通事業者をはじめ、関係者間における様々な声をお伺いするとともに、各般の施策を着実に進めるため、昨

年度末までに道内の14地域で策定を終えております地域公共交通計画の策定にとどまることなく、北海道運輸交通審議会などでの議論も通じまして、地域が直面する課題の一つ一つに対しまして検討を進め、上川地域においては、バス路線の最適化に向けた利便増進実施計画の策定や、空知地域におきましては、バスと鉄道の時刻や経路を簡単に検索できるアプリの開発などといった必要な対応を図ってきたところでございます。

道としては、引き続き、各地域の法定協議会や市町村の地域公共交通会議などといった地域の関係者による枠組みを積極的に活用しつつ、地域の実情に応じました利便性の向上や利用促進、交通体系の最適化などといった方策について、関係市町村と共に幅広い検討を深めながら、地域交通の維持確保に向けて取組を推進してまいります。

以上でございます。

○伊東尚悟委員 それでは最後に、海外との経済交流について伺います。

道は、ウクライナ情勢など、大きく変化する国際情勢に柔軟に対応するため、北海道グローバル戦略を昨年度に策定し、海外との経済交流などの国際関連施策を展開しているものと承知しています。

今年8月には、知事が、アメリカ合衆国のニューヨーク州を訪問し、半導体関連施設の視察や、現地政府機関や経済人との関係構築を図るなど、新たな市場開拓にも積極的に取り組んでいるところですが、こうした取組を進める上では、今後の経済交流の可能性を見極めながら、先を見据えた戦略的な対応が重要となります。こうした観点から、今後の経済交流について、以下、数点伺ってまいります。

まず、道は、グローバル戦略に基づき、今後の経済交流をどのように進めることとしているのか、基本的な考え方について伺います。

○川澄宗之介副委員長 国際経済担当課長今田美幸さん。

○今田国際経済担当課長 海外との経済交流の考え方についてでございますが、道では、北海道グローバル戦略におきまして、世界に売り込む、世界とつながる、世界と向き合うという三つの視点を掲げまして、幅広い分野にわたる国際関連施策の戦略的かつ効果的な展開を図っております。

経済交流の推進に当たりましては、世界に売り込むという視点の下、多様なグローバルリスクに対応しつつ、北海道の魅力や強みを生かし、海外の成長力や経験、ノウハウを取り込み、活力ある地域づくりにつなげるという考え方の下、北海道ブランドの確立と戦略的活用やグローバル・ネットワークの強化を施策の方向性として掲げ、食の輸出拡大やインバウンドの獲得、投資誘致など、道の海外拠点等を通じた現地ネットワークも活用しながら、様々な取組を推進しているところでございます。

○伊東尚悟委員 海外との交流を活性化していくためには、国際情勢をしっかりと分析した上で方向性を定め、地域ごとの実情に応じた取組を展開することが重要になります。

道は、現状をどのように分析し、海外との交流を展開しようとしているのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 国際企画担当局長堀内一宏さん。

○堀内国際企画担当局長 国際情勢を踏まえた海外との経済交流についてであります。海外との経済交流を本道経済の活性化につなげていくためには、世界各国の社会経済情勢や北海道との交流状況などを考慮しつつ、ターゲットとなる国や地域に向けまして、食や観光はもとより、再生可能エネルギーなどのGX分野や、次世代半導体、データセンターといったDX分野など、新たな本道の強みを生かした取組を展開していくことが重要と認識しております。

また、ウクライナ情勢や中国等の日本産水産物の輸入停止措置など、国際情勢が複雑化をし、先を見通すことが困難な状況にある中、リスク分散を図りながら、海外展開の取組を進めることの重要性も増しておりますことから、道では、北米やEUなど、DXやGXを通じた新たな地域との交流拡大を図るとともに、食や観光といった分野におきましても、特定の国や特定の品目への依存を分散するなど、交流先等の多角化に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○伊東尚悟委員 それでは、新たな地域との経済交流について伺います。

道は、今年度、経済交流の拡大に向け、どのような取組を行っているのか、伺います。

○今田国際経済担当課長 経済交流の拡大に向けた取組についてでございますが、道では、今年度、本道の再生可能エネルギーなど、新たな可能性に注目が集まる中、DXやGXといった分野におきまして先進的な取組が進んでいる欧米をターゲットとして交流の拡大を図っているところであり、8月には、知事が米国を訪問し、半導体エコシステムの先進地でありますニューヨーク州との連携協力に向けた足場を構築するとともに、GX投資の促進に向け、金融関係の方々などとの関係づくりを行ったところでございます。

また、欧州におきましては、10月に、副知事がフィンランドのデータセンター関連企業等を訪問するとともに、国際会議の場を活用し、本道のDX、GXの取組やポテンシャルについてプレゼンテーションを実施するなど、本道の投資環境等についてプロモーションを展開しております。

加えて、こうしたトップセールスに際しましては、ホタテなどの道産食品やアドベンチャートラベルを中心とした高付加価値観光のプロモーションを実施するなど、本道の魅力や強みの発信にも取り組んでいるところでございます。

○伊東尚悟委員 それでは、インドとの交流について伺います。

新たな経済交流を展開する上で、世界一の人口規模であり、近年、目覚ましい経済発展を続けているインドとの交流は、北海道がその強みを生かしていく上で大きな可能性を有していると考えます。

道は、インドとの交流についてどのように考えているのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 国際局長小林靖幸さん。

○小林国際局長 インドとの交流についてでございますが、インドは、世界最多となる約14億人の人口と世界第5位のGDPを有するなど、急速に成長を続けており、その巨大市場や豊富な人

材は、今後、本道経済の活性化にも大きく寄与する可能性を有しているものと認識しております。

近年、本道における人手不足が深刻化する中、IT分野などの高度人材について道内企業の関心も高まっていますことから、道におきましては、今年度、新たに、インドを訪問し、現地の大学とのネットワークづくりや学生との交流イベントを開催するなど、今後の交流発展に向けた関係構築を図ることとしております。

また、大使館との連携強化にも取り組んでおりまして、現在、大使館に御協力いただきながら、今年度、都道府県との交流プログラムの枠組みを活用したイベントとしまして、「北海道Day」の開催に向けた準備を進めるなど、インドとの交流拡大に向けた取組を推進しているところでございます。

○伊東尚悟委員 最後に、新たな市場の開拓について伺います。

アメリカ、EU、そして、インドなど、新たな市場開拓を進める上で、知事をはじめ、トップセールスによる現地要人との関係構築は重要です。

一方で、例えば、EUのように、多様な国がそれぞれの文化などを背景とし、経済情勢も異なる地域をターゲットとする場合、現地との縁を大切に、一つ一つ交流を積み重ねながら関係を深めていくことも重要と考えます。

今年、道議会が訪問団を派遣したドイツでは、道内の大手製麺会社が、大変な御努力の下、現地に根を張り、地域の方々に愛されながら事業を展開している様子を確認することができました。

その背景には、現地に進出した道内企業と地元・デュッセルドルフの政府機関や関係団体との信頼関係、そして、財政面を含めた大きな支援があり、そうした先駆者が築いたネットワークはその後の交流拡大の礎となるものであり、大切にしなければなりません。

道は、今後、海外との交流を展開していく上で、どのようなアプローチで取り組んでいくのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 総合政策部グローバル戦略推進監工藤公仁さん。

○工藤総合政策部グローバル戦略推進監 今後の海外展開の取組についてでございますが、道では、北海道の多様な魅力や強みを最大限に生かし、海外との経済交流を拡大していく上で、将来を見据えながら、現地において人的なネットワークを構築していくことは重要であると認識をしているところでございます。

このため、道といたしましては、新たな市場開拓に向けた具体の事業展開を検討するに際し、取組の実効性を向上させるためにも、先行して現地に進出している道内企業の貴重な体験やノウハウなどの知見を参考にしますとともに、現地の経済情勢や商習慣などの情報収集を行いながら、知事をはじめとしたトップセールスなどの取組に加え、例えば、現地での経済セミナーや企業マッチング等の実施に合わせて、道内企業などと共に現地政府機関や関係団体を訪問し、実務レベルでの交流を積み上げる中で相互の関係性を深めるなど、信頼と人的ネットワークの構築を

図りながら、新たな海外展開を図るための環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○伊東尚悟委員 今、信頼と人的ネットワークの構築を図りながら、新たな海外展開を図るための環境づくりに努めるという御答弁をいただきました。さらなる積極的な推進を求め、以下、御指摘をさせていただきたいと思います。

先進企業と歩調を合わせた考え方や、北海道としてその国にどう強いパイプをつくっていくかといった基本的な考え方をさらに深めていただきたいと感じています。

本年、デュッセルドルフの行政や関連する団体の代表の方々が北海道にも訪問され、西山製麺さんがドイツ・デュッセルドルフの工業団地に工場を設置することがとても注目をされ始めています。そのことによって、デュッセルドルフの行政としても、北海道と連携を深めたいというこのたびのアクションでありまして、そのことに対して北海道がどう応えていくのかが今問われていることと思います。

日本の企業が多く出展する世界最大と言われる見本市がドイツでは開催をされているようです。そういったところに北海道からも訪問し、今の時代に求められているものを肌で感じ、今後の経済交流や政策にどうつなげていくかといった議論にもつなげていきたいと思います。また、そういった行動が、北海道に注目している海外諸国に対しても信頼を高めることにつながるのではないのでしょうか。今後の具体的なアクションに期待をし、指摘とさせていただきます。

以上で私の質問を終わります。

○川澄宗之介副委員長 伊東委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

清水敬弘さん。

○清水敬弘委員 それでは、私からは、前段で北海道新幹線の札幌延伸の整備事業に関わる発生土の対応などについて伺ってまいります。

私の地元であります手稲区の手稲山口地区は、新幹線工事におけるトンネル発生土のうち、自然由来の重金属などを含む、いわゆる対策土の受入れ地であります。北海道新幹線の札幌延伸に係る総体の工事では、トンネル工事などで約2000万立米もの大量の土が発生するものと推計されており、発生土の受入れ地の確保は、同事業を円滑に進め、1日も早い新幹線開業を実現する上では大変重要であります。そのため、発生土の受入れ地などについては3定道議会の一般質問でも伺いましたが、改めて、受入れ地がいまだ確保されていない残る25万立米とも目される発生土における受入れ地の確保や進捗状況などを含めた今後の総合的な対応策について、順次伺ってまいります。

北海道新幹線の工事においては、15のトンネルがあり、それを40の工区に分けて工事が進められておりますが、札幌トンネルにおける工事の進捗状況について伺うとともに、同工事に伴う発生土の受入れ地として、札幌市内における確保状況について現状はどうなっているのか、併せて伺います。

○川澄宗之介副委員長 新幹線担当局長川村秀明さん。

○川村新幹線担当局長 工事の進捗及び発生土受入れ地の確保の状況についてでございますが、札幌トンネルの工事の進捗状況は、11月1日現在で、延長約26.2キロメートルに対し、掘削延長が約9.8キロメートルで、掘削率は約37%となっております。

また、札幌市内のトンネル工事による発生土は約230万立米、その内訳としまして、自然由来の重金属が含まれております対策土とそれ以外の無対策土が半々と想定されており、対策土については手稲山口地区、無対策土については盤渓地区と石狩地区を受入れ地とし、受入れ地の確保率は、現時点で、対策土は約8割、無対策土が約9割となっております。

このほか、今年の10月末から、札幌トンネル札幌工区からの発生土を対策土と無対策土に判定し、対策土は直ちに受入れ地へ搬出するものの、無対策土につきましては一時的に仮置きすることができます石狩湾新港判定・仮置きヤードが稼働を開始したところでございます。

以上でございます。

○清水敬弘委員 現在、札幌市内における受入れ地の確保率は、手稲山口地区の対策土が約8割、親船、志美の石狩地区、あるいは、盤渓地区を対象とした無対策土が約9割以上とのことであります。そのため、発生土全量の受入先が確定していない影響などによってトンネル掘削工事に対する遅れや支障が生じてはいないのか、伺うとともに、新たな受入れ地確保の具体の取組について併せて伺います。

○川村新幹線担当局長 工事の進捗への影響などについてでございますが、鉄道・運輸機構からは、対策土につきましては、手稲山口地区で90万立米が受入れ可能となっておりますが、現時点で、容量の半分程度の余剰があるとともに、無対策土につきましては、盤渓地区や石狩地区での受入れのほか、他の公共工事の盛土工事への活用や港湾の埋立て等の事業への活用などが見込まれますことから、当面の受入れに支障がないものと報告を受けてございます。

また、新たな受入れ地の確保につきましては、鉄道・運輸機構が札幌市と連携いたしまして、追加の受入れ地について検討しているものと承知してございます。

以上でございます。

○清水敬弘委員 今ほどの答弁でもありましたが、10月末日より、石狩湾新港エリアにおいて、トンネル発生土を対策土と無対策土に判定する、判定・仮置きヤードが稼働しているものと認識しております。

この判定・仮置きヤードの設置目的及びその機能などについても伺います。

○川村新幹線担当局長 石狩湾新港判定・仮置きヤードについてでございますが、トンネル工事により発生土につきましては、自然由来の重金属の量に応じまして適正に処理する必要がございます。

シールド工法により掘削を行います札幌トンネル札幌工区につきましては、掘削後に、対策土、無対策土を分別するための作業場でございます判定ヤードを石狩湾新港に整備したものと承知してございます。

また、判定ヤードに隣接しまして、判定後の無対策土を仮置きできます仮置きヤードも整備さ

れまして、最大時で約55万立米を一時的に受け入れることが可能となっております。

以上でございます。

○清水敬弘委員 これまで、るる懸念する課題などについて伺ってきましたが、当面は、発生土の受入れ状況、及び、55万立米との報告があった石狩湾新港での新たな判定・仮置きヤードの設置なども含め、受入れ地の確保などには現時点において大きな問題がないものとの答弁でありました。

さらに、札幌トンネルにおける富丘工区においては、トンネル工事で2方向から同時に掘削を行う、いわゆる2切羽と呼称される工期短縮施工がされているものと認識しております。これにより、工期は大幅に短縮できる反面、発生する土の量は、一時的ではあるものの、正比例する2倍となる処理量であるものと認識しております。しかしながら、工期をできる限り短縮し、新幹線の札幌延伸工事を着実に進めていくための掘削進度の向上であります。その上で、1日も早く発生土の受入れ地を完全に確保することが住民不安の払拭に向けて不可欠であります。

そのため、発生土の受入れ地の確保に向けて、今後は、道としてどのような形で対応し、具体の取組などを行っていく考えなのか、最後に伺います。

○川村新幹線担当局長 受入れ地確保に向けました今後の取組についてでございますが、北海道新幹線整備に伴います発生土の適正処理を進めていくことは、札幌延伸の円滑な推進にとって極めて重要であり、1日も早い完成、開業に向け、早期の受入れ地の確保を図る必要がございます。

道といたしましては、鉄道・運輸機構と沿線自治体で構成いたします北海道新幹線建設促進連絡調整会議を通じまして、発生土の受入れや管理等についての情報共有や調整を図りますとともに、鉄道・運輸機構に対し、札幌市と連携して、幅広く受入れ候補地の選定に当たるほか、地域住民の皆様の御理解が得られるよう、丁寧な対応を行うよう求めるなど、関係自治体と緊密に連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○清水敬弘委員 今ほど局長から御答弁いただきました。所管部の皆様方には言うまでもありませんが、3年前に熱海市で発生した土石流災害は約5万立米であります。5万立米の盛土が集中豪雨の影響を受け発災しましたが、違法盛土が原因であったことから、同整備事業におきましても、発生土がどこに置かれていくのか、引き続き、住民不安を払拭する万全の対策と丁寧な住民説明を繰り返し求め、後段の質問に向かいます。

会派の意向などを踏まえた形ではありますが、北海道創生総合戦略における素案の記載を中心に伺ってまいります。

今年度末の第3期の策定に向けて準備が進められております北海道創生総合戦略の中では、人口減少が課題として認識されております。我が会派におきましては、これまで何度も、ジェンダー平等や人権、若年層への取組を求めています。また、先般、石破総理も、日本創生に向けた人口戦略フォーラムにおいて、若い人や女性に選ばれる地方をつくることの重要性などについて

も発言しております。

そのため、本道として、第3期総合戦略の策定に向け、今後はどのように戦略推進の考え方の中に、女性や若者に選ばれる地域の追加検討などを行うのか、所見を伺います。

○川澄宗之介副委員長 地域創生担当課長榎波潤記さん。

○榎波地域創生担当課長 戦略推進の考え方などについてであります。総合戦略に掲げる施策は、「一人ひとりの希望をかなえる社会をつくる」など、五つの取組の基本方向に沿いながら、基本認識の共有と全員参加などの推進の考え方を定め、これに基づき、戦略の推進を図ることとしているところです。

若者や女性に選ばれる地域をつくる観点については、基本戦略の1「一人ひとりの希望をかなえる社会をつくる」の中で、若者、女性、高齢者、障がい者など多様な人材の活躍を掲げ、関連する取組を盛り込んでいるところでございます。

○清水敬弘委員 この部分に関しても、かなり重点的に力を入れて取組を進めてもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

素案にも記載があります「一人ひとりの希望をかなえる社会をつくる」において、いわゆる多目的トイレを必要としている人には、障がいのある方のほか、男の子連れの母親、移行途中にあるトランスジェンダーの方など、様々な方がおります。SDGsでも提唱する、安全な水とトイレも検討すべきと考えますが、併せて所見を伺います。

○榎波地域創生担当課長 総合戦略と関連するSDGsの目標についてであります。道では、北海道SDGs推進ビジョンに沿って、多様な主体と連携協働しながら、北海道全体でSDGsの推進を図ることとしており、北海道創生総合戦略においても、将来にわたり安心して暮らし続けることができる地域社会づくりを進めることを取組の基本方向としており、SDGsの理念と合致する施策を推進していく考えであります。

いずれにいたしましても、次期戦略の素案につきましては、現在、パブリックコメントを実施しているところであり、今後、道民の皆様から寄せられた御意見なども踏まえ、道の対応について考え方を整理してまいります。

○清水敬弘委員 パブコメでの道民から寄せられた意見などを踏まえて、着実に実施していくということであります。

続けて伺います。

素案には、「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」との記載がありますが、この記載だけでは、結婚すべきという固定的な価値観の押しつけにつながるおそれがあると考えます。

結婚はぜいたく、あるいは、子どもは嗜好品とまでやゆされる現代において、結婚しない、できない理由は経済的な理由が大きな要因であり、出前講座にあります内容はミスマッチと考えますが、併せて所見を伺います。

○榎波地域創生担当課長 次期戦略に掲載する施策についてであります。道としては、若い世代を対象に、結婚、妊娠、出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、その前提となる知識や情報を伝え、これからの自分自身の生き方について考える機会を提供することを目的として、高校、大学などを対象に、少子化や母子保健など、希望のテーマに応じて出前講座を実施しているところでございます。

いずれにいたしましても、次期戦略の素案につきましては、現在、パブリックコメントを実施しているところでございまして、今後、道民の皆様から寄せられた御意見なども踏まえ、道の対応について考え方を整理してまいります。

○清水敬弘委員 こちらもパブコメをしっかりと踏まえた上で、道の考え方を整理するというところであります。

続けて伺います。

素案には、K P I に、家庭教育支援を行う市町村の割合とあります。家庭教育支援を所管する道教委は、一方的に価値観を押しつけることにならないよう留意することが大切としております。この点をしっかりと徹底すべきであると考えますが、重ねて所見を伺います。

○榎波地域創生担当課長 次期戦略に掲載するK P I についてであります。北海道教育庁が作成した「家庭教育支援のためのハンドブック」では、家庭教育の支援に際し、保護者の意志を尊重し、一方的に価値観を押しつけることにならないように留意することが大切としており、道としては、こうした考え方にに基づき、戦略を推進してまいります。

○清水敬弘委員 素案におきましては、働き手の状況に応じた就業支援や職場環境の整備についての記載もあります。しかし、これは、いわゆるバックグラウンドというものを厳しくチェックされることが、多様な方々が働きたくても働けない現状を生み出しているということも示唆されております。公正な採用選考を強く盛り込むべきであると考えますが、所見を伺います。

○榎波地域創生担当課長 次期戦略に掲載する施策についてであります。人口減少が急速に進行し、様々な分野で人手不足が深刻化する中、本道が持続的に発展していくためには、多様な人材が活躍できる環境づくりが必要であり、求職者の方々が、その適性や能力に基づき、公正に選考され労働参加ができることが重要と認識しております。

いずれにいたしましても、次期戦略の素案については、現在、パブリックコメントを実施しているところでございまして、今後、道民の皆様から寄せられた御意見なども踏まえ、道の対応について考え方を整理してまいります。

○清水敬弘委員 課長から繰り返し御案内の次期戦略の素案は、パブコメをしっかりと留意するというところであります。

その素案の中にありますK P I には、人権配慮登録企業数を挙げておりますが、全企業の割合からしますと、その効果は微々たるものであると考えます。

地域の企業や担い手を対象としたセミナーの回数は、さらに追加するべきであると考えますが、所見を伺います。

○榎波地域創生担当課長 次期戦略に掲載するK P Iについてであります、人権の尊重については、最大限尊重されなければならない普遍的理念として、地域創生の推進に当たっても、念頭に置いて取り組んでいく必要があると認識しております。

このため、次期戦略の素案においては、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及高揚を図るための施策を新たに追加し、そのK P Iとして、実際に人権に配慮した取組を行う企業の登録数を設定しているところでございます。

いずれにいたしましても、次期戦略の素案については、現在、パブリックコメントを実施しているところであり、今後、道民の皆様から寄せられた御意見なども踏まえ、道の対応について考え方を整理してまいります。

○清水敬弘委員 続けて伺います。

素案の中には、アドベンチャートラベルの推進との記載もございます。

観光機構は、I G L T A、いわゆるイガルタの開催に際し、メッセージを送るなど、L G B T Qツーリズムについても取組を進めております。そのため、素案には、「等」と追記することが望ましいものと考えますが、こちらも併せて所見を伺います。

○榎波地域創生担当課長 次期戦略に掲載する施策についてであります、道では、今後の観光施策の展開に当たり、マーケティングに基づく戦略的プロモーションや魅力ある観光地づくりを一体的に進めていくこととしており、消費活動が活発なL G B T Qの方々をはじめ、多くの皆様が来道され、滞在されることは、本道経済にとって大変有益なものと認識しております。

いずれにいたしましても、次期戦略の素案については、現在、パブリックコメントを実施しているところでございまして、今後、道民の皆様から寄せられた御意見なども踏まえ、道の対応について考え方を整理してまいります。

○清水敬弘委員 繰り返し伺ってまいります。

課長、基本戦略に掲げる重点戦略プロジェクトにも、人権やジェンダー平等の観点の追加が必要ではないでしょうか。

具体的には、素案にも記載の「誰もが安心して暮らせるまちづくり」プロジェクトについて人権を、同じく、素案の「安心して働ける就業環境の整備」の項目に、人権やジェンダー平等の観点を追加すること、さらに、K P Iにおきましては、「安心して暮らせる豊かな地域をつくる」の項目に人権などを追加記載すべきであると考えますが、それぞれの項目における所見を伺います。

○榎波地域創生担当課長 次期戦略の重点戦略プロジェクトについてであります、重点戦略プロジェクトは、基本戦略に掲げる施策のうち、政策資源を集中して投入し、重点的に展開する施策群として設定するものでございます。

次期戦略の素案においては、基本戦略の3「安心して暮らせる豊かな地域をつくる」の中の主な施策である「安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現」として、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及高揚を図ることを新たに追加したほか、基本戦略

の4「潜在力を活かした産業・雇用をつくる」の中の主な施策である「安心して働ける就業環境の整備」として、関連する取組を記載しているところです。

いずれにいたしましても、次期戦略の素案につきましては、現在、パブリックコメントを実施しているところであり、今後、道民の皆様から寄せられた御意見なども踏まえ、道の対応について考え方を整理してまいります。

○清水敬弘委員 地域経済を支える中小・小規模企業の振興におきましても、素案に記載があります。

人材確保、流出防止を追加すべきであります、併せて所見を伺います。

○榎波地域創生担当課長 次期戦略に掲載する施策についてであります、次期戦略の素案においては、基本戦略の4「潜在力を活かした産業・雇用をつくる」の中の主な施策として、「産業人材の育成・確保と雇用の受け皿づくり」を位置づけており、この中で、国のプロジェクトの活用による地域企業の採用力の強化の促進や、良質で安定的な雇用の受皿づくりの推進に取り組むこととしております。

いずれにいたしましても、次期戦略の素案については、現在、パブリックコメントを実施しているところであり、今後、道民の皆様から寄せられた御意見なども踏まえ、道の対応について考え方を整理してまいります。

○清水敬弘委員 いずれにしましても、次期戦略の素案はパブコメで今後整理していくということの繰り返しの御答弁を伺っております。

次に、地域振興条例についても伺ってまいります。

人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的としており、こちら、現在、本年度末の改正に向けて検討が進められているものと認識をしております。

そのため、改定に向けた懇話会がこれまで4回ほど行われているものと認識しております、人権やジェンダー平等の観点でどのような議論が行われてきたのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 地域戦略課長水井啓介さん。

○水井地域戦略課長 懇話会の議論についてでございますが、このたびの条例点検に御参画いただいた北海道地域振興条例検討懇話会の構成員の方々からは、人権やジェンダー平等に関し、外国人労働者の重要性が増す中、外国人との共生社会の形成が必要、健康や幸せといった、いわゆるウェルビーイングの理念の一つとしてジェンダーということも取り上げられるべき、女性が地域にとどまるためには、女性がその能力を生かして働けることが重要といった意見をいただいたところでございます。

○清水敬弘委員 次に、点検報告書案についても伺ってまいります。

人権やジェンダー平等の観点などから、これまでも6項目の修文、反映を求めてまいりました。項目における所見を伺います。

○水井地域戦略課長 地域振興に向けた取組についてであります、道におきましては、これま

でも、人権施策推進基本方針に基づき、人権を基本に据えた道政を推進してきたところであり、このたび取りまとめた条例の点検の結果におきましても、外国人との共生や女性活躍などに関する懇話会での御意見等も踏まえまして、多様な人材が活躍できる地域づくりの必要性などの明確化といった条例の見直しを検討することとしたところでございます。

道といたしましては、今後とも、道議会での御議論や条例点検を通じて把握した様々な御意見等も踏まえながら、より効果的な施策の展開につなげ、多様な人材が活躍できる地域社会の実現に向け、取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 残念ながら個別具体の御答弁はいただけませんでした。

度々、若者、女性、高齢者、障がい者などというような表現が出てまいります。併せて、外国人についても言及されております。

人権施策推進基本方針にも照らし、この「など」という具体的な内訳を重ねて伺います。

○水井地域戦略課長 地域振興条例の見直しについてであります。条例の点検の結果におきまして、多様な人材の一人一人が地域社会の中でその可能性を発揮することが重要との認識をお示ししているところであり、あらゆる方々が活躍できる地域づくりの推進を念頭に条例の改正の検討を行っているところでございます。

○清水敬弘委員 課長が御案内のとおり、あらゆる方々とはどのような方かと問うたわけであります。

これまで、我が会派は、困っている人、苦しんでいる人、立場の弱い人の意見も聞いていただきたいと、折に触れ、繰り返し求めてまいりました。

そのため、点検報告書案にも記載のとおり、「道民や地域の意見を幅広く聴取し」とありますが、幅広くというのでありましたら、こういった人たちの意見も聴取していただきたいと存じますが、所見を伺います。

○水井地域戦略課長 道民の皆様からの意見聴取についてであります。道では、これまでも、それぞれの政策課題を所管する各部局や振興局におきまして、市町村や関係団体など、幅広い関係者の方々との意見交換等を行うなど、地域が抱える課題や御意見、御要望の丁寧な把握に努めてきたところでございます。

今後とも、様々な機会を通じて、道民の皆様から御意見等を伺い、道政への反映につなげていけるよう取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 北海道地域振興条例の改正素案についてですが、改正の方向性の、多様な人材が活躍できる地域づくりについて、「誰もが活躍できる地域づくり」とあります。しかし、活躍以前に、人権が尊重されなければ、心理的安全性が脅かされ、安心して暮らすことなどできません。そのため、「誰もが」の前に、一人一人の人権が尊重されるとの記載、あるいは、全ての人々の人権が尊重され、将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現と修文、記載するべきと考えます。

これまでの総体的な項目などを含め、最後に課長の見解を伺います。

○**水井地域戦略課長** 地域振興条例についてであります。このたびお示した条例改正の素案におきましては、道民一人一人が可能性を発揮できる社会の場をつくることにより、多様な人材を引きつけ、地域づくりへの参画を促すことが必要との認識の下、誰もが活躍できる地域づくりについての規定の追加など、改正の方向性をお示したところでございます。

道におきましては、これまでも、人権施策推進基本方針に基づき、人権を基本に据えた道政を推進してきたところであり、地域振興施策の推進に当たりまして、人権の尊重は最大限尊重しなければならない普遍的理念として念頭に置いて取り組んでいく必要があるとの認識に立ち、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、引き続き、条例の見直しについて検討してまいります。

○**清水敬弘委員** 今ほど、課長から、所管部としての現状認識、そして、今後の条例検討における課題と決意などを伺いました。

課長、難しい課題であることは百も承知で、るる伺ってまいりました。しかし、この課題は、総合政策部だけでは答弁能力の限界があるものと考えます。また、時を同じくして、SDGs未来都市計画も本年度末の改定に向け、準備が進んでいるわけであります。

言うまでもなく、この計画には重複する部分が多くあることから、引き続き、所管部横断的に不断の見直し検討に汗をかいていくべきでありますし、条例の改正において、知事御自身のメッセージは、大変大きな修文反映における機運醸成につながるものと考えます。そのため、本件は知事の見解についても直接伺いたく存じます。委員長のお取り計らいを強くお願いし、私の質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○**川澄宗之介副委員長** 清水(敬)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

赤根広介さん。

○**赤根広介委員** それでは、通告に従い、お伺いしてまいります。

総合政策委員会は、部長をはじめ、執行部の皆様の御人徳なのか、今日、3人の委員のメンバーがいますけれども、いつも審議が速やかに終了して少し寂しい気もしますので、ちょっと質問させていただきます。

まず、道総研の関係であります。

今定例会に、令和7年度から始まる道総研の中期目標が提案をされておまして、平成22年に設立をされました道総研の4期目の中期目標として知事が定めるものであります。

私は、令和4年第1回定例会での代表質問で、道総研の在り方について知事の認識をただしたところ、知事からは、これまで以上に、分野横断型の研究を推進し、研究成果の事業化や社会実装に取り組むとともに、デジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルなど、ポストコロナ時代を見据えた先見性、優位性、実用性の高い研究を戦略的に展開していくことが期待されるとの答弁を得たところであります。

中期目標の案におきましては、研究の推進方向として、各分野の研究において、デジタル技術の活用を推進するとともに、脱炭素化を研究テーマとして設定するとしており、この認識が明文化されたものと受け止めております。

そこでまず、案の取りまとめに当たっての基本的な考え方について、現行の第3期中期目標からの変更点などを含め、伺います。

○川澄宗之介副委員長 科学技術振興担当局長蓮見光志さん。

○蓮見科学技術振興担当局長 中期目標策定の考え方についてであります。道では、これまで、道総研に対し、実用化につながる研究の推進を指示してきたほか、令和2年度からの第3期中期目標においては、環境への負荷の軽減といった社会ニーズを背景に、再生可能エネルギーの利活用に向けた技術開発等に取り組むよう示したところでございます。

現在、本道におきましては、ゼロカーボン北海道の実現に向け、脱炭素化の推進が必要となっておりますほか、人口減少が進み、地域産業の担い手不足が顕在化する中、デジタル技術を活用した省力化などが求められており、道総研におきましても、こうした新たな社会のニーズと成果の実用化をより一層意識した研究を行うことが必要と考えております。

このため、今般の案では、全ての分野でデジタル技術の活用と脱炭素化をテーマとする研究に取り組むよう示すとともに、道が定める数値目標として、企業等で活用された研究成果の数を新たに設定し、この目標達成に向けた情報発信や広報機能の強化のほか、こうした研究を支える組織力の強化も求めているところでございます。

○赤根広介委員 今の御答弁で、目標についても言及がありましたが、道総研の設立以来、道は、中期目標において、財務の基本的事項として、道が支出する運営費交付金のみについて、毎年度の縮減率を数値目標として示してきたと承知をしております。

次期中期目標において、新たに二つの事項について数値目標を示しておりますが、まず、研究成果の普及・活用の促進とした事項において、行政や企業等で活用された成果の数を数値目標として示すこととした考え方について伺います。

また、環境への配慮に関しても数値目標を定めようとしておりますが、その理由とともに、道総研におけるこれまでの取組内容についても併せて伺います。

○川澄宗之介副委員長 科学技術振興課長西海健さん。

○西海科学技術振興課長 まず、研究成果の活用に関する目標設定についてでございますが、これまでの中期目標におきましては、道では、研究成果の普及・活用の促進とした項目につきまして、数値目標を設定するよう指示してきたところであり、これを受けて、道総研では、中期計画において、行政や企業等で活用された成果の数について目標値を定め、その達成に向けて取組を進めてきたところでございます。

こうした中、令和6年7月策定の新たな北海道総合計画において、道内企業の生産性向上や省力化に資する技術の導入に向けた道総研との連携が、施策の方向性として掲げられたことに加え、地方独立行政法人評価委員会におきましても、先端技術を開発し、社会実装を進めることが

必要との意見が示されるなど、これまで以上に実用化につながる研究への期待が大きいことから、道自らが目標を設定することが重要と考えたものでございます。

また、温室効果ガス排出量に関する目標設定についてでございますが、道では、ゼロカーボン北海道の実現に向け、令和3年3月策定の「道の事務・事業に関する実行計画」におきまして、道の機関や指定管理者制度導入施設を対象に50%の削減目標を定めており、道総研につきましても、道が設立する法人として、道の機関と同様の取組が必要との考えから、数値目標を示すこととしたところでございます。

なお、令和2年度からの第3期中期目標におきましては、目標数値の設定はないものの、業務運営に関する重要事項として、環境への配慮に努めるよう示しているところでございまして、道総研におきまして、道の実行計画を参考に、施設の省エネ対策の実施や運用の改善、紙使用量の削減といった省資源の取組のほか、環境配慮製品の購入などに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 とりわけ、研究成果の普及・活用の促進の数値目標というものは、まさに道総研の存在意義を表す指標になるのかなというふうに思いますので、しっかりと対応されるよう指摘をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、令和4年3月に知事から答弁のあった道総研に対する認識が、この中期目標に明文化されているのが今般でございます。

この中期目標は5年間を期間とするものでありまして、当該期間における道総研の運営の大きな方向性というものを示すものでありますので、この中期目標自体を頻繁に見直すという必要はないものと考えerわけでありますが、DXやカーボンニュートラルなどをテーマとした研究を展開していくことが大事といった道の認識が、より迅速かつ適切に道総研に共有され、運営に反映されていくことが重要と考えるわけであります。この点についての見解と対応について伺います。

○蓮見科学技術振興担当局長 道の政策等の反映についてでございますが、地方独立行政法人法では、設立団体が3年以上5年以下の中期目標を定めるほか、法人は、この目標を達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けるとともに、中期計画に基づき、毎年度、年度計画を定め、設立団体の長に届け出ることとなっております。

このため、道といたしましては、まずは、中期計画を認可する際に、目標に示した内容に対する道総研の研究や組織運営の方向性を確認し、必要な場合にあっては修正等について協議いたしますほか、毎年度の計画については届出となるものの、同法の規定により、年度終了後、知事が業務実績について評価することとなっておりますことから、道では、こうした機会を捉え、その時々々の社会ニーズや道の政策について道総研と共有しており、次年度の計画や組織運営に適期に反映されるよう取り組んでいるところでございます。

○赤根広介委員 次に、職員の確保育成についてであります。

案では、採用試験制度の見直しを行うと示しておりますが、その背景とともに、近年の応募者数の推移についても伺います。

○西海科学技術振興課長 研究職員等の確保についてでございますが、20歳から29歳人口が減少している中、研究機関も含めた様々な分野で人材の確保が厳しい状況にあり、道総研におきましても、平成26年度以降、再募集を行うなど、採用に苦慮しております。応募者数も、平成29年度の185人をピークに、令和2年度は157人と減少してきたところでございます。

こうした中、応募者の確保に向け、令和3年度に独自の業務説明会を開催して以降、令和4年度に試験日程の前倒しや年齢制限の廃止、令和5年度に海事職の受験資格の見直しなどに取り組んでおり、こうした取組の効果もあり、応募者数は、令和3年度には183人、4年度は223人、5年度は174人となっているところでです。

道といたしましては、道総研が質の高い研究を維持していくため、試験制度の見直しなどに引き続き取り組むことが必要と考え、今般の案において指示しているものでございます。

以上です。

○赤根広介委員 様々工夫されてきたということは確認をさせていただきました。

職員の意向を踏まえた研究課題等の設定などにより、職員の意欲を向上させ、こうした意向を道とも共有するということが示されているわけであります。

採用試験制度の見直しにより、優秀な人材を確保すること以上に、現在、道総研で働く研究職員が存分にその能力を発揮することは大切なことであり、共感をするところであります。

そして、こうした研究職員の意向を道とも共有するとしたことについても、さきの質問でも申し上げた、道と道総研との円滑な意思疎通を促進するという観点で評価するものでありますが、具体的にどういった取組をイメージされているのか、伺います。

○西海科学技術振興課長 研究課題等に関する情報共有についてでございますが、道総研におきましては、毎年度の研究課題を設定するに当たり、道や市町村、関係団体等から幅広く研究ニーズを把握した上で、研究職員からの提案を基に、各研究本部が、道の関係部や学識経験者のほか、産業界の方々も交えた研究課題検討会を開催し、検討を行っているところでございます。

道では、これまで、この検討会への参画を通じ、それぞれの研究目的や成果の活用方向について道総研と認識を共有してきたところであり、今後は、こうした検討の場において、研究課題を提案した職員の意向などについても意見交換することについて道総研と協議してまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 ぜひ、職員の意欲と能力を引き出しながら、一つでも多くの成果に結びつくよう、引き続き取り組んでいただくことを求めます。

中期目標とは、道総研が定める中期計画のまさに指針であり、道総研の業務実績を評価する際の基準となるものであります。

この目標を達成するべく、計画を策定し、業務を進めていくことになるわけですが、道として、第4期を迎える道総研にどういった運営を期待するのか、また、そうした運営ができる

よう、どのように支援を行っていくのか、最後に所見を伺います。

○川澄宗之介副委員長 総合政策部次世代社会戦略監大矢邦博さん。

○大矢総合政策部次世代社会戦略監 道総研の今後の運営についてであります、全国を上回るスピードで人口減少が進む中、地域の暮らしや経済を支える担い手の不足といった課題が深刻化するとともに、デジタル化や脱炭素化が急速に進展するなど、本道を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、道総研は、こうした社会のニーズを意識した研究を進めるとともに、道はもとより、地域の皆様との連携を強化し、成果の実用化につなげ、道内産業の振興や道民生活の向上に一層貢献していくことが必要と考えております。

このため、今般お示しした中期目標案では、デジタル技術の活用と脱炭素化をテーマとした研究を全分野で推進するよう求めるとともに、各地域での意見交換の場の設定など、地域との連携交流にも取り組むよう新たに示したところであり、道としては、こうした地域と道総研等をつなぐ役割を果たしますほか、道総研が、理事長のマネジメントの下、その強みであります総合力を発揮し、地域課題の解決に着実に貢献できるよう、研究の推進とそれを支える組織運営の両面への支援を継続してまいります。

○赤根広介委員 ぜひ、引き続きの取組を求めたいところでありますが、今般の案は、いわゆる右肩上がりな前提とした考え方の下で議論してまいりました数値目標なども設定しているのかなというふうに感じるところであります。当然、そうした考え方は否定をするものではないわけですが、一方で、先ほどの採用試験制度の見直しに関しても、人口減少下において、やはり、人材の確保の厳しさが一層増す中、これまでの組織や予算の規模等を前提とした議論というものをいつまでできるのかということも意識しなくてはいけないのかなと思うわけであります。

ちょっと先の話で恐縮ですが、例えば、6年後、次の令和12年度からの中期目標を示す際には、今の理事長の下で、そうした新たな考え方での検討というものも必要ではないのかなというふうに思うわけであります。

今後とも、道総研の在り方、そして、設立団体であります道として何を求めていくか、こうしたことについて、次の第4期の運営の中でしっかりと現場の皆様と共に議論を深めていくことを求めて、質問を終えたいと思います。

次に、交通政策についてであります。

道では、令和8年度末までに取りまとめる線区ごとの事業の抜本的な改善方策及びJ R北海道の線区を維持する費用負担は別次元の話、こうした発言について、共に、今後、国やJ Rと議論するとの認識を示しているわけであります。

そこで、線区を維持する費用負担が別次元の話であるならば、J R自らが国と協議して答えを出すべきであります、道の認識を伺います。

○川澄宗之介副委員長 鉄道企画担当課長佐藤康大さん。

○佐藤鉄道企画担当課長 J R北海道に対する支援などについてであります、J Rに対する国からの監督命令に基づく黄線区における事業の抜本的改善方策の考え方につきましては、現時点

において国やＪＲから示されておりましたが、道といたしましては、ＪＲの路線へのいわゆる欠損補助などの支援は困難との考えの下、ＪＲ自らの積極的な利用促進の取組と地域としての可能な限りの協力、支援を通じ、実行計画に掲げる取組を着実に進め、成果を積み上げながら、幅広い観点から具体的な方策の検討を深めるなど、ＪＲと地域の関係者が議論を重ねていくことが重要と考えております。

○赤根広介委員 線区を維持する費用負担は別次元の話ということではありますが、これはどのような場で議論をするのか、道の認識を伺います。

○佐藤鉄道企画担当課長 費用負担の議論についてでございますが、現在、それぞれの線区において、実行計画に掲げる取組を進めながら、令和８年度末までの黄線区における事業の抜本的改善方策の取りまとめに向け、ＪＲと地域の関係者と共に議論を重ねていくこととしております。

道といたしましては、まずは、計画を着実に推進し、幅広い観点から具体的な方策の検討を深めていくことが重要と考えております。

○赤根広介委員 今の二つの質問に対する答弁ですが、私は、線区を維持する費用負担は別次元の話だということでお尋ねをしているのに、皆さんの答弁は、なぜか、答弁の主語というか、対象が事業の抜本的な改善方策の取りまとめにすり替えられているのですよね。

もう一度、私の質問の趣旨に沿った答弁を求めたいと思います。

○川澄宗之介副委員長 鉄道担当局長佐々木敏さん。

○佐々木鉄道担当局長 費用負担の議論についてでございますが、道としては、ＪＲの路線へのいわゆる欠損補助などの支援は困難との考えの下、地域としての可能な限りの協力、支援を通じ、実行計画に掲げる取組を着実に進め、成果を積み上げながら、幅広い観点から具体的な方策の検討を深めてまいります。

○赤根広介委員 ただ、地域が一番懸念しているのは、最終的に線区を維持する費用負担の話がどうなるかということなのですよね。道の主張はそれでいいかもしれませんが、それをしっかりとＪＲ北海道や国に最後まで押し通せる、貫き通せる、そういうことを、今後の利用促進など、最大限効果を上げていくために、まず、すべきことだというふうに私は思います。そういう意味では、先般の知事とＪＲ社長の会談というのは非常に残念な内容であったわけです。

改めて、共通の理解が必要だとする道の立場からすると、この線区を維持する費用負担の話はそろそろ決着をさせるべきだというふうに思いますが、見解を伺います。

○佐々木鉄道担当局長 費用負担の議論についてでございますが、現在、それぞれの線区において、実行計画に掲げる取組を進めながら、令和８年度末までの黄線区における事業の抜本的改善方策の取りまとめに向けまして、ＪＲと地域の関係者と共に議論を重ねていくこととしております。

道としては、まずは、計画を着実に推進し、幅広い観点から具体的な方策の検討を深めていくことが重要と考えています。

○赤根広介委員 とてもじゃないですけども、別次元とされている線区を維持する費用負担の

話を棚上げにしたまま、そうした取組が最大限の価値を上げられる、私はそうは思わないわけがあります。そこで、知事とＪＲ北海道の意見交換については書いてあるとおりで、指摘だと思って読んでいただければというふうに思います。

予算についてであります。

当初予算では、利用促進費4000万円を議決しているわけではありますが、事業内容と執行状況を伺います。

また、さきの第3回定例会でも、利用促進に取り組むとして1500万円の補正予算を議決し、釧網線などでの線区限定のフリーパスなど、事業への支援を実施するということでありますが、その事業内容と執行状況についても併せて伺います。

○佐藤鉄道企画担当課長 鉄道の利用促進に係る予算についてでございますが、当初予算に計上した、持続的な鉄道網の確立に向けた利用促進等事業費につきましては、主なものとして、北海道鉄道活性化協議会の負担金として支出し、協議会の事業として、観光列車商品造成や鉄道網を活用した道内周遊促進事業などに取り組んでいるほか、道の支援により導入した車両を活用した車内での飲食料品、特産品の販売など、車内環境の改善を図る実証事業を行っており、夏季の観光列車、特急フラノラベンダーエクスプレスにおいて実施し、1月には石北線の特急列車での実施を予定しております。

また、補正予算のＪＲ単独維持困難線区支援事業費補助金につきましては、実施主体となる各線区の協議会等において、事業実施の準備が整ったところから、順次、申請が行われており、現時点で、日高線1日乗車モニターなど、3件、約400万円の交付を決定しております。

○赤根広介委員 これはこれで、しっかりと最大限の効果というものを上げていただきたいと思いますのですが、今後、臨時議会が開かれるか、あるいは、専決処分をしない限り、今年度の利用促進費に係る予算規模は今議会までに議決された5500万円ということになるわけであります。

この予算規模と事業で、このたび実行計画で掲げた取組に対して十分なものなのか、見解を伺います。

○佐藤鉄道企画担当課長 利用促進に係る事業についてでございますが、道では、持続的な鉄道網の確立に向け、ＪＲの徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域としても可能な限りの協力、支援が重要との認識の下、今年度当初予算において、全道的な利用促進策の継続や車内環境の改善を図る実証事業に新たに取り組むこととしたほか、補正予算において、各線区の協議会等が行う年度の後半に向けた実証事業に対する支援を行うこととしたところでございます。

道といたしましては、こうした取組について、ＪＲや地域の関係者と一体となって積極的に利用促進策を展開するとともに、今後、ＰＤＣＡサイクルの下、実行計画に盛り込まれた利用促進、増収策やコスト削減策などの個々の取組について、様々な角度から丁寧に検証し、必要な見直しを行いながら、来年度に向けて、年間を通じた、より一層効果的な取組について検討してまいります。

○赤根広介委員 今年度の利用促進策などの取組の方針というものについては私にも異論はないわけですが、一方で、この3年間にわたる実行計画に基づく取組について、例えば、3年間で一定規模の基金を積み、総額を打ち出すことによって切れ目なく事業に取り組むことで、利用促進などにおいて、より多くの成果を発現させることができるのではないかと考えるわけがあります。

これは、当然、道だけの問題ではないというふうにも考えるわけですが、この点、見解を伺います。

○佐々木鉄道担当局長 利用促進の取組についてでございますが、実行計画を着実に推進するためには、ＪＲ北海道や沿線自治体をはじめとする地域の関係者、さらには、オール北海道による北海道鉄道活性化協議会との連携の下、利用促進などに積極的に取り組み、成果を積み上げていくことが重要と認識しております。

予算の検討及び執行に当たりましては、切れ目なく、より効果的な利用促進策を展開していくことが重要であり、道及び市町村においては、様々な関係者と共に、事業の実施内容の効果検証を行いながら、具体の事業展開について検討を重ねるなど、毎年度、取組内容の見直しや追加を行う中で、必要な予算を単年度ごとに措置しているところでございます。

○赤根広介委員 この取組も6年目を迎えて、今回感じたことは、確かに、前のアクションプランから今回の実行計画策定まで少し時間がかかりましたので、事業に取り組めたのが夏以降というのも理解はしないわけではないです。ただ、アクションプランで検証だとか方向性を出しているわけでありまして、本来であれば、なるべく年度当初から様々な利用促進を、春からでも取り組めるものはあると思います。この3年間、実質は2年という中で時間がないと言われておりますので、ぜひ、今年度は無理でも、来年度からはそういう視点で、さらなる切れ目ない事業の構築というものに努めていただきたいということは指摘をさせていただきます。

知事は、チャレンジ目標の位置づけについて、国や沿線自治体など関係者と協議して整理する、こうした考えを示しているわけですが、その取組状況を伺います。

○佐々木鉄道担当局長 目標の位置づけの整理についてでございますが、道では、これまで、実行計画に掲げる目標について、黄線区沿線の自治体からの御意見、道議会における御議論を踏まえ、先月21日のＪＲ北海道社長と知事との意見交換において、目標の位置づけの整理方向とともに、年内を目途に整理していくことについて確認したところでございます。

道といたしましては、こうした経過などについて、随時、国やＪＲ、沿線自治体等とも共有を図ってきたところであり、現在、目標の位置づけの整理方向に基づきまして、各線区の構成する団体に対し、考え方の説明や意見照会などを進めているところであり、年内の整理に向け、ＪＲ、沿線自治体と共に、アクションプラン実行委員会において協議してまいります。

○赤根広介委員 この交通政策については、知事に今後の取組を直接伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○川澄宗之介副委員長 赤根委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後3時開議

○内田尊之委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合政策部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

川澄宗之介君。

○川澄宗之介委員 私のほうから、まず、地方創生等について伺いたいと思います。

実は、私は若い頃、喜茂別の田舎に住んでいまして、本当に小さな集落で、そこで結婚して子どもが生まれてという状態がありました。その頃から、田舎というのは本当に厳しいなというのは感じていたところで、とにかく住んでいる方は、その地域で長く暮らしていきたいという思いがあったところです。

それから20年以上がたったわけですがけれども、今こういった創生戦略の中で、今後どう取り組んでいくのか、そういったことを含めてお聞きしたいと思います。

まず、先日行われました「北海道の人口減少などに関する意識調査」の結果が出されたかと思っています。それぞれ現在住んでいる市町村での人口減少の危機感を非常に感じている、また、危機感を感じていると回答した方が63.9%に上ったと言われています。このことへの所感をまず伺います。

○内田尊之委員長 地域創生担当課長榎波潤記君。

○榎波地域創生担当課長 人口減少などに関する意識調査についてであります。道が令和2年度から毎年実施している「北海道の人口減少などに関する意識調査」の中で、現在住んでいる市町村の人口減少に対する危機感に関する質問に対し、非常に危機感を感じている、また、危機感を感じているを選択した人を合わせた割合は、本調査を開始した令和2年度の62.5%に対し、直近の令和6年度は63.9%となっており、また、人口減少が進んだ場合、特に不安を感じることで、公共交通機関の減便や廃止により交通の便が悪くなることを挙げる人の割合が43.6%に上り、このような人口減少がもたらす不安感などを背景として、危機感を感じている人の割合は依然として高い状況にあるものと認識しております。

○川澄宗之介委員 調査では、交通の話も出てきています。後で、交通のことをお聞かせいただきたいなと思っています。

次に、10年間の国の地方創生の取組等について伺いたいと思います。

先日開かれました国の地方創生有識者会議におきまして、出席者から、政府が地方自治体と危機感が共有できなかったといった発言があったかなと思います。

この10年間の地方創生の取組というのは、道のほうでも分析をされていると思いますけれど

も、北海道にとってのプラス面、また、マイナス面等について所見を伺いたいと思います。

○榎波地域創生担当課長 これまでの取組の成果などについてであります。道では、2期にわたる総合戦略の下、地域創生に取り組み、人口の増加や、減少の緩和が見られる市町村が一定数見受けられ、また、道全体では、これまで、道外への転出超過による社会減が抑制傾向となり、令和4年からは社会増に転じたところである一方で、合計特殊出生率は全国平均を下回ったまま低下が続き、死亡数が出生数を上回る自然減が年々拡大するなど、全国を上回るスピードで人口減少が続いており、女性や若年層の転出超過や人口の地域偏在といった課題を抱え、依然として大変厳しい状況にあるものと認識しております。

○川澄宗之介委員 全国を上回るスピードということで、私が大学生だった頃は、たしか560万人ぐらいいたなと思っていたのですけれども、もう既にそれが510万人で、この先、500万人を切るということで、全く予想していなかった事態がこの30年近くで起きているのかなと思っています。

そういった中で、この後何う交通政策にも関わるのですけれども、人口減少の要因は、地方で暮らすことが厳しくなったことで、皆さん、出ざるを得ない状況になっているのじゃないかなと思っています。もちろん、皆さんの創生総合戦略の素案の中にありますように、人口減少というのは、一定程度受け入れるというのは、それはもう仕方がないなと私も思っています。右肩上がりの成長というのは難しいことから、いかに小さくなくても、そこで安心して暮らせる環境をつくっていくというのが知事が目指す姿ではないかなと思っています。

そういった中で、今、策定されております第3期の北海道創生総合戦略の素案において、その基本認識の共有という部分で、2050年には約382万人と、人口が約140万人減少する現実を直視とあります。危機感を持って人口減少問題に的確に対応する必要性を道民と共有するとありますけれども、現状では、人口減少イコール地域で暮らすことが困難になっていく、それは、先ほどの人口等調査の結果のとおりだと思うのです。ただ、小さくなっていても、その地域で安心して暮らせるというふうな感覚に道民の皆さんになっていただくということは必要じゃないかなと僕は思っています。

そういった意味で、道民の意識をどのように変えて、人口減少の局面において、どのように地域で暮らし続けられる環境としていくのか、伺いたいと思います。

○榎波地域創生担当課長 持続可能な地域づくりについてであります。道では、現行戦略の検証結果を踏まえ、人口減少のスピードを緩和する観点と、現在より少ない人口においても活力ある社会を構築する人口減少社会への適応の二つの観点を新たに設定し、今般、次期戦略の素案を取りまとめたところでございます。

道としては、次期戦略と、人口の将来見通しなどを示す人口ビジョンの素案について、現在実施中のパブリックコメントのほか、産官学金労言の代表者の方々と構成する北海道創生協議会における議論などを通じて、道民の皆様をはじめ、市町村や民間事業者の方々と、改めて人口減少がもたらす様々な課題と危機感を共有しながら、さらに検討を進め、女性や若者が働きやすく活

躍できる環境づくりや、結婚や妊娠、出産、子育てに至る切れ目のない対策の推進、デジタル技術を活用した生産性の向上や、日常生活に必要なインフラ、サービスの強化など、人口が減少する中においても、誰もが安心して住み続けられる地域社会の実現に向けた施策を展開してまいります。

○川澄宗之介委員 今、御答弁いただきました。冒頭、申し上げましたけれども、当時、子どもが生まれるときに、喜茂別ではお産ができないので、倶知安の厚生病院、または、2人目のときは峠を越えて札幌まで行ったりだとか、ちょっと風邪を引けば藤野の小児科まで行くだとか、中山峠を冬に越える不安とかはあったのですよね。また、電球が1個切れても、土日だったらお店がやっていませんから、倶知安のホームックまで、往復1時間半以上かけて買いに行くというのが当たり前の生活だったのですよ。それでもその地域に住みたいということで、地域の皆さんは工夫をしてきた。それを皆さんが今回どう後押ししていくかというのは、一番重要な課題だなと思っています。

そういった中で、今御答弁があったように、素案の中で人口減少にも触れられていますけれども、この先、人口減少が進むことは、道民一人一人が受け止めていかなければならない課題だと私は思っています。それが現実ですから。そういった中で、その目指す姿、知事がおっしゃる、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域をつくるということですが、それがなかなかイメージできないのですよね。道民一人一人にもう少し分かりやすい姿をお示ししていく必要があるんじゃないかなと思っています。

地方で生活できる環境とは何かと聞かれたときに、もう少し具体的な形でお示ししたいと思います。よろしくお願いします。

○榎波地域創生担当課長 安心して住み続けられる地域についてであります。今後も長期的に人口減少が進行し、地域社会の縮小が見込まれる本道において、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域をつくるためには、地域において必要な生活サービスが提供されるなど、住み続けたいと思える環境づくりが重要でございます。

こうした環境を整えるためには、デジタル技術をはじめとした未来技術なども活用しながら、医療、福祉をはじめ、遠隔授業や特色ある高校づくりなどによる教育環境の整備や、地域公共交通計画に掲げる施策の推進による持続的な地域交通の確保、災害に備えたインフラ整備などを進めるとともに、住民サービス機能の維持確保に向けて様々な分野において行政の広域化を図るなど、将来にわたって各地域の持続的発展を確かなものにしていくことが必要であると認識してございます。

○川澄宗之介委員 今、少し具体的な部分に触れていただいて、素案の段階ですから、まだこれから先の課題になっていくと思うのですけれども、やっぱり、そういった目指す姿が道民の皆さんに伝わっていかなければ、この人口減少を緩やかにしていくことも難しいんじゃないかなと思っています。そういった部分で、より具体の取組が、今後、素案から成案になった段階で進められるよう求めておきたいと思っています。

それでは、地方創生に関して最後に伺いたいのですが、今後、市町村総合戦略との連携というのが重要になってくるかなと思っています。そういった部分で、基礎自治体と道の連携というのが鍵になるわけですが、創生総合戦略素案における戦略推進の考え方において、市町村戦略との一体的推進とあります。地域と共に考え、行動するというのであれば、札幌の中心で、豊かで安心して住み続けられる環境をつくと叫んでも、なかなか道民には響かないのかなというふうに僕は思っています。

そういうふうに考えると、「なおみちカフェ」ということで地域を回っていらっしゃるのですが、例えば、知事も、もう少し、1泊2泊でもして、「なおみちロングカフェ」みたいにして、地域の皆さんから話を聞いていくとか、そういうことを通して、実際に何が地域で課題になっていて、これから可能性として見いだせるものが何か見つかるのじゃないかなという部分で、知事も身をもって体験すべきじゃないかなと思っています。

某ニュース番組では、ローカルフレンズというので、ディレクターが1か月くらい滞在をして、地域で頑張っている皆さんと膝詰めで一緒に活動して、話し合いながらその地域の課題や可能性を見つけていくなんていうのをやっていますけれども、道職員の皆さんも、一定程度、そういった地域の課題とか可能性について、地域の方と率直に膝を交えながら議論していくことが、市町村総合戦略との有機的な連携につながるのじゃないかなと思います。この点についての見解を伺います。

○内田尊之委員長 地域創生局長馬場俊哉君。

○馬場地域創生局長 市町村との連携についてであります。北海道の創生に向けては、道と市町村が緊密な連携の下、課題認識を共有し、道と市町村の総合戦略の有機的な連携を図りながら取組を一体的に推進することが重要と考えております。

このため、地域と共に考え行動するという発想の下、本庁と地域づくりの拠点である振興局が、日頃から地域の課題やニーズを丁寧に把握いたしますとともに、道と市町村の職員交流や職員派遣等の充実を図りますほか、振興局と市町村の若手職員等による意見交換の機会を設けるなど、市町村との緊密な連携に努めているところでございます。

道といたしましては、引き続き、様々な機会を通じて地域の実情を把握し、市町村戦略の推進に向けた市町村の創意工夫を生かした取組を力強く後押しできるよう、資金、人、情報の三つの側面から積極的に支援を行ってまいります。

以上でございます。

○川澄宗之介委員 地域と共に考え行動するという発想、若手の皆さんがどんどん地域に出ただいて意見交換するというのは本当に重要なことだと思っています。もちろん、それをさらに拡充していただきたいなという思いはあります。

様々な機会を通じて地域の実情を把握し、力強くと言われたので、再度お聞きするちょっと迷ったのですが、聞いてみようと思うのですが、例えば、知事が、JRとかバスを使って、実際に自分の足で地域に伺うということはできないものなのではないでしょうか。忙しいというの

は分かるのですけれども、この後、路線の問題等、交通関係について聞きますけれども、実際に知事自身が身をもって体感すれば、地域の本当の大変さが見えてくると思うのですけれども、その点についてちょっと検討するというのはいかがでしょうか、お聞かせください。

○馬場地域創生局長 知事の地域訪問に当たっての手法などについての御質問でございました。

これまでも、知事の地域訪問に当たりましては、地域の様々な方とお話できるように、また、いろんなところの状況を把握できるように工夫してきたところでございまして、例えば、釧網線に、実際に知事が乗車して、乗車体験をしていただいたこともございましたので、いろいろな工夫をしながら、いろんな地域の状況を把握できるように努めてまいりたい、このように考えてございます。

○川澄宗之介委員 今はなかなか厳しいところがあるかなと思うのですけれども、実際に乗ると、そこまでどれぐらい時間がかかるのかとか、やっぱり、皆さんにとっては公共交通というのが命綱ですから、それを知事自身が体感するという事で、その地域で暮らすことの厳しさとか、逆にそれをどう生かすかという発想にもつながると思いますので、今後、検討していただいて、「知事、JRに乗る」みたいな感じで、ぜひ発信していただければと思います。よろしくお願いをいたします。

地域創生については、知事にいろいろ聞きたいことがありますので、総括質疑のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

次に、交通政策等について伺っていきたいと思います。

この間、皆さんもいろいろと議論されているわけですが、後志は、今、特に重要な地域で、新幹線の開通延期の問題もありますし、それに付随する並行在来線バス転換、こういった課題があります。

まず、ブロック会議について伺いたいと思います。

沿線自治体との第17回の後志ブロック会議が8月に開催されたと承知をしています。開催までに時間がかかっていて、この間、本当にどういう状況だったのかというのはなかなか見えなかったわけでもあります。

さきの12月のダイヤ改正でも、バスの減便なども続いています。こういった状況の中で、なかなか新幹線の延伸の時期も出てこない。それに付随するバス転換はどうなるのか。また、今申し上げたブロック会議というのも、8月に終わってから、この後どうなるのかが見えてこないわけでありますから、こういった部分について、まず、第18回のブロック会議というのはいつ行われる予定であるのか、お聞かせください。

○内田尊之委員長 並行在来線担当課長小林達也君。

○小林並行在来線担当課長 後志ブロック会議についてであります。本年8月に開催された第17回後志ブロック会議では、代替バス運行計画の検討状況などについて共有し、運転手確保の取組や、交通需要と環境の変化を把握しながら、交通事業者をはじめとする関係者による協議を継続することを確認したところであり、10月には、市町の担当課長などで構成される幹事会を開催

するとともに、ブロック会議において蘭越町長から提案のあった区間別の検討会も開催し、沿線地域における鉄道やバスの利用実態を考慮した検討を進めているところです。

なお、次回の後志ブロック会議の開催につきましては、こうした幹事会や区間別検討会での議論などを踏まえた上で、適宜、開催していく考えでございます。

○川澄宗之介委員 今、御答弁いただいたように、10月に幹事会を開催したりだとか、町長からの提案があったという話があります。こういったことが見えてくると、ただ単に、長引いたり、長引かせているわけじゃなくて、途中でどういった検討がさらに追加されて、また、子会などが開かれて、そこで見えてくるものもあると思うので、適宜、開催していくということでもありますから、そういったものもオープンにしながら、次の会議を早急に開いていただくようお願い申し上げます。

次に、並行在来線のバス転換について伺いたいと思います。

新幹線開業時期が延期ということで、私も以前もお聞きしたのですが、新幹線の開業とセットでバス転換になるのか、それとも前倒しになるのか、これも沿線自治体の間で意見が分かれているところでもあります。

この点について、やはり、延期される開業時期と同時にバス転換ということでよいのか、改めて伺います。

○小林並行在来線担当課長 バス転換の時期についてであります。後志ブロック会議の構成自治体の中には、並行在来線としてJRから経営分離される時期は新幹線開業時であり、バス運行は新幹線開業時になるとの考えの自治体がある一方、駅周辺におけるまちづくり施設の工事への影響を危惧し、できる限り早い時期でのバス運行を求めている自治体もあるという状況にあると承知しているところです。

道といたしましては、人流の変化や、沿線の鉄道やバスの利用状況を把握するための乗降調査などを継続しながら、交通事業者をはじめ、沿線自治体での検討、協議を進めてまいります。

○川澄宗之介委員 本当に難しい問題だなと思っているのです。ただ、それがなかなか沿線の住民の皆さんに見えてこないというのがあって、そこが今後の課題になると思うので、それぞれ調整は難しいと思いますが、この後、報道でも開業時期が示されるようなものがありましたので、それと合わせて、なるべく早い段階で、調整等、合意に向けて汗をかいていただいて、どういう形でバス転換の時期が明示できるのか、検討を進めていただきたいというふうに指摘をしておきます。

次に、今後の見通しについてでありますけれども、今申し上げたように、今の時点では開業が見通せない状況でもあります。私も、沿線住民の方々から、それが見えてこないというのが不安、不信につながっているお声を頂いています。つまり、5年後どうなるのか、10年後どうなるのか、そういった中で、バスに替わって、そのバスがずっと維持されるのか、それとも、本数が減っていくのかだとか、そういったものがなかなか見えてこないのですよね。

皆さんにとっても、今後の観光需要、もちろん、新幹線ができれば、新幹線を利用される観光

客が増えますから、今の在来線でそれだけ運ぶ必要がないだとか、いろいろシミュレーションはされていると思います。地元の利用者についても、やっぱり、人口減少に従ってどんどん減っていく可能性もありますから、それによってバスの便数はもちろん変わってくると思っています。

ただ、それが沿線住民の皆さんに全く分からない状況が続いているわけです。私は、現時点での見通し、また、試算というように可視化して、地域の皆さんに示すことが道の責任というふうに考えますけれども、見解を伺います。

○小林並行在来線担当課長 交通体系の検討などについてであります。これまでの後志ブロック会議における検討状況については、会議資料とともにその議事録をホームページで公開してきており、本年8月に開催された第17回後志ブロック会議では、幹事会で検討を重ねてきたバスの運行ルートやダイヤの考え方に加え、冬季、夏季の観光シーズンと、住民利用が中心となる特定日における鉄道の利用状況についても公表したところでありますが、ブロック会議に出席した首長からも、協議の過程に関する情報提供が重要といった意見があったところです。

道といたしましては、幹事会や区間別検討会などの検討状況や、沿線の鉄道やバスの利用状況などの取りまとめ結果を、幅広く、分かりやすく丁寧に公開しながら、沿線自治体や交通事業者との検討、協議を進めてまいります。

○川澄宗之介委員 幅広く、分かりやすく丁寧にという御答弁でありました。やっぱり、そこが重要なのですよね。決して皆さんが何もしていないというわけじゃなくて、皆さん、本当に汗をかいてやっていただいていますから、今の検討状況というのが沿線の皆さんに伝わっていくことが、今後のこれからの後志の交通体系、住民を巻き込んだの取組に変わっていくと思いますので、ぜひ、皆さんが取り組んでいることを広く知らせるような方法をさらに前に進めていただくことを指摘しておきます。

次に、路線維持の在り方について伺います。

バス路線に関わってでありますけれども、後志管内でも、バス事業者で維持できず廃止となった路線を引き継いで、自治体運営のバスとして運行を行っている地域が何か所もあります。例えば、赤井川村では、先日の報道にもありましたけれども、「むらバス」の乗車率は好調ということで、バスを2台体制にして、国交省の補助金などを活用して、ルート延伸やICカード、QR決済もできるようにしていくというふうにしています。補助金があったとしても、自治体が運営に本腰を入れた結果ではないかなというふうに私は見えています。

このことに関する見解、それから、こういった流れが今後も続いていくのか、伺いたいと思います。

また、バス事業者では路線維持ができなかったのかというところに、私は疑問が残るところでもあります。この点に関する見解も併せて伺います。

○内田尊之委員長 地域交通担当課長齋藤冬樹君。

○齋藤地域交通担当課長 バス路線の維持についてであります。人口減少等を背景とした公共交通の利用者減などが進む中、過疎地域などでは、バス路線の廃止に当たり、住民の方々の移動

手段を確保するため、市町村自らが運行している地域があると承知をしております。

赤井川村の事例につきましては、コロナ禍による利用者減や運転手不足により、村や交通事業者等で構成する協議会において、バス路線の維持方策に向けた検討が開始され、その後、協議会で議論の上、村がバスを運行し、利用者のニーズに合わせたダイヤ設定など利便性に配慮したことなどにより、乗車率の向上につながったものと考えております。

道といたしましては、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、引き続き、市町村に設置されている地域公共交通会議などにおいて、利便性の向上や交通体系の最適化といった地域の取組に必要な助言を行いますとともに、地域交通の維持確保に向けて市町村や交通事業者などとの連携の下、地域公共交通計画に基づく各般の施策に取り組んでまいります。

○川澄宗之介委員 今後のバス路線の維持のことについて、ちょっとまた聞きたいと思うのですが、バス路線の維持に向けては、事業者さんの努力だけでは難しいということで、地域で頑張っているところ、「むらバス」等があるわけです。

この後、さらなる道と自治体間の協議というのは加速させていかないと、やっぱり、事業者だけでは厳しいというのが全道各地で見られてきたわけであります。その意味で、各振興局で会議がなされて、先ほどの質問にありました上川のような事例も出てきているのだと思います。

もちろん、道からは路線維持に関する補助金等が出ていることも承知をされていて、厳しい財政の中で取り組んでいただいていると思います。また、今後は、利用者も交えた議論というふうにしていくことで、利用者側も、路線維持の責任を持つ必要があるのかなと私は考えているところでもあります。

並行在来線後志ブロック会議の今後の協議の在り方について、見解を伺いたいと思います。

○内田尊之委員長 鉄道担当局長佐々木敏君。

○佐々木鉄道担当局長 後志ブロック会議の協議の在り方についてでございますが、住民ニーズを踏まえた地域交通の確保方策の検討に当たりましては、これまでの間、沿線自治体において、地域住民との意見交換の開催や議会議論などによる検討、協議を重ねてきたところでございます。

一方、先般開催されました後志ブロック会議では、出席したバス事業者から、乗務員不足は深刻であり、厳しい状況にはあるものの、引き続き、協議に参加したいとの説明があり、首長からは、バス事業者の意向も踏まえながら、コストと住民サービスのバランスを考えつつ検討を進めたい、本当に地域に必要な生活交通を確保していくことが必要などの御意見があったところでございます。

道といたしましては、沿線の鉄道やバスの利用状況の変化を把握しつつ、引き続き、沿線自治体のほか、バスや鉄道などの交通事業者をはじめとする地域の関係者と共に、地域にとって最適な公共交通の確保に向けて取り組んでまいります。

○川澄宗之介委員 最後に、交通政策のこれからということでお聞きをしたいと思います。

さきの創生総合戦略にも関わるのですけれども、人口減少の局面ですから、減便をせざるを得

ないというのは私も一定程度理解します。

ただ、そうであれば、先ほどの質問にも関わりますけれども、ブロック会議の議論においては、今後の利用動態の予測から必要本数を割り出すだとか、幹線路線についてはバス事業者で維持をする、または、新たな事業者の参入を募り共同運行を考えていくとか、新しいアイデアも必要かなと思っています。

また、枝線、いわゆるフィーダー線等については、自治体運営のバスとして補助金を活用しながら維持をする等、今後の人口減少社会であっても、地域を維持するために必要な交通政策として一歩前に進めた議論が必要になると考えています。交通企画監の見解を伺います。

○内田尊之委員長 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○宇野総合政策部交通企画監 今後の後志ブロック会議の議論についてでございますけれども、道では、バス路線ごとの利用実態や移動ニーズを的確に把握しながら、今、14の地域におきまして、交通政策のマスタープランとなる広域的な地域公共交通計画をまさに策定したところでございます。

計画の推進に当たりましては、道や国、市町村、交通事業者などで構成する法定協議会におきまして、公共交通の利便性の向上をはじめとしまして、利用促進や路線の最適化、さらには運転手確保に向けた取組など、計画に掲げた施策を推進しまして、持続可能な地域交通の確保に向けて取り組んできているところでございます。

先般開催されました第17回後志ブロック会議におきましては、将来の交通需要や高速道路の延伸などの交通環境の変化を的確に把握しつつ、新幹線開業後を見据えた地域交通ネットワークの検討に取り組むとする今後の方針を確認したところでありまして、道といたしましては、引き続き、地域住民の皆様の生活交通の確保に十分配慮しながら、新たな交通体系の構築に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川澄宗之介委員 最後に、指摘ではないのですが、やっぱり、後志の地域交通の未来図が、地域の皆さんに見えることが、地域を維持するために何をとっても一番重要だなと思っています。

そういった意味で、しっかりとお示しいただいて、新幹線ができると、後志にも新幹線ができるわけでありまして、大きく後志の未来は変わっていきますから、そういった点で、特に沿線住民の方々に未来予想図みたいのが見えるような形を示す体制づくりをお願いしたいと思います。

また、知事には、「知事、山線に乗る」とか、「知事、バスに乗る」とか、「知事、並行在来線を考えてみる」とかやっていただきたいと思っています。それが、知事が地域を本当に支えていくということにもつながると思いますので、ぜひ、部長、御検討のほうをよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○内田尊之委員長 川澄委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いた

しました。

海野真樹君。

○海野真樹委員 通告に従いまして、以下、伺います。

初めに、道内空港における国際線の運航についてであります。

先月8日、来年1月に道内空港を発着する国際定期便の運航便数が週当たり255往復となり、便数ではコロナ禍前を上回る見込みとの報道がありましたが、その後も、北京首都航空が今月28日から北京－新千歳線の運航を始めるといった発表もあったところです。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、国際線の運航便数についてであります。

現時点で道が把握している道内空港への国際線の運航便数等について、空港ごとの状況について伺います。

○内田尊之委員長 空港戦略担当課長村田高志君。

○村田空港戦略担当課長 道内空港における国際線の運航便数についてでございますが、先月末時点で把握している来年1月の状況としまして、新千歳空港では、週267往復の運航が予定されており、主な内訳としては、韓国線が週110往復、中国線が週54往復、台湾線が週42往復、香港線が週28往復となっております。

コロナ禍前の令和2年1月に比べまして、中国線が16往復減少しているほか、いわゆる欧米豪といった路線が回復していない一方、韓国線が75往復、台湾線が9往復、香港線が5往復増えており、全体では55往復の増となっております。

また、国際線が就航する地方空港は、函館、旭川の2空港で、その運航便数については、函館空港で、台湾線が週8往復、旭川空港で、韓国線が週4往復、台湾線が週2往復の合計週6往復と、令和2年1月に比べまして、函館空港では4往復の減、旭川空港では4往復の増となっております。

○海野真樹委員 次に、新千歳空港について伺います。

道内空港における国際線の運航に関しては、これまで、グランドハンドリングなど空港業務を担う人材の不足や航空燃料の調達を理由として運航を見合わせる事例が生じていると伺っていましたが、新千歳空港の受入れ体制の現状はどのようになっているのかを伺います。

○村田空港戦略担当課長 新千歳空港における受入れ体制の現状についてでございますが、グランドハンドリングなどの空港業務に従事する職員数は、既存事業者で、おおむねコロナ禍前の水準に回復しているほか、今年度、新たなグランドハンドリング事業者の進出もあったところでございます。

また、航空燃料につきましては、国からは個別の空港の状況は公表できないこととされておりますが、本年7月に、全国で就航、増便等に至っていなかった週140便が、官民タスクフォースによる取組によりまして週16便にまで減少した一方、新たな就航、増便の要請もあり、9月時点で合計週63便が就航等に至らなかったと伺っております。

○海野真樹委員 この冬の国際線の運航状況からも、空港業務を担う人材や航空燃料の供給体制については改善の方向に向かっていると実感しています。

一方、先月末から、中国政府が短期滞在する日本人の入国ビザの免除を再開したこともあり、今後、運航を希望する航空会社はさらに増えることも予想され、空港人材の不足や航空燃料の調達といった課題に加え、ターミナルビルや駐車場の混雑などの課題にも改めて向き合う必要があると考えます。

新千歳空港における国際線の受入れ体制の改善充実について、道としてどのように取り組んでいくのかを伺います。

○内田尊之委員長 航空港湾局長前川晃輝君。

○前川航空港湾局長 今後の受入れ体制についてであります。国際線の運航は、地域振興や観光振興など地域経済の活性化を図る上で重要な役割を果たすものであり、道では、これまでも、就職セミナーの開催や採用情報の発信など空港業務を担う人材の確保に取り組むとともに、国に対し、C I Q体制の機能強化といった受入れ体制の整備に加え、新たな誘導路の整備など、空港機能の強化についても要望してきたところでございます。

また、空港を運営する北海道エアポートにおきましても、空港人材の確保のほか、国際貨物ターミナルの拡張やビジネスジェット専用施設の新設などに取り組んでまいりました。

道といたしましては、引き続き、空港管理者である国や地元自治体と連携いたしまして、国際線の受入れ体制の整備に取り組むとともに、将来の航空需要を見据えた投資が適切に行われるよう、北海道エアポートに働きかけてまいります。

○海野真樹委員 地方空港におけるグランドハンドリング業務の従事者数は、コロナ禍で減少したまま、依然として回復していないところもあると伺っております。

道では、これまでもこうした人材の確保に向けて取り組んでいると承知しておりますが、残念ながら現状を打開するには至っておりません。

従前の取組に加え、グランドハンドリング事業者に対する支援も必要と思いますが、道の見解を伺います。

○村田空港戦略担当課長 地方空港における人材の確保についてでございますが、道では、国や地元自治体、北海道エアポート等で構成されますワーキンググループに参画し、就職セミナーの開催や採用情報の発信などに取り組んできたほか、道独自の取組として、移住を検討している方々を対象としたオンラインセミナーも開催してきたところでございます。

また、こうした取組に加え、本年度、国と連携しまして、地方空港に運航する国際線の受入れ業務を担う事業者に対し、主にチャーター便や短期間の季節定期便の運航時に、職員の応援派遣や資機材のレンタルに要する経費を支援する制度を設けたところでございます。

○海野真樹委員 次に、地方空港への国際線の誘致についてでございます。

旭川空港では、今月19日から、アジアナ航空が7年4か月ぶりにソウル線の運航を再開するとこの発表がありました。これにより、現在、週2往復の国際線の運航便数が週6往復になるとのこ

とで、さらなるインバウンドの誘客が見込まれています。

これは国際線の誘致に成功した事例と考えられますが、道や地元自治体は、この誘致に向けてどのような活動を行ってきたのかを伺います。

○村田空港戦略担当課長 旭川空港への誘致活動についてでございますが、道では、就航実績のある航空会社を中心に、道内空港への就航を積極的に働きかけてきており、その中で、旭川空港への就航に前向きでありましたアジアナ航空に対し、本年8月、地元・旭川市や北海道エアポートと共に韓国の本社を訪問し、旭川周辺の魅力や空港の応需体制などについて説明してきたところでございます。

また、旭川市におきましては、今回の就航を機に、国際線を対象に路線開設の初期投資等に対する経費の助成といった支援制度の創設も行ったと承知しております。

○海野真樹委員 今、ウインターシーズンに入っておりますが、北海道の雪はアジアから来られるインバウンドには大変喜ばれております。私が航空会社に勤務しているときも、到着してから雪を見て喜ばれるインバウンドを見て、大変うれしい気持ちになりました。

しかしながら、航空会社にとって雪はリスクでもあります。例えば、降雪が予想されていたときでは、雪で着陸できない場合に備え、出発地で燃料を多く搭載することや、降雪で着陸ができず、ほかの空港に着陸するリスクや、航空機の翼を除雪するデアイシング費用も多くかかります。雪は、航空会社にとってリスクであり、経費がかかるということです。

旭川空港新規路線就航促進助成金の中で、デアイシング作業に要する経費の助成を設けたと承知しております。今後もインバウンドはさらに増加が見込まれると予想されることから、新千歳空港をはじめ、地方空港においても、道としても新規就航会社に冬季における助成などもお考えいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

私の地元にある函館空港では、先月まで、スターラックス航空、タイガーエア台湾の2社がそれぞれ台湾線を週5往復運航しておりましたが、現在、スターラックス航空が週3往復に減便となり、今のところ、新たに就航する航空会社も決まっておりません。

これも旭川の例になりますが、昨年12月から、ジェットスター・ジャパンが成田線を開設し、成田経由で多くのインバウンドにお越しいただいていると伺っています。函館空港や、現在、国際定期便の運航がない地方空港において、国際線が多く就航している成田、関西など拠点空港を結ぶ路線を充実することで、道内の航空ネットワークが強化され、インバウンドの増加にも寄与すると考えますが、海外からの直行便のほか、国内の拠点空港を結ぶ路線の道内地方空港への誘致について、道としてどのように取り組む考えなのかを伺います。

○前川航空港湾局長 地方空港への誘致についてであります。道内航空ネットワークの充実強化には、国際線に加え、成田や羽田、関西など国内主要空港との路線の拡充も効果的と認識しております。

こうしたことから、道では、これまでも、国際線の新規就航や再開に向けまして、北海道エア

ポートや地元自治体と連携しながら、海外の航空会社に対し、地方空港への就航を働きかけるとともに、国内主要空港に就航するLCCを含め、様々な本邦航空会社に対しても働きかけを行ってまいりました。

また、官民による実行委員会を通じたイベントの開催や、航空会社が地域と連携して行うプロモーションへの支援など、航空需要の創出にも取り組んできたところでございます。

道といたしましては、引き続き、北海道エアポートをはじめ、函館市など空港が所在する自治体とも緊密に連携しながら、航空会社への働きかけを強化するとともに、双方向の需要創出を推進するなど、地方空港における航空ネットワークの拡充に取り組んでまいります。

以上でございます。

○海野真樹委員 道内空港における国際線の運航について伺ってまいりました。

地方空港におけるグランドハンドリング事業者への支援や、地方空港への国際線の誘致は大変重要であると考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしく願いいたします。

次に、航空の脱炭素化についてであります。

脱炭素化は、世界的な喫緊の課題と考えます。我が国では、2020年10月に、2050年カーボンニュートラルの実現を宣言し、地球温暖化対策の推進に関する法律の基本理念として掲げるとともに、2021年には、同法に基づく地球温暖化対策計画において、2030年度に温室効果ガス2013年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくと承知しております。

こうした中、各航空会社では、温室効果ガス排出量の削減目標などを盛り込んだ航空運送事業脱炭素化推進計画を作成し、持続可能な航空燃料、いわゆるSAFの使用、運航の改善等に取り組んでおります。SAFについては、生産設備のない道内でも、新千歳、旭川の2空港で既存燃料の一部に置き換える検証事業が始まるとの動きもあります。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、空港における脱炭素化の推進についてであります。

航空分野の脱炭素化には、航空会社が主体的な役割を果たすこととなりますが、その一方で、空港施設から排出される温室効果ガスの削減も欠かせません。空港における脱炭素化の動きについて伺います。

○村田空港戦略担当課長 空港の脱炭素化についてでございますが、令和4年に空港法等が改正され、空港管理者は空港脱炭素化推進計画を作成することができることとなり、このうち、国以外の空港管理者は、申請により、国土交通大臣からの認定が可能となりました。

これを受けて、国土交通省は、本年4月、新千歳や函館を含む、国が管理する全27空港において当該計画を作成したほか、成田、関西、神戸など国管理以外の一部の空港においても、各管理者は、当該計画を作成し、大臣の認定を受けております。

道においても、道管理の五つの空港の計画を作成し、本年10月、全ての計画について大臣の認定を受けたところであり、これまで、国管理以外では、69の空港のうち14空港が認定を受けてお

ります。

○海野真樹委員 今般、国土交通大臣の認定を受けた道管理空港の計画は、どのような内容となっているのかを伺います。

○村田空港戦略担当課長 道管理空港の脱炭素化推進計画についてでございますが、道では、昨年8月以降、空港ごとに関係の事業者や行政機関などで構成される脱炭素化推進協議会を設置し、温室効果ガスの削減策などの検討を重ねまして、本年7月、各空港別に計画を作成したところでございます。

各計画では、まず、温室効果ガス削減目標の基準年となる2013年度と、コロナ禍による影響を受けていない2019年度を直近として、各年度の温室効果ガス排出量の調査結果を記載しております。

また、その削減目標として、2030年度に2013年度比マイナス50%、2050年度に実質ゼロを目指すことを掲げた上で、目標の達成に向け、旅客ビルの照明や航空灯火のLED化といった省エネの推進、太陽光パネル設置など再エネの導入のほか、空港車両への次世代自動車の導入などに取り組むこととし、航空会社、グランドハンドリング事業者など、これら取組の実施主体についても明記したところでございます。

○海野真樹委員 道は、今後、国土交通大臣の認定を受けた空港脱炭素化推進計画に基づき、2050年カーボンニュートラルに向け、北海道エアポートが運営する女満別空港を含め、道管理空港の脱炭素化にどのように取り組んでいくのかを伺います。

○前川航空港湾局長 今後の道の取組についてであります。道管理空港における脱炭素化の推進は、ゼロカーボン北海道の実現に向け、大変重要な取組と認識しており、航空灯火のLED化や次世代自動車の導入などを計画的に推進するほか、特に、温室効果ガス排出量の削減に効果のある再エネの導入につきまして、関係者間で連携して取組を進めてまいります。

また、今後も、脱炭素化推進協議会を定期的に開催し、各実施主体による取組の進捗状況を確認するとともに、その確認結果や技術の進展などを踏まえ、適時適切に計画を見直すこととしております。

道といたしましては、2030年度までの50%の温室効果ガス削減、2050年度までのカーボンニュートラル達成という目標の実現に向けまして、引き続き、女満別を含む各協議会の皆様と連携しながら脱炭素化の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○海野真樹委員 航空の脱炭素化について伺ってまいりました。

道管理空港の脱炭素化の推進は、ゼロカーボン北海道の実現に資する大変重要な取組であると考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

次に、地域交通についてであります。

道内の路線バスは、近年、減便が相次いでおり、今月のダイヤ改正においても札幌圏を中心に

大幅な減便が行われました。人口減に伴う利用者の減少、燃油高騰など、バス事業者を取り巻く環境は依然として厳しく、特に運転手不足は深刻で、減便の大きな要因となっており、バス協会からも、人材確保に対する支援について要望が寄せられていると承知しております。そこで、以下、伺ってまいります。

道として、このようなバス事業者を取り巻く厳しい現状についてどのように認識をしているのか、また、運転手確保に向けて、これまでどのように取り組んできたのかを伺います。

○内田尊之委員長 地域交通担当課長齋藤冬樹君。

○齋藤地域交通担当課長 公共交通の現状についてでございますが、人口減少に伴う利用者の減少や燃油高騰、さらには輸送を担う人材不足などにより、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増している中、とりわけバス事業においては運転手不足が顕著となっており、昨今における減便の主な要因となっているものと認識しております。

このため、道では、これまで、運転手確保に向けまして、北海道バス協会などと連携した大型2種免許の取得費用に対する助成事業のほか、全道各地での運転体験をセットにした合同就職相談会や、ハローワークと連携した相談会を開催するとともに、昨年度からは、全国のバス事業者が出展する道外における就職イベントや、移住フェア、U・Iターンフェアへの出展などのプロモーション活動を行ってきたところでございます。

○海野真樹委員 次に、今後の対応についてであります。

通勤や通学、通院など、地域の暮らしを支える移動手段として欠くことのできないバス路線を将来にわたって維持するためには、バス事業者も含め、地域の関係者が一体となって取組を進めることが重要と考えます。

道は、バス運転手の確保に向けて、今後どのように取り組んでいくのかを伺います。

○内田尊之委員長 交通政策局長齋藤由彦君。

○齋藤交通政策局長 今後の対応についてでございますが、バス事業は地域の暮らしを支える上で重要な役割を担ってございますが、高齢運転手の退職や新規採用者の確保が難しいことなどから、多くの事業者におきまして運転手不足が一層顕著となっており、将来にわたりバス路線を安定的に確保する上で喫緊の課題になっているものと認識してございます。

こうした中、道では、運転手確保に向けまして、北海道バス協会などと連携を図りながら、これまで、若年層向けのキャリアパスガイドの作成などといった取組を進めており、昨年度からは、移住施策との連携による道外でのプロモーションの実施や、自衛隊を退職される予定の方々を対象に就職相談会を開催するなどの取組を強化したことに加えまして、今後は、現在、国において運用開始の検討が進められている自動車運送業分野における特定技能制度の活用なども念頭に置いた、幅広い対応を図っていくことが必要と考えており、引き続き、交通事業者はもとより、北海道運輸局や市町村など多様な主体との一層の連携の下に、運転手の確保に向けた取組を推進してまいります。

以上でございます。

○海野真樹委員 地域交通について伺ってまいりました。

道内の路線バスは、利用者の減少、燃油高騰に加え、運転手不足が非常に深刻で、減便の大きな要因となっております。これは大変重要な問題であると考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

次に、北海道の未来に向けた戦略展開についてであります。

我が党は、さきの一般質問において、北海道の未来に向けた戦略の展開について伺ってまいりました。北海道の未来を考えていく上で、人口減少にどう向き合い、道が示す緩和と適応の観点で、どのように実効性ある取組を進めていくかは重要な課題であると考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、これまでの地域振興条例や北海道創生総合戦略の取組の総括についてであります。平成21年に制定された地域振興条例、平成27年に策定の北海道創生総合戦略に基づくこれまでの取組状況について伺います。

○内田尊之委員長 地域戦略課長水井啓介君。

○水井地域戦略課長 道における取組状況についてであります。道では、地域振興の基本理念や方針等を定めた地域振興条例に基づき、地域計画である連携地域別政策展開方針を策定し、地域資源の磨き上げや集落対策、広域連携の促進といった地域課題の解決に向け、地域づくり総合交付金をはじめ、地域振興派遣や振興局独自事業などの地域振興施策を効果的に活用しながら、地域と共に取り組んできたところでございます。

また、本道の人口減少対策の指針である北海道創生総合戦略の下、国の地方創生交付金等も活用し、市町村戦略への支援を行いながら、子育て環境の充実や、地域の特性を生かした働く場や雇用の創出、移住、定住の促進など、本道の創生に取り組んできたところでございます。

○海野真樹委員 道は、地域振興条例に基づき、179市町村と共に地域振興を図っていくため、地域づくり総合交付金や、道職員の派遣、広域連携の支援を進めてきたと承知しております。

また、北海道創生総合戦略に基づき、国の地方創生交付金の活用や企業版ふるさと納税といった取組を通じ、地域創生に向けた施策を推進してきたところでありますが、今般、それぞれの見直しの方針を示されております。どのような考え方で見直しをするつもりなのか、伺います。

○内田尊之委員長 地域創生局長馬場俊哉君。

○馬場地域創生局長 地域振興条例及び創生総合戦略の見直しについてであります。道では、地域振興条例に基づく施策の実施状況につきまして点検を行うため、地域振興条例検討懇話会を設置し、4回にわたり意見交換を行ったところであり、懇話会でいただいた御意見なども踏まえまして、このたび取りまとめた点検結果におきましては、多様な人材が活躍できる地域づくりや、民間と行政との協働、再生可能エネルギーやデジタル技術の活用必要性などの明確化といった条例の見直しを検討することとしたところでございます。

また、次期戦略につきましては、北海道総合計画等の関連計画との整合を図りますとともに、

現行戦略の検証結果や、本道を取り巻く社会経済情勢の変化、国の政策動向等を踏まえ、必要な見直しを行うこととしており、こうした考え方にに基づきまして、このたびお示しした素案におきましては、総合計画との整合を図り、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域をつくることを目指す姿として設定いたしましたほか、現行戦略の検証結果を踏まえ、人口減少のスピードを緩和する観点と、現在より少ない人口においても活力ある社会を構築する人口減少社会への適応の二つの観点を新たに設定するとともに、国において新たに設置された新しい地方経済・生活環境創生本部の方針なども踏まえて、基本戦略や重点戦略プロジェクトを取りまとめたところでございます。

以上でございます。

○海野真樹委員 国は、11月8日に、新しい地方経済・生活環境創生本部を立ち上げ、年末を目途に、安心して働き暮らせる地方の生活環境の創生、東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、付加価値創出型の新しい地方経済の創生といった柱の下、地方創生の考え方を明らかにするとされました。

こうした国の地方創生の動きをどのように受け止め、今後、北海道創生総合戦略の見直し検討にどのように反映していく考えなのかを伺います。

○内田尊之委員長 地域創生担当課長榎波潤記君。

○榎波地域創生担当課長 国の動きを踏まえた対応についてではありますが、国においては、先般、新しい地方経済・生活環境創生本部を設置し、安心して働き暮らせる地方の生活環境の創生、東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、付加価値創出型の新しい地方経済の創生、デジタル・新技術の徹底活用などの柱に沿って、年末に基本的な考え方を取りまとめる旨の方針を示しているところです。

こうした国の動きなども踏まえ、このたびお示しした次期戦略の素案においては、本道の人口減少対策に当たり、政策資源を集中して投入し、重点的に展開する施策群として、地域創生の根幹をなす、まち、ひと、しごとの三つの柱に、第2期創生総合戦略策定以降の社会経済情勢の変化を踏まえて、これらの柱の横串となるデジタルを加えた四つの視点の下、重点戦略プロジェクトを設定したところでございます。

道といたしましては、引き続き、今後の国の動向を注視し、国の施策の活用が最大限図られるよう、原案などへの反映に努めながら、次期戦略の今年度末までの策定に向けてさらに検討を進めてまいります。

○海野真樹委員 約10年前の地方創生の取組開始時は、市町村において、道の戦略を踏まえながら、それぞれ戦略策定を進め、道と市町村が連携しながら取り組んできたところです。

今回の見直しでは、どのように市町村と連携を図っていく考えなのか、伺います。

○水井地域戦略課長 市町村との連携についてではありますが、人口減少が急速に進行する中、各地域が将来にわたって発展していくためには、地域固有の特性や多彩な地域資源を活用した取組を進めていくことが必要でございます。

こうした中、道では、地域づくりの拠点である振興局が、市町村をはじめ、地域の皆様の声を丁寧に向いながら、総合戦略の地域戦略として位置づけられている連携地域別政策展開方針の策定を進めており、今般、次期方針の素案を取りまとめたところでございます。

本素案には、日本遺産「炭鉄港」やジオパークなどを活用した交流人口の拡大、離島交流の推進など、市町村をはじめ、多様な主体との連携協働により実施する様々なプロジェクトを盛り込んだところであり、戦略の推進に当たりましては、道と市町村のスクラムをより一層強化し、市町村の総合戦略との有機的な連携による一体的な取組を進めてまいる考えでございます。

○海野真樹委員 最後に、北海道の未来を見据えた新たな創生総合戦略の目標についてであります。

国の動きに機動的に対応していくことはもちろんのことですが、北海道の未来に向けた目標を掲げることが重要であると考えます。

新たな戦略において、市町村と連携し、効果的な取組を進めていくためにも、道自身が、必要と考える目標を定め、実行に移していくべきと考えます。

道として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○内田尊之委員長 総合政策部長兼地域振興監北村英則君。

○北村総合政策部長兼地域振興監 北海道の創生に向けた今後の取組についてでございますが、このたびお示した次期戦略の素案におきましては、目指す姿として、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域を掲げますとともに、現行戦略の検証結果を踏まえまして、人口減少のスピードの緩和と人口減少社会への適応の二つの観点の下、主に緩和の観点としては、一人一人の希望をかなえる社会をつくる、地域の魅力を高め、地域への人の流れをつくる、主に適応の観点としては、安心して暮らせる豊かな地域をつくる、潜在力を生かした産業・雇用をつくる、多様な連携により地域の活力をつくるの五つを取組の基本方向として定めたところであり、これらの柱に沿って基本戦略を取りまとめ、まち、ひと、しごと、デジタルの四つの視点から重点戦略プロジェクトを設定したところでございます。

道といたしましては、引き続き、次期戦略に掲げる目指す姿や取組の方向性などについて、市町村はもとより、幅広く道民の皆様から御意見を伺い、次期戦略の今年度末までの策定に向けてさらに検討を深めますとともに、国の施策も効果的に活用しながら、道と市町村の総合戦略の一体的な施策展開を図るなど、実効性のある人口減少対策を進めてまいります。

○海野真樹委員 北海道の未来に向けた戦略展開について伺ってまいりました。

道が、市町村と連携し効果的な取組を進めていくためにも、未来に向けた目標を定め、実行に移すことは大変重要であると考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○内田尊之委員長 海野委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

中川浩利君。

○中川浩利委員 それでは、私から、通告に従いまして、世界と北海道をつなぐ環境づくりということで、数点伺ってまいります。

まず、多文化共生社会の形成に向けて、本道でも日本語教育の空白地帯をなくすということが強く求められておりますけれども、令和3年時点の道内における日本語学校は、札幌市、旭川市、函館市、帯広市、室蘭市、恵庭市、東川町及び中標津町の6市2町に19校が開設をされております。

また、札幌市を含む石狩管内をはじめ、道内9振興局管内の12市3町に、こちらは31の日本語教室といったものが設置をされていましたが、それから数年が経過をした現在の設置数及び開設の主体、現状についての課題を含めて所見を伺います。

○内田尊之委員長 外国人材担当課長池田和明君。

○池田外国人材担当課長 日本語教室の設置状況等についてでございますが、法務省が告示し、留学という在留資格の取得が認められる、いわゆる日本語学校は、令和6年7月30日現在、6市2町の計19校が道内に設置されているところでございます。

また、市町村や国際交流団体、NPO法人等が日常のコミュニケーション手段としての日本語学習機会の提供を行う日本語教室につきましては、直近の道の調査では、11振興局管内の15市8町2村におきまして42の教室が設置されているところでございます。

道内在住の外国人の方々が増加を続ける中、日本語教育の重要性は増しておりますが、その運営に当たりましては、日本語教育に携わる方々の高齢化や人材不足、日本語教室の運営、指導方法のノウハウ不足などが課題となっているものと認識してございます。

○中川浩利委員 学校数は変わらないものの、日本語教室については、課題はありますが、増えはきている状況だということであります。

次に、道は、昨年度、外国人住民と日本人住民が言葉の壁を乗り越えて共に暮らし続けられるように、在住外国人の増加が著しく、かつ、日本語教室がないか、あっても限定的である地域などを開催地としまして、日本語教育を行うことができる、あるいは、サポートできる人材の養成講座を実施するなどしておりますけれども、これまでの取組状況をお伺いします。

また、日本語教育に関する教室などの設置と併せて、人材育成の目標設定などについても伺います。

加えて、他府県などでは、国際課ではなくて、教育あるいは福祉関係部などが日本語教育を主管しているところもありますけれども、本道における日本語教育の在り方などについて、道としてどのように検討し、今後どのように進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

○内田尊之委員長 外国人材担当局長津久井直子君。

○津久井外国人材担当局長 日本語教育の推進についてでございますが、道では、日本語教育に携わる人材の育成のため、昨年度より学習支援者などの養成講座を実施しておりまして、これまで8地域で計21回開催し、延べ413人の方々に参加いただいたところでございます。

また、日本語教育総括コーディネーターを配置し、地域の課題解決に向けた助言、サポートを行うなど、相談支援の体制構築や日本語教室のモデル開催などにも取り組んでいるところでございまして、道といたしましては、日本語教室の設置が困難な地域でのICTを活用したオンライン学習なども活用しながら、日本語教育を希望する全ての外国人住民の方々への教育機会の確保が図られることを目指し、日本語教育の環境づくりを進めております。

また、こうした取組を推進する上では、学識経験者からの知見を得ながら、市町村や道内の国際交流団体、日本語教室に携わる関係主体等との連携が重要となりますことから、北海道の日本語教育の推進における総合調整の場として北海道日本語教育推進会議を設置し、教育庁など関係部局との連携も図りながら、日本語教育の推進に取り組んでいるところでございます。

○中川浩利委員 次に、外国人相談センターについて伺います。

令和元年から、HIECCに、在住外国人のための多言語対応による相談窓口が開設されております。ある意味で、揺り籠から墓場までの生活や就労に関する多様な相談が寄せられておりまして、相談事例集なども作成をされていると承知しています。

この相談センターは、多言語で相談を受けて、道や市町村の現場につなぐ役割も担っておりますが、相談対応の件数などの推移をお伺いするとともに、この相談センターから問題解決につながった事例、あるいは、在住外国人の視点から見て、制度や手続の改善、改正が必要であると発見された事例など、成果について併せてお伺いいたします。

○池田外国人材担当課長 外国人相談センターの相談実績などについてでございますが、1か月当たりの平均相談件数は、設置した令和元年度は68件、令和2年度は197件、令和3年度は245件、令和4年度は208件、令和5年度は210件、令和6年度は10月末現在で208件となっております。

相談対応におきましては、コロナ禍において帰国が困難になった在留外国人への一時的な在留資格の創設や、支援金の受給などのサポートといった取組に加え、異国の地で孤独や不安を抱える方々のお話を丁寧にお聞きし、寄り添うことにより、少しでも不安なお気持ちの支えとなるよう努めるなど、同じ外国人である相談員一人一人が相談者の立場に立ちながら様々な取組を行ってきたところでございます。

また、外国で生活をする上で、コミュニケーションの基礎となる言葉の壁は大きな課題となることから、センターへの相談を通じてより明確となっており、道として、日本語教育の環境づくりに取り組むとともに、国に対し、支援措置の強化などの要請を行っているところでございます。

○中川浩利委員 季節偏在といいますか、そういったものがあるのだけれども、大体、月に200件ぐらいの相談があるということであります。

それで、今後、より多くの外国人の方、また、様々なルーツを持つ方などが本道で暮らすということを想定しますと、外国人相談センターの役割はますます大きくなるというふうに思います。

そのための一層の機能強化が求められるところでありますけれども、今後の運営に向けての課

題、あるいは、それを踏まえた今後の対応、取組について伺いたいします。

○津久井外国人材担当局長 外国人の方々への相談対応についてでございますが、本道在住の外国人の方々に安心して生活していただくためには、在留外国人の増加に伴い、今後、相談件数の増加や複雑化が想定される中、様々な相談ニーズへの対応に向けて、道内各地域に分散して暮らす外国人の方々からの相談にきめ細かなサポートが提供できる体制を確保していくことが重要でございます。

このため、道といたしましては、引き続き、道や市町村の相談センターの運営に係る支援について国へ要望を行っていくとともに、市町村や関係団体の連携を一層密にしながら、移動相談会の開催やオンラインでの相談対応に加え、相談ノウハウなど、対応力の強化に向けた市町村研修を開催するなど、本道における外国人相談対応の着実な推進を図ってまいります。

○中川浩利委員 できれば、本道津々浦々に直接相談できる場所があればいいのでしょうか、なかなかそうもいかないもので、オンライン等、様々な手段を考えていただきたいというふうに思います。

次に、北海道は、幾つかの海外の地域と姉妹友好提携を結んでいますけれども、最新の状況について教えてください。また、これまでどのような交流を行ってきたのか、コロナ禍の影響はどうだったのか、併せて伺います。

○内田尊之委員長 国際課長木下博史君。

○木下国際課長 姉妹友好提携先との交流の状況についてでございますが、道では、1980年のカナダ・アルバータ州との提携以降、これまで、6か国10地域との姉妹友好提携を締結し、高校生の交換留学や英語教員の派遣などの教育分野をはじめ、指導者の招聘により冬季オリンピックのメダル獲得にもつながったカーリングなどのスポーツ交流、さらには、経済や医療、福祉といった幅広い分野におきまして、市町村や地域の国際交流団体などと連携しながら、それぞれの地域の特徴やニーズに応じた交流を実施してまいりました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症により、海外への渡航が制限されていた時期につきましては、直接対面しながらの交流は中断を余儀なくされたところでございますが、例えば、友好図書の交換や小中学生のレター交換など、手法を工夫しながら交流を続けるなどし、これまでに培ってきた関係が途絶えることのないよう努めてきたところでございます。

以上でございます。

○中川浩利委員 今ほど答弁があったように、やはり、コロナ禍というのは大きな影響がありまして、そういった中でも、いろいろなやれることをやってきたという話だったというふうに思います。

ただ、コロナ禍という理由だけではなくて、地域は人口減少が進んでいるとか、そういった事情もあって、世知辛い話ですが、予算の面などで、そういった交流も規模を縮小したり、あるいは停止せざるを得ない、そういった切ないお話も聞くところであります。

しかしながら、北海道総合計画でも標榜しているように、世界というワードが入ってくる中で

は、そういった交流をしっかりと続けていかなければならないというふうに思っていますし、これまでの歴史的、文化的な交流といったものを土台としながら、新たな姉妹友好提携の展開等も考えていく、求めていくといったことが大事だというふうに思います。

道としては、本道における姉妹友好提携の目的あるいは意義をどのように認識し、新たな展開をどのように図っていこうとするのか、所見を伺います。

○木下国際課長 姉妹友好提携の目的や意義などについてでございますが、経済や社会のグローバル化が進展する中、地域における多文化共生社会の形成に向けて、海外の異なる文化や習慣を受け入れ、相互理解を深めていく上で、姉妹友好提携地域との交流を深めることは重要であると認識しております。

このため、道では、青少年などの人的交流をはじめ、双方の博物館などによる文化交流やスポーツ交流を通じまして、ネットや書籍だけでは困難な異文化との交流を直接経験できる機会づくりに努めますとともに、交流先の社会経済情勢も踏まえながら、観光や脱炭素、1次産業など、それぞれの強みを生かした分野におきまして、知見の共有や共同イベントの開催といった双方にとりましてメリットを見いだせる経済交流を推進するなど、幅広い交流を展開してまいります。

○中川浩利委員 今ほどの答弁にあったような、双方にメリットを見いだせるというか、そういった中で、インセンティブがあるから、ぜひやりましょうといったような方向づけなどを進めていただきたいというふうに思います。

それで、道においては、先ほど6か国10地域ということでございました。道内179市町村がございまして、その多くの市町村もそういった友好提携を図られているというふうに承知しますが、全道の状況についてお伺いします。

また、基礎自治体がそういった提携を行う意義あるいは課題の認識について、併せて伺います。加えて、今後どのように連携協働を図っていくのか、その点も伺います。

○内田尊之委員長 国際局長小林靖幸君。

○小林国際局長 市町村における姉妹友好提携などについてでございますが、道内では、72市町村がカナダやアメリカなど世界の115自治体と姉妹友好提携を結んでおりまして、教育や文化等、幅広い分野におきまして多様な交流が行われております。

例えば、十勝管内の鹿追町では、高校2年生のときに希望者全員が姉妹提携先のカナダにありましてストニィプレイン町に短期留学を行っておりまして、こうした取組は、次世代を担うグローバル人材の育成にも大きく寄与し、地域の持続的な発展にもつながるものと認識しております。

一方、課題としては、国際交流を推進する人材やノウハウ不足などの声が聞こえてきておりまして、道といたしましては、引き続き、道の国際交流員の活用や、姉妹友好提携地域との行事を道と共同で行うなど、市町村や関係団体と連携を深めながら、国際交流の取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○中川浩利委員 例で出していただいた鹿追町の希望者全員というのは、なかなか太っ腹といえますか、人数の関係もあるのでしょうかけれども、そういったところもあるということでありま

す。先ほどコロナ禍の話もさせていただきましたけれども、今、さらに円安で、予算的にも大変だということ、そういったマイナス面も乗り越えながら、現在もそういった国際交流を継続している地域というのは、やはり、いろんなプラスの面というかメリット、高校生に様々な経験を若いうちから積ませてあげたいとか、あるいはまた、まちづくりといった観点で、将来に向けて、投資ではないですけども、そういったことをされているというふうな姿も見えてくるわけです。

地方創生の観点から、高校等を核とした地域づくりといったものも求められている中で、高校生、特に道立高校における国際交流といったものを、広域自治体・北海道の国際交流の大きな柱に今後位置づけていくということも重要だと考えます。

そこで、北海道の高校生の国際交流の現状と課題について伺いするとともに、道教委などどのように連携をして、今後の道立高校における国際交流を進めていくのか、その必要性の認識を併せて伺います。

○木下国際課長 高校生の国際交流についてでございますが、グローバル化が進展する中、多文化共生社会の実現に向けまして、高校生が異文化交流や多様な価値観に触れる機会を創出することは重要であると認識しております。

現在、道教委では、知事部局と連携の下、姉妹友好提携を締結しておりますカナダのアルバータ州、米国のハワイ州と、また、教育分野における協力に関する覚書を締結しておりますニュージーランドと海外留学の取組を実施しておりますほか、海外の高校生とオンラインで交流する機会や、留学経験のある大学生と交流する機会を設けております。

こうした取組の実施に当たりましては、多くの生徒に関心を持っていただきながら、多様な機会を提供していくことなどが課題と考えておりまして、引き続き、道教委などとの連携の下、高校生の国際交流を進めてまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 次に、世界から選ばれる北海道であるために、現在、道内3か所にとどまっている国際バカロレア校の認定なども、北海道グローバル戦略を推進する上からも検討すべきというふうに考えますけれども、いかがでしょうか、所見を求めます。

○内田尊之委員長 国際企画担当局長堀内一宏君。

○堀内国際企画担当局長 グローバル人材の育成についてでございますが、本道を取り巻く国際情勢が急速に変化を続ける中、本道の持続可能な発展に向けましては、グローバル化に柔軟に対応できる国際感覚に優れた人材の育成と確保が必要と考えてございます。

こうした中、本道において3校が認定されております国際バカロレア認定校におきましては、世界の160の国や地域において使用されております国際標準プログラムを活用した教育が行われるなど、国際的な視野を持った若者の育成が図られると認識しております一方、道立高校などでの導入に当たりましては、カリキュラム編成上の課題や認定に必要な費用負担もございまして、引き続き、国の動向等を十分注視しつつ、教育部局などとも連携を図りまして、こうした

課題等を踏まえた対応などの検討が必要になるものと考えております。

道としては、今後とも、グローバル戦略に基づき、学校における教育はもとより、海外への留学や研修などを通じ、未来を担う若者に国際社会への理解促進や海外でのスキルの習得を図る機会を提供するなど、国際社会に貢献し、本道の地域活性化にも資するグローバル人材の育成を進め、世界と北海道をつなぐ環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 質問の最後になりますが、南米など日系人コミュニティとの連携強化について伺います。

姉妹友好提携こそ結ばれておりませんが、北海道、北海道議会ともに、おおむね5年に1度、ブラジル、パラグアイの北海道人会の周年行事に参加をするなどの交流が進められてきました。

ちなみに、ブラジルはポルトガル語圏、パラグアイはスペイン語圏となりますけれども、この8月、ブラジルにて、サンパウロ総領事に、後ろの赤根委員も一緒にですけれども、議員団として私も公式訪問させていただきました。その際、総領事から、北海道の観光あるいは地域資源に関して、ポルトガル語であったりスペイン語の情報発信が乏しいのではないかと。特にスペイン語といったものは、統計の取り方にもよりますけれども、英語よりも話す人が多いという言語とも言われていますので、北海道のこれからにとって、それらに対応していくことが非常に有益なのではないかといった御示唆をいただいたところであります。

北海道においても、多言語による行政情報の発信などは進んでいますが、ポルトガル語、スペイン語に関しては、今、ニーズが多いものではなくて、道全体としての取組に困難があることは理解しておりますけれども、ぜひ進めていったらどうかというふうに思っています。

既に、北海道から先人が移住をされて、パラグアイは85年、ブラジルが105年経過しております、日本への興味、関心や愛着を次世代に継承することが、現地の日本人会にとっても喫緊の課題というふうになっています。

日系人も含む現地の小中学生、高校生などに、難しい日本語に興味を持って学び続ける動機づけや、将来的に観光や仕事などで北海道を選んでいただくためにも、姉妹友好提携に準じたような形で、日本語学習と、スペイン語、ポルトガル語学習の相互の交流研修の機会を設けたらいかというふうに思いますけれども、最後に所見を伺います。

○内田尊之委員長 総合政策部グローバル戦略推進監工藤公仁君。

○工藤総合政策部グローバル戦略推進監 南米の日系人コミュニティとの連携強化についてでございますが、北海道から南米に移住された方々は、移住先の国の発展に大きく貢献されるとともに、本道との交流のかけ橋として重要な役割を果たしてこられたものと認識をいたしております。

道では、これまで、移住に係る周年ごとに、道議会や市町村の皆様方と共に南米を訪問し、北海道ゆかりの方々との交流を行ってきましたほか、現地の道人会の活動支援や本道への招聘事業

【第1分科会 12月6日 第3号】

などを実施してきたところでございます。

一方、日系人コミュニティの中には、4世、5世の世代になっている方々も多く、日本文化から疎遠になっている、日本語が話せないなどの課題もあるものと承知をしておりますことから、私といたしましては、引き続き、現地の道人会や交流団体の方々などの声を丁寧に伺いながら、相互交流の事業を通じ、世代を超えて日系人コミュニティとの絆が一層深まりますよう、南米との交流を推進してまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 終わります。

○内田尊之委員長 中川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総合政策部並びに通告のなかった選挙管理委員会、出納局、人事委員会、監査委員所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田尊之委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、12月9日の分科会は午後1時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時32分散会